

了珍の性格は後東本願寺建立の後兩山に屬するに至りしものならん、教如上人の書狀ありて上人が了珍を接近せしめん、力められしかを知る、曰く

今度屋敷相替付而御影堂令建立候、時分柄之儀候へども各馳走憑入候、抑一流安心之趣ハな
にのわづらひもなく雜行雜修をすて、一心一向に彌陀如來後生たすけ給へ、惡申人々ハ、
淨土に往生すべき事ゆめく疑あるべからず候、如信決定候うへニハ行住座臥に念佛申べ
く候、是を即佛恩報謝の念佛なり、心得られ候て油斷なく申され候べく候、なを粟津右近可
申候、穴賢々々

二月七日

教如(花押)

卜半老

これは卜半了珍死する慶長七年の二月ならんか、東本願寺最初の堂宇は慶長七年の建立なり、こ
いふに一致す、更に一通あり曰く

此地へ罷下候條、餘久不申承候間、御茶を申積儀、咄可申上存、度々御宿相尋申候へ、バ紀州へ御
越之由候、不及是非候畢、近日罷上候、來春早々罷下、緩々與可申承候、將又小袖二進之候、音問之
驗迄候、何事も期後面候、恐恐謹言

十二月十八日

光壽(花押)

更に教如上人遷化の前年慶長十八年六月宗祖等身(眞向)影像に裏書を書して卜半に與ふ、蓋し了

珍の息なるべし、裏書に曰く

大谷本願寺釋教如(花押)

慶長十八年癸稔六月二日書之

泉州南郡貝塚寺内

願主 釋卜半

本願寺親鸞聖人御影

ミ、願泉寺既に證如宗主裏書に慶長十二年極月准如宗主追記にかゝる宗祖聖人影像あるにも拘
らず、今年に至り殆んご舊に倍す加ふるに眞向の影像を以てするもの他に多く例を見ず、是れ教
如上人門徒糾合に努力せる半面を窺ふべし、貝塚の坊は天文年中より本山との關係を生し、天正
十一年七月以後本山祖像を安置し、顯如宗主及新門主教加上人々に住し、同十三年八月三十日天
滿に移るまでこれに在住せらしなり、

第三章 天滿本山と坊舎

天正十三年八月三十日顯如宗主泉州貝塚より天滿に移り給ふ『貝塚日記』に

一八月卅日、御門跡様中島寺内へ御うつり諸候入已下御供申也私宅モチタルモノナシ、各不辨

之式不及言語、秀吉公より被仰付當所にまづ、草堂を建立アリタルナリ

此文中中島寺内は今の天満の地帯をいふ、是より先顯如宗主祖像を奉して鷺森に移り給ふに、へぎも地邊陲にして諸國門徒參詣に便ならざるを以て往來利便の地を求め秀吉に請ふところあるもの、如し、今年四月二十八日宗主下間刑部卿圓山隱岐法橋をして秀吉を大坂に伺候せしめらる、秀吉兩使に告ぐるに、今度門跡寺内ニ渡邊ノ在所ヲ可被仰付を以てす、渡邊は天満の地を指す、「古事記傳」に堀江は渡邊ニ云處なり、此江に傍て南渡邊北渡邊ニて里あり、堀江の渡の邊なる故に渡邊ニ云しなり、橋のありし時もあり、渡邊橋ニ云へり、其橋は今の天神橋のあたりニぞ云々、堀江は今の淀川にして「仁徳紀」に乃堀宮北之郊原引南水以入西海、因以號其水曰堀江ニあるもの是なり、堀江の南北を通して渡邊ニ稱したり、見ゆ、五月に至り中島の地天満宮會所を限りて東は河縁まで七町、南北五町の地を秀吉自ら繩張して附す、「貝塚日記」天正十三年五月三日條下に

五月三日寺内屋敷可請取申由ニ付テ今日三日ニ刑部卿圓匠益少大坂へ罷越了、御帷三被遣之、翌日四日秀吉御自身御出有テ打繩ヲサセラル、也中島天満宮ノ會所ヲ限テ東ノ河縁マデ七町北へ五町也、但屋敷入次第ニ長柄ノ橋マテ可被仰渡云々、先以當分ハ七町ニ五町也、元ノ大坂寺内ヨリモ事ノ外廣シ

文中長柄ノ橋ニあるは延暦八年の住吉大社解狀に長柄船瀬、四至、東限高瀬、大庭、南限大江、西限、

淵、北限川岸ニあるものにして、今八軒屋の對岸のをいふなるべし、隨つて豊崎村の長柄橋趾にあらず、知るべし、「大坂寺内ヨリモ外ノ事廣シ」ニあるもの、舊大坂坊地の縱廣を知るの參考たるべきなり、六月廿七日教如上人中島の寺内屋敷を見る、七月十日天満會所の大村由巳、貝塚に來り自作の軍記を讀む、「貝塚日記」に

一、十日中島天満宮會所ノ由巳ト云人始テ御禮ニ被參也、御對面、新門樣御同前也、依御所望、新門樣御前にて由巳作の軍記ヲヨマル、也一番別所小三郎兄弟腹切諸卒ヲタスクル事ニ番、惟任日向守謀反信長御父子御最後其爲體事三ニ柴田修理亮ト江北ニテ合戰、秀吉御本意事ニあり、教如上人廿八歳感慨に耐えざるものありしならん、翌天正十四年正月廿三日宗主興正寺訪問あり、「貝塚日記」に、廿三日興門樣へ御せはにつきて御成、近年亂世ニヨツテ無其儀、當事舊儀御再興之體也、御座敷ノ様子別ニ註之、同年四月十五日より秀吉命して寺内河べりの堤を修理せしめらる、「日記」に、四月十五日ヨリ當寺内河縁ノ堤ヲ關白殿より被仰付入夫罷出口々普請仕者也、今年宗主消息を裁して中國四國西國の門徒に告げ給ふ、使堺眞宗寺なり

態染筆候、去年(私云天正十三年ナリ)秋頃より攝州中島のうちに寺内を再興せしめ、本尊開山の眞影を安置申事予が満足大かたならず候しかれば、諸國門葉參詣の心さしあさからざる事本望是に過す候、まづ、かりニ草堂をこり立候へきも、此分にてハ餘聊爾の體ひ、こつハ外聞もいか、にて候間、來八月十三日(私云天正十四年ナリ)前住(私云證年忌、私云三十三年忌也)のまへに御堂建立の有増にて候、

いまにはじめず候へきも門下の懇志ならではたのむ事なく候此砌同行衆たがひに志をは
けまれ候て彌有難報謝にも可相叶候それにつきては 猶真宗寺可申傳候あなかしこ

月 日

西國門徒衆中

中國

四國

真宗寺は顯珍なるべし天滿兩堂建立移徒の舊記存す之に據るに天正十三年八月四日阿彌陀堂
亭御うへ臺所石礎八月十日立柱此日宗主貝塚にあり阿彌陀堂柱立の祝儀同所に於て受く九月
六日移徒の祝儀あるも阿彌陀堂ハかり立にて御座候間つねの御けそく參候て御つみめ御座候
はかり也西國中國四國へ遣はさる消息にまづかりニ草堂をこり立候とあると一致す十四
年六月四日影堂石礎六月廿八日立柱七月十九日棟上八月三日移徒『影堂移徒記』に曰く

天正十四年八月三日

一今日御影堂之御移徒御座候

一御花足五色ニ色ミる阿彌陀堂ハ不參候

一御經一部御座候御齋御座候御菜ハ御汁二御菓子七種御女房衆三子々衆菜三次ニハ菜二

一御一家衆三十六人御うへかた十四人

一當番五人定衆二人坊主衆願入寺 專光寺 真宗寺 善性寺 ハリマ萬福寺 シ信乗 テハ專

稱寺 勝樂寺 光專寺 カウツヤ淨乘 甲州長延寺 ヒタチ上宮寺 真宗寺 仰西寺 勝願寺

明覺寺 誓願寺 木越光徳寺 近江善照寺 性應寺 超願寺 此衆御相伴

一御侍衆悉ほし入道衆ハじつみつ

是より先七月十九日影堂上棟に關白様へ強飯二折たいの物一ツ大樽三荷參候御使豊前ミ舊記
に出づ豊前ミは川那部豊前守元政ならん同月六日連夜より十三日に至る前住證如宗主三十三
回忌の法要を修せらる『貝塚日記』に

六日太夜より十三日前住御佛事始行國々御一家四十六人敷諸國坊衆三百人計參勤云々七

ケ日御經アリ別紙ニ註之

十三日庭田中納言殿焼香ノタメニ御下向按察使殿御名代トシテ御下向也三部經摺本被贈

之十六日御歸京也

ミ又『證如上人御一周忌より御法事次第』にも前住上人如卅三回御佛事於天滿宮被取行儀式之
事ミして記事あり同月十八日關白秀吉來り新建の堂を見る『貝塚日記』に曰く

十八日關白殿御堂御覽あるへきこて俄當寺へ御成朝御膳あなたよりめしよせられ夕飯ヲ

ハこなたにて用意にてまいる終日御連歌有之及暮還御

ミ翌十九日興正寺御堂棟上天滿に於ける我本山ミ興正寺ミ相距り棟を異にしたるを注意すべ

し、天満影堂の廣縦に就て當時の記録を缺くも良如宗主の代西光寺祐俊が編せる「法流故實條々
秘録」第六十條に

一先年寛永八九於去所三條通武町金屋道味所ニテ或老人七旬有餘兩三人列座之時語予云我等此兩三人ハ昔
攝州天満御本寺之時朝暮參詣申シ者共也先天満御座之時ハ御堂ハ十間四方計ヤネハト
リフキ也廻リノ屏ハ高サ六尺計ヤネハ小麥コメ藁也御對面所ハ上壇モ無之御一家衆御齋之時
着座ノ敷居ノ内計ニ疊シカレ敷居之外二間計ハウスヘリニテ其末座ハ藁筵シカレ縁ニハ
竹ヲワリ打付被置候キ當時東西御兩家共御堂御對面所御臺所等ニ至迄之美麗參詣之度毎
驚シ目古ヲ存出候由被申候

工事が短日月に成れるこゝ前に出すが如く以て結構の脆なる知るべし、天満本山の時天正十四
年七月廿四日秀吉泉州築尾村の内貳百八拾石を同年十二月十日城州山科郷内舊領貳拾石を寄
附あり、同十八年二月五日に至り天満寺内町屋敷地子五百石小帳事宛行はれ領知せらるべき旨
達せらる。

因に現今の大谷派天満別院は慶長十三年頃の創立にして最勝寺道了留主居ミなる、その時道
了教如上人に請ひ坊舎境内狹隘の故を以て移轉せんこゝを以てす、上人屋敷替の御書を下し慶
長十六年天満五丁目即ち今の岩井町に移る、道了の後佛照寺攝州島上郡目垣佛照寺祐惠留主居
ミなる、この佛照寺に就て祐俊の「法流故實條々秘録」卷一に

准如上人ノ御代ニハ御堂衆ノ一老願入寺——ニ定衆之役等被仰付願入寺逝去之後慶長之
初光永寺明春御堂衆之一老ニテ定衆を被持正月二日ノ諺初翁ナド被動候ハ我等見及候其
後慶長六七年之比佛照寺——號昨夢齋定衆被仰付慶長十四年迄被動候此佛照寺入家イヌカタル付
夫婦不和之事情テ東信淨院殿へ被參攝州天満之御坊御留守居ニ被成置候キ

この佛照寺は天正十二年大坂上本町に創立し開基を淨専シ稱す、第二世了專は慶長七年南紺屋
町に移し寛永十四年佛照寺を改めて佛願寺ミ稱す、三世永然道修町三丁目之地所を求め堂宇を
再建せる事「難波別院由緒記」に見ゆ、幕末に至るまで天満別院通稱佛照寺を以て稱せらる所以
知るべし、文祿年中教如上人難波坊舎を建立し十餘年の後此地にまた坊舎を建立し門徒の糾合
に努めらる、次に興正寺派天満別院は寺傳に依るに兩朝時代三世源海上人此に住し天文年中
興正寺本山を之に移し第五世蓮秀上人の時豊臣秀吉地五百石を附し天正十九年京都に移るや
天満を以て別院ミなすミいふ所據缺くを以て信すべからず、其初め攝州之地佛光寺一流の相承
系の異計盛なり、今應永廿二年の光明本尊岐阜信淨寺に藏す、その裏書ミ稱するに曰く

皇太子聖德□□血脈光□眞影 應永廿二年五月□□

畫工加賀守

願主釋源用カ□□

攝州矢田郡□□

谷上村(寂照寺カ)

又今東淀川區柴島萬福寺所藏日本血脈相承眞影の如き其裏書は蓮如宗主筆にかゝり、佛光寺蓮教(諱經憂)の歸參ミ共に當時佛光寺一流の行はれたるを反證すべし。

大谷本願寺釋蓮如(花押)

寛正(四カ)未九月九日

日本血脈相承眞影

願主釋法實

未は寛正四年宗主四十九歳の時なり、蓮教及息蓮秀に就ては「反故裏書」に出づ

佛光寺蓮教ハ父經實法名性善、文明元年化往生ノ砌ヨリ頻ニ歸參ノ望アリ、カノ門弟當流ヘ歸參ノ仁ニ立ヨリ順如上人ヘ申サレシカバ、則申入ラレ、蓮如上人ヘメシイタシ給フ、百箇ノウチナリ、親父ハ攝津平野ニテ卒逝アリキ、ヤガテ山科ヘ參扣シ、ムカシノゴトク坊舎ヲタテハジメノ名ニカヘサレ興正寺ト號ス(中略)カノ息男蓮秀モ伯中將資氏ノ所縁トナセリ、コレモ蓮如ノ御孫女(中略)其後民部卿實秀證秀ミナ興正寺蓮秀ノ息男、チカクハ忠節馳走の懇切ニヨリ一家ノ一列ニツラナリ侍ル

一家衆の列に入るは天文四年なり「天文日記」五年四月廿九日條下に

從興正寺門徒坊主衆並惣門徒就去年興正寺を成一家たる爲禮五種十荷來使は端坊東堺阿

彌陀寺也

興正寺が大坂移轉は本山ミ同時なり、後本山ミ共に鷺森貝塚に移り天正十三年本山に從て天滿に移り、十四年正月廿三日顯如宗主舊儀を復して興正寺を訪問あり「貝塚日記」に曰く

廿三日(天正十四年正月)興門様へ御せはにつきて御成近年亂世ニヨツテ無其義當年舊儀御再興之體也、御座敷ノ様子別ニ注之

同年六月廿八日本山影堂柱立七月十九日上棟翌八月十九日興正寺本堂上棟あり「貝塚日記」に曰く

一、十九日(天正十四年八月)興正寺殿御堂棟上

後世本山京都に移るの時天滿本山の堂宇を興正寺坊舎に附すこいふは誤なり、天正十九年以來諸堂移徒の記によるに京都本山影堂は天滿より移構したるものにして天正十九年八月六日移徒而して祝の儀なかりしなり、移徒の記に

一、御堂御石礎御柱いづれも御大工二郎衛もん請取候て天滿より引申候間御祝なし

明暦元年興正寺越後今町今の直江津に逼塞仰せ付けらるゝや妻子は天滿の通寺に閉門申付らるこゝ石川彌右衛門の「大方毎日之御日記」に出づ、同日記明暦元年七月廿九日條下に

一、去廿四日之早飛脚廿九日卯ノ刻上着申候興正寺殿一儀ニ付去廿二日ニ伊井掃部殿御出ニテ御申候趣ヲ以興正寺殿ハ越後國高田今町へ逼塞被仰付候御妻子ハ大坂天滿ノ通寺閉

門ニ被仰付候、月感義者江戸ニ有之故町奉行衆ヨリ五人組へ預ケ、五人組ハ一町へ被預候事

第四章 樓岸坊舎 其一

今の津村の地に坊舎を移轉するの以前は樓岸に位置を占め門徒の集會所となせり蓋し天正四年頃より本山城砦のありし所なるが如し『大谷本願寺通紀』に慶長年中准宗主移樓岸舊跡於津村南町興正殿宇今寺基是也といふもの是なり樓岸一に窄岸に作り其所在に就ては徳川幕府の初め市街整理以來夙に其名稱及遺跡殆ん埋滅に歸し其所在大途を知るのみにして明確なる位置を推定するに難し『大日本地名辭書』には樓岸座摩の舊地八間屋を曰ふ即大江の岸邊なり攝津志座摩神社舊在石町時其他曰樓岸有數小祠皆屬城内今尙有石方五尺俗呼神功皇后憩石天正中遷置圓江側夫木集曰わたなべや橋の上てを始めにて多かる岸の妻社かな按に樓岸は渡邊の岸にして大江橋の古跡亦此なり云ふ事は實隆高野紀行公條吉野紀行にも見え僧元政の温泉遊草にも樓岸を題して詩あり岸上樓臺接紫宸炊烟疎處識貧民如今樓盡岸空在髣髴猶看登覽人云ふ即仁德帝の登樓望煙の古墟を爲す者也此説にして是ならば此岸蓋高津宮城中の樓臺にや或は高津宮即此にも推論するを得ん高きものにのほりて見れば天の下四方にけぶりて今

や富みぬる日本紀竟宴和歌藤原時平又『大阪府全志』三頁に樓の岸といへるも亦渡邊岸の一名なり其上方に高樓の見えたるより起れるの稱ならん一に黒牟鴻とも呼べり元龜元年七月廿七日三好長逸三好政康岩成友通（三好三人衆と稱す）及三好笑岩等紀州の雜賀衆讃州の十河衆を加へ大舉して野田福島に築き堀を穿ちて之に據りしかば信長は之を攻むるに先ち寨を此に築き稻葉伊豫守通朝を留めて石山本願寺に備へ後本願寺兵の據りし所なれども今其趾詳かならず而して天神橋南詰以東に石屋濱の石を存し其の高倉筋の内骨屋筋の間に當れる河岸を八軒家と呼べりも八軒の旅舎ありしより此の名起れりといふ古圖に十日宿と見ゆるも此の地なるべし徳川幕府時代に於ては馬宿あり且つ伏見に通する三十石船今井船の發着所として船宿擔を聯て賑ひしが今も尙ほ其の遺影を残して伏見通ひの船は此の地より發着せり（中略吉野詣記秋野といふ人道までおくりにて）樓の岸渡邊の大江まで酒持たせ來たりける川のほりにて數盃を傾けこゝを立ちて夕つかた山崎水無瀬につきにけり日本後紀桓武天皇の條に延暦二十四年十一月遷攝津國治於江頭と見ゆる江頭は即ち大江の渡邊にして石町は國府のありし所なりといふ國府は淳和天皇の天長二年夏四月に至り豊島郡の郡家以南に移されしかば其の此に存在せしは長からざりしも石町を國府町と呼びしは此に國府ありしより起りしなるべし浪速國志に依れば國府町は復た往古浪速の領主たりし大伴氏の居りし舊趾なりとせり而して石町二丁目は座摩神社の舊地にして同社の圓江の傍に遷座ありしは天正年中なり同社の遷座と共に渡

邊の稱も其住民轉じて此地を去り其舊趾は同社御旅所なる同御旅所はもこ大津町(俗菅原町と
呼び今は徳
井町二丁
目に入る)にありしが此の舊趾に移りたるは元祿年間なり「こいへり、更に『大阪市史』第一に仁徳
天皇の高津宮趾を考證して高津宮は大川の南に位し其宮よりは大道にて直に丹比通じ得べし
といふのみにて東横堀川以東の丘地ならば何所にて是等の二條件宮北の郊原を堀りて南水
を西海に通じ其水を堀江といへるこも及び京中に大道を作り南門より直に指して丹比邑に至
るこの兩條件に適應すれども吾人は生國魂社ナニクニ及座摩社サマの祭神の古くより宮中に祭られたるを
知り兩社の舊趾より考證して丘地の東端即ち大坂城の地を以て高津宮趾に宛るの穩當なるを
認むるなり中略さらば座摩社及生國魂社の舊趾は仁徳帝の皇居を定むるに尤も重要なりこい
ふべし座摩社は今東區南渡邊町にあり延喜式によれば西成郡唯一の大社にして神功皇后三韓
より凱旋の口此に飲食し給ふこ傳ふ其舊趾は渡邊にあり天正年中淡路町一丁目に遷り寛永年
中再び今の地に移るに及び渡邊たる地名をも共に移ししものなるべしもこの渡邊は大川沿岸
の地を指し渡邊黨渡邊橋の名多く古書に見ゆ座摩社に歴世奉仕せる社司渡邊氏なるを思ふべ
し攝津志攝陽郡談には今石町二丁目にある行宮を以て社の舊趾とすれこ一説に行宮はもこ菅
田町東區
徳井町にありしを元祿年間今の地に移したるなりこいへり孰れにせよ社地は大川の南岸
大坂城附近にありしここ明かなりこいへり近代の研究を綜合して考ふる座摩社の舊趾は淀川
南岸の地に該當し明治五年三月町名の分合改稱に際し石町を一丁目二丁目に分ち座摩社旅所

は石町一丁目所屬となれり樓岸は元政の詩中に出づるここ前に引けるが如し元政は寛文八年
二月化寂せるを以て當時尙ほ樓岸の名存し人口に膾炙せられしここ明かなり樓岸の名の見え
たるは『信長公記』天龜元年九月三日の下に

同八日に大坂十町計西に、ろ、うの岸(告)云ふ所御取出に被仰付齋藤新五 稻葉伊豫 中川八
郎衛門兩三人被入置並大坂の川向に川口申在所候是又拵平手監物 平手甚左衛門 長谷
川與次 水野監物・佐々藏介 塚本小大膳 丹羽源六 佐藤六左衛門 梶原平二郎 高
宮右京亮被置せ

是れ元龜元年八月織田信長三好を野田福島城に攻むる先陣謀略を云ふものにして樓岸の名が
現存記録に存する古き其一にして殊に大坂城の十町西といひ大坂の川向に川口申所と相對
して稱するを以て其位置を考ふるに益するこころ多し大坂城の川向なる川口といふは淀川の
北岸にして後世の川崎の地に當るべく木津の川口にあらず同年九月十三日夜中大坂城より右
兩所の砦へ鐵炮を打入るここ出づ『信長公記』に

九月十三日 夜中に手を出しろうの岸川口兩所之御取出へ大坂より鐵炮を打入雖蜂起候
無異子細候

この樓岸が我本山の有に歸したるは天正四年の頃なるべく同年四月十四日織田信長荒木攝津
守永岡兵部大輔維任日向守原田備中の四人に命を下し上方の人数を加へ大坂を攻む荒木攝津

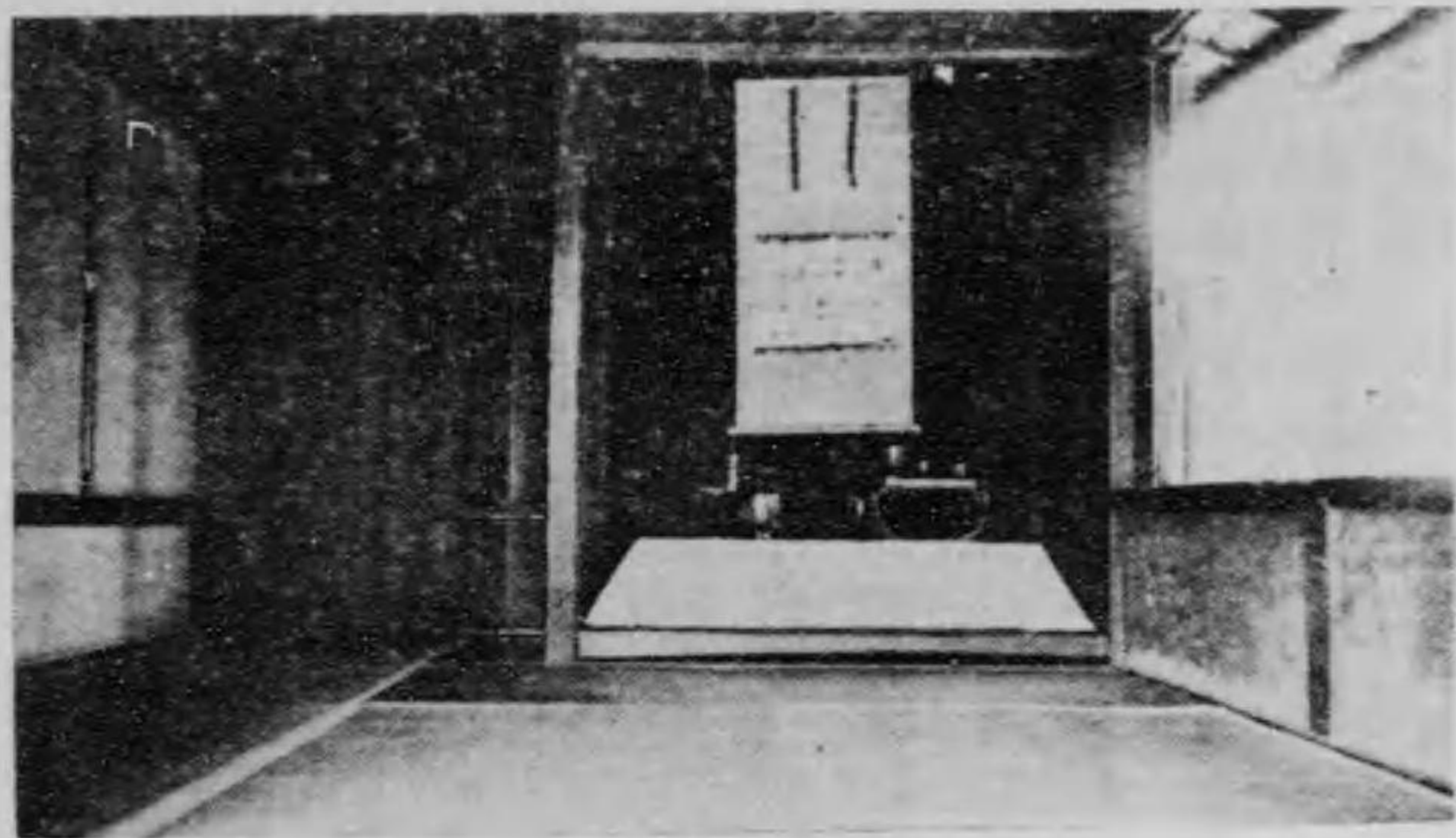
守は尼崎より海路を経て大坂の北野田に砦を設け川手の通路を拒ぎ維任日向守は永岡兵部大

輔兩人は大坂の東南森口森河内の兩所に砦を、原田備中は天王寺に要害堅固に構へ門徒の占むる樓、岸木津の兩所を掌掣し、木津は難波口より海路行通の要津たるを以て速に略取せしむべしを以てしたるこゝ「公記」に出づ爾來本山の所屬として維持し來り天正八年和平の後は門徒集合の道場として慶長二年今の津村の地に坊舎を建立せらるゝや、樓岸建築の一部を三島郡春日村下穂積慈明寺に下附せられたり、傳へ今に存せり、此外寛文七年の大坂天満末寺草創由緒書上の中新鞆町專稱寺の下に

四代善性之時百五年己前永祿六癸亥年大坂岸移住、六十年己前賜於寺號四十七年己前元和七辛酉年新鞆町取立之刻屋敷從御公儀申受建寺

同時上ダ順教寺存加の下

順教寺存加津村南町住持開基八十一年也、同年岸岸召加御堂案、七十一年己前津村南町エ御堂一所移寺六十六年己前賜於寺號



(構遺岸樓)室茶寺明慈

此文中、年號の算出は寛文七年なるがそれより八十一年は天正十五年、七十一年は慶長二年なり、准如宗主の大坂坊移徒の記に據るに遷座の式は慶長三年十月なり然れば此中、七十一年己前私之慶長二年津村南町エ御堂一所稱寺云へるは事實を示すものにして慶長二年岸岸より移り翌年移徒の式を舉行せるものたるを知るべし、後樓、岸遺構の一部を攝州下穂積慈明寺に附與し現に同寺茶室として存せり、本如廣如兩宗主慈明寺に下向ありて和歌各一首を詠して古を懐ひ給へり。

樓のきしのふる殿を見て

光 攝

浪速かたみをつくしつるそのかみを

ふるやの軒の忍ふころかな

樓のきしの古殿のむかしかたりを聞て

光 澤

身を捨てしそのいさをしの蹤さめて

幾よふる屋に名こそ朽せぬ

第五章 樓岸坊舎 其二

天正十九年八月天満の本山京都七條堀川に移轉するや大坂の門徒樓岸に坊舎を造立す、樓岸

の地大坂城即ち蓮如宗主の遺跡を去るこゝ西十町なりといふ、天正四年以來大坂城の取出(磐)の所在地にして本山に因縁の少かざりしを以てこの在所に坊舎を建立せしものならん其境地も大ならざるべく其他不便少からざるも忍んで集合の道場をなし一年ならざるに翌天正二十年(今年十二月八日文祿に改元せらる)十一月廿四日顯如宗主京都本山にて遷化是を以て樓岸坊舎規模大ならず加ふるに假構なるを以て改造の必要は迫れるも其目的を達する能はず翌文祿二年十月に至り教如上人退隱し准如宗主の襲職となり樓岸坊舎の如き全く顧るの暇なかりしが如し、同五年(今年改元慶長)退隱せられたる教如上人が坊舎を渡邊の地に建立し大谷本願寺と稱せらる、而して梵鐘を鑄造せられる其銘に大谷本願寺とあり蓋しこの大坂の地に大谷本願寺を創立せんことを欲するより梵鐘にこの銘ありしならんか、天正十九年より慶長三年に至る八年に満たざる間種々の事件の中に教如上人の退隱に關するが如き樓岸時代を考究するに唯一の背景なりとす、教如上人父顯如宗主と意見を異にして再度籠城を企畫し加ふるに種々の風聞傳播し宗徒兩分するに至れり、近衛前關白の中介功を奏し教如上人また退城するに至れり、其初め顯如宗主の退城前に事起りたるが如く江州番方講に出されたる消息に

就其加思案 叡慮へ御請申候如是相濟候以後新門主不慮ノ企併イタヅラモノ、イヒナンニ同心セラレ剩へ恣ノ訴訟中に過法候將又予令隱居之に世務等更ニ無其儀候佛法相續之儀猶以不及其沙汰處諸國門下へ申フル、趣言語道斷虛言トモニ候

佞人の徒に煽動せられたるか或は自己の發意か何れにもせよ父宗主の退隱を宣傳したるこゝは他日上人の隱退准如宗主の繼職となり惹て一派兩分するに至るの大事全くこの時に基因するが如し、同四月廿一日下間刑部法眼頼廉より大和飯貝本善寺へ宛て出したる添狀中に

佞人新門主様申勸大坂可被相踏之御造意剩御兩所様御間申坊世俗共に被成御讓之由諸邦被申觸由候、曾無其儀御事ニ御法流之儀猶以不及御沙汰候

本願寺影堂留守職相續及隱居といふこゝは覺如宗主以來定れる慣例ありて宣傳や勸告によりて留守職の授受はこれ無かりしなり、顯如宗主紀州鷲森退居以後父宗主退隱を一層甚しく宣傳せられたるが如く天正八年十一月十七日顯如宗主美濃厚見郡門徒へ出さる、書狀及頼廉の添狀には讓狀に言及し、

將又世を讓候由申候歟是又虛言に候、法流相續之事者開山以來代々御讓狀在之事候間中々不及沙汰候

明かに讓狀無くして退隱の義あるべからずとあり、教如上人及一味の徒讓狀なくして住持相續すべきに非るこゝ知らざらんや、教如上人は永祿十三年二月十六日天滿本山に於て得度終りて影堂南の正座に北向になをらせられたるこゝ「御兒様御得度」の記に出づ

一御得度ありて御局のうちへ御座候て御いしやうをめしかへさせられ候て御つこめ御座候わさん六首

一 御座所ハ南の正座に北むきになをらせられ候
 一 御門跡様ハそけんにめしかへさせられ候て何もの御座ニ被直候
 而して翌元龜二年十二月禁裏へ得度の御禮尋で傳奏萬里小路殿へ僧都任官勅許せられんこ
 を請ふところあり、顯如宗主文案に曰く

一 新門跡去年春御得度につきて御延引ニ候へども只今御禮あり、同庭田殿へ言傳被申候也
 引合
 今度爲光壽得度御禮一腰一疋献上之候、當時路次等依不自在遅延令迷惑候可然様御披露
 所希候、恐々謹言

十二月廿六日(元龜二)

萬里少路殿

杉立文

光壽僧都事其望候 勅許候様宜預御奏聞候、恐々謹言

十二月廿六日(元龜二)

萬里少路殿

杉

□久絶音問候、尤失本意候、世上未落居之式、都鄙通路次依不合期、毎年不任心中候兼又光壽
 得度御禮、只今申入候、隨而太刀一腰推進之候、表祝儀計候、猶來春早々可申伸候、恐々謹言

十二月廿六日

萬里少路殿

教如上人僧都任官は天正元年の比なるが如し、八月庭田殿大坂に逗留の時にして其こゝ文案に
 見ゆ

杉原立文

今度光壽一官 勅許爲御禮五百疋銀進上之候、宜預御奏聞之由萬里少路御演説所希候、恐

々謹言

八月四日(天正元)

庭田殿

天正元年は教如上人十六歳なり成年に達するを以て任官の沙汰ありしならん内陣の序次等新
 門主として座席につかれしなるべし、天正八年は顯如宗主三十八歳、教如上人二十三歳、准如宗主
 僅かに四歳、而してこの頃教如上人へ對し讓狀出でざりしなり、顯如宗主鷲森に退去し給ふや、教
 如上人は飽まで同志を語り、再舉に決心し準備怠りなし、父宗主よりは屢々諭し退かしむるも
 應ぜず、教如上人は父宗主の慰諭せらるゝは、母公如春尼の發意にして、父宗主の本心ニ非ず、な
 せるが如し、卯月廿二日ある書狀に

一 此方之御事御一和相調御所様は當月九日ニ雜賀へ御退出なされ候、然者新門主様之御覺悟
 ハ信長裏表ハ眼前ニ候、賀州なき如仕候へ共御みへ入不申候、殊當寺相果申候ハ、十日
 之内ハ雜賀も可相果ニ思食又ハ御影様之御座所ヲ彼輩ニ御渡なされ候、ハん事段々御無
 念に思食是非共當寺にて御果なされべきこの御覺悟にて被相殘候、然處ニかみさま之に^(上)し^(西)

さまニ被仰成御間被仰事候、天下如此成行申候事ハかみさま之御所行存候、當分なにかミ御
 事ミも行々は新門様御存分ニ成可申候、殊ニ其國之事も前々こころに有様可被仰付ミの御
 事候間、諸事其御覺悟専用候、さだめてく、かみさまよりいろく、様々ニ可被仰下候、御所様
 より被仰下候事ハこころく、かみさま之御存分にて候、く、刑法少進御供候、按法此方ニ御
 殘候、按法同前候、以外取亂一筆申入候、(下略)

按法ミは下間頼龍をいふ、文中かみさま之にしさまニ被仰成御間被仰事候、天下如此成行申候事
 ハかみさま之御所行存候、ミあるもの教如上人決心の根據するこころ知るべきか、是より先同月
 十七日鷲森へ宛て出されたる書狀、堺真宗寺所藏によるに、教如上人籠城再舉に就て第一に眞影
 を留むべき事、第二能はずば御くしをのこされ度事、第三兩條不可なれば、毫攝寺、献上の眞影を留
 められたき事、而して何れも容る、こころならす遺憾遣るかたなき心中を、父宗主へ傳へられ
 たきミなり、而して自身新門主ミして、既に家督相續者たるこころを言明されあり、この書狀は兩派
 分立に對する重要史料たるを以て、左に全文を出さん、

謹令言上候、連々御くし(首)の儀申入御契約勿論候、早々御上奉待候外無他候、此段者御約束を有
 ながら、既ニ御出船の期に臨で御くし(首)號せられ、毫攝寺より被上候下候段者、御造意あまり
 なけかしく候、其子細者三段ニ申入候、御影像の事千萬望申度候へつれ、こも御意ニしたが
 ひ申上者御くし(首)をのこし御申し候へ、ミ申入候、それを御同心候はずば、無本意存候へ、こも

毫攝寺被上候御くらに御入候御影像を殘し被申候へ、其ま、安置申べきミ、三色に事を分て
 申入候處ニ御くし(首)名付られ、數年つ、がなき御影像を目の前に御くしをぬき、剩御筒體(筒體)を
 くづし破燒申さる、段、誠に無佛世界ミ申べき歎、前代未聞候、出佛身血の罪科は、卒都婆を破
 そこなひ候へ、其罪にひこしきよし申候ニ、佛法の本寺にて祖師聖人の御影像を破滅(破滅)せ
 られ、事者抑たれやの者の所行か哉、定御そばの者、こも佛ミも法ミも不存知ミもがらのしわ
 ざ候歎、其仁體をしるし萬人のいましめにも成申べき事候間、乍恐たしかに承度存候、前代ニ
 唯善坊聖人の御くしをぬき、關東下向候事も冥加につきは、て其跡もなく候か、それも御筒體(筒體)
 をやきくづされたるほ、さの悪行にては候はず候、中々舌頭にのせがたき事共に候、又ならべ
 て不可有之候、ミの儀者、是又分別なく候、關東に歴々坊主衆も安置候、然者拙者事者家督を給
 候上者片時なり共安置申べき段不可有子細候歎、申てもく、無勿體候、御存知にては加様の
 儀あるまじく候哉、將又代々の御影等みな取申され、御下向之段何ミ申儀候乎、其外數幅之御
 影を被燒申候段、是又同前不審千萬無勿體候、其證據有之事候、右之趣一々於被聞食分者、可爲
 満足候、尙口上ニ申含候、宜被洩申候、恐々謹言

卯月十七日

教如花押

乘髮御中

右の書狀に對する反駁にあらずこいへ、こも越前安養寺村專應寺(今本派)に藏せらる、ミして、鷲

森舊事記」に出すところ左の如し

御門跡様へ志物も進上之通令被露候、毎度之懇志ありがたく被思召候、彌佛法世間共以無油斷心がけらるべき事肝要ニ候、不及申候得共同行業會參之折節は信不信の談合をまけられ安心決定あるべき事なにより、善知識の御本意たるべく候、名聞ばかりの體にては其詮あるべからず候、將又大坂の事かねて御所様御分別のごまぐ御抱様不相叶につきて近衛殿庭田殿勤修寺殿を以種々信長公へ御懇望候而彼御扱にて事濟之處ニ今すこしの義を大坂不相踏^{つた}たちよりはり破り候につきて、新門様も去二日未刻御退城翌日三日辰刻^(小姓)こしやう衆七八人御供にて當國のはしまで御下向候、彼張本人のいたづら者どもは、方々へにけ下り候て一人も御供不申候、言語を絶したる御事に候、新門様今までいたづら者の申成に御同心之事おほしめしあやまれ候のよし色々御わび事なかに候得共御所様一圖不被入聞召候、御退城之刻御本尊並みくし太子七高僧其外の佛物法物をもをりおこされこまぐく武士の手へ渡べきを此方より人を被付置候ていづれも、御門主様へもり御申被成候、ケ様に二度みくし以下此方へ御歸候事不思議之至に候、右之佛物もりおこし候事ハ逆意の者も此中此方之儀何か申なす其冥罰にて候か、御本尊はやけ參られ候、まかくいたづら者も法義に志の無之ゆへ如此之段天下之被失面目他門のあざけりかたらひ、あさましきことも中々申もおろかに候、猶此衆口上に申含候、此等之旨可申下由被仰出候、仍所被挑御印如件

八月十六日

少將法橋性乘判

越前國志衆中へ

顯如宗主大坂退城に際し教如上人との間影像一件のありしこも及び上人家督の儀主張ありしこも是なり、八月三日教如上人鷺森に至り罪を宗主に謝すまいへごも赦るされず爾來流浪年を送る、天正十年正月雜賀の門徒鈴木孫一土橋平次を兵を構ふ、雜賀は鷺森の近傍にあり、宗主の驚動せんこもを恐れ信長織田左兵衛佐を派し尋て野々村三十郎を紀州に遣はして宗主を護らしむ、この時騷擾のこも家臣宇野主水の日記に出づ

二十三日(天正十年正月)土橋若太夫ヲ於橋ノ上討果、若太夫子共五人被構へ取籠近付衆思々ニ集ル

又鈴木孫一ヲ始テ兵大夫小左衛門幸佛^{此衆一}此三人方へモ近付ニ集ル若太夫子共ノ方ヨ

ハキニヨツテ彼構へ押寄テ鐵炮軍アリ

御門跡ヨリ雙方へ種々理共雖被仰聞孫一方ノ衆同心不中然處御朱印ヲ被付テ若大夫一類小倉監物御成敗云々、條々子細等在之

(中略)

同日(二月九日)此面ノ御警固ミして野々村三十郎殿來着門跡へ御朱印有之

十日 左兵衛殿佐之陣所へ三十郎殿御越、則左兵衛殿へ御朱印ナサル、也、門跡無氣遣様ニ

トノ御文體也

此時天皇御慮ましまし女房奉書を以て慰諭し給ふ

きこしめし候へは(雜費)さびがにてけんくわ(嘘)のよし候いかゝしたる事候也。さためてくるしからぬ事(思)おほしめし候(召)このよしほんぐわん(本願)寺へよくノ心にてそまつたへられ候へく候よし申され候かしく

けん大納言ミのへ

くわんしの寺中納言ミのへ

卷首端に天正十仰二即天正十年二月七日の仰せなり、三月八日に至り庭田中納言その靜謐を賀し顯如宗主へ一書を致さる

今度忽劇之儀早速之靜謐特以門中警固已下被遣候外聞實儀珍重候彌可被任御意候旁以參度可申入候恐々謹言

三月八日

重保

本願寺殿人々御中

此頃信長自ら四國を征せんとして神戸三七郎信孝をして先發せしめ五月二日住吉に陣す、宗主平井越後を遣はし慰問せしめらる『鷺森日記』に曰く

三七郎殿阿州三好山城山守養子トシテ御渡海アリ二十九日五月住吉に御一宿アリ

軍勢堺ニ家陣ヲトルヘキ由在之南北以外迷惑仕候ヘハ宮内法印ヨリ被申分テ陣取無之、二日朝食泉州岸和田蜂屋兵庫助振舞被申云々、彼御渡海ノ船百艘紀州五擲中より馳走申也、三七郎殿ヘ爲御使平井越後ヲ被遣也、但罷歸也、御太刀馬代島目五千疋、御道服一御帷、五岸和田込平越被罷上分也、但時宜難計云々、三七郎殿ノ取次岡本太郎右衛門ト云

三日今朝阿州へ御出船アルヘシト云々、然處二日之朝信長生害ニ付而岸和田より攝州表へ陣替之條平越御音信を不相届

四日早朝平越歸寺

ミあり、是を『鷺森舊事記』等の説の誤れるを知るべし、『舊事記』には、六月二日明智日向守光秀謀叛によりて信長父子京都本能寺にて討れ給ひぬ、このかに聞ゆるより、たしかにきけば彌實正なり、ミ申につきて鷺森へあつまり寄々僧俗男女天をひきて悦ひ泣く、ミ夥し、ミいひ、『本願寺通紀』に、十年(天正)五月信長稱顯如父子違勅濫盟罪不可恕、令丹羽長秀一作織田信孝率兵勇鷺森、六月三日先鋒至鷺森、本山豫察其舉、遷和歌山、令紀關吏結柵小野、山宗徒星羅、分守諸路、嚴備而待、及寇至、放炮邀擊、先鋒却走、會京信報、昨朝二日信長父子爲中明智光秀所害、而敵兵退去、本山逢安、ミ云ふが如き、此他『明智軍記』、『陰徳太平記』、『本願寺山緒書』、『眞宗年表』等に云ふミ、ミ皆誤りを傳へて、信長公記の正説たるを知らず、『鷺森日記』が宗主右筆の筆に成れるを見るの機會なきを以て、識らず知らず誤りを襲ひ來れり、此時教如上人父宗主に罪を恕るされん、ミを求る切なり、宗主肯んせ

す依て興正寺顯尊をして勸修寺の兩卿により叡慮の御沙汰を奏請せられんことをはかる、『鷲森日記』に

今度御兩所様御中なをり候、七月十日興門様より兩勅使迄一通ヲ被進此儀僧正同心難被申候條爲叡慮被仰出様ニ御申沙汰被申トノ趣也、則一通ノ御使寺内若狹法橋禁へ千正御方御所へ綿十勅御進上欸ニ覺申候共、宮内卿法印へハ勅使ヨリ被及御談合、それハ同心候て勅使は其時分京都衆中之様ニ付而使者兩人被差下也、女房奉書ヲ持テ當國へ罷下訖仍其旨御中直令入眼章

ミ、又曰く

御兩所御中なをり候事、任叡慮之旨六月二十七日御和平也、女房奉書ナサル、也

八月十六日 勅使勸御下向 二十二日ニ御能アリ、北御方より被仰付也

二十三日御能新内様より

二十五日 刑部卿申沙汰

九月四日 五組より申沙汰

九月五日 勅使兩人御上洛 御門跡より銀十枚ツ、新門様より銀十五枚ツ、但勸へハ七金一枚也

日ニ又御能アリ、興門様本行寺殿様ヲハシメテ御一家衆惣トシテ御申也

十一日 御手能有之舞臺ニテサセラレ候

女房奉書左の如し

ほんくわん寺(本願)そう正(僧正顯如)ミそう都(僧都教如)あいだの事いかやうにもへちぎなきやうに兩人ミしてよく

く、あい心候て申下され候よし心候て申べく候、かしく

庭田ミのへ

くわんしゆ寺ミのへ

更に一通あり

こむ(今度)ふりよ(不慮)のさくらん(錯亂)ニつきて度々ねん比に申入れ候うれしく覺しめし候、このみぎ

り光しゆ(壽)べちぎなきやうにしかるべく候、猶兩人より申され候へく候、かしく

けん大納言ミのへ

くわんじゆ寺中納言ミのへ

斯の如く表面父子平和は成れり、而して天正十五年十二月に至り顯如宗主讓狀を認め影堂留守職を阿茶(後の准如宗主)たるべき旨を定めらる、是れ天正八年十一月十七日濃州厚見郡門徒中へ出さる書狀、黃能寺所藏文中に、清流相續之事者開山以來代々御讓狀在之事候、ミある前例に従ふものにして、既に是より後文祿二年九月關白秀次教如准如兩上人裁許の時右の讓狀「不審のよし」主張せられたるこ、こ秀次の右筆駒井中務の日記に出づ、この讓狀は文祿二年以來今日に至る約三百三十年來問題を惹起し來れるものなり、東本願寺創立以來門末の爭奪行はれ宣傳につぐに

宣傳を以てせられ文祿二年秀次の面前對決其儘を徳川幕府の中葉に至るまで繰りかへされたり、宗主の讓狀は

讓渡狀

大谷本願寺御影堂御留守職之事可爲阿茶者也先年雖書之猶爲後代書置之候此旨於違背輩在之者堅可加成敗者也仍讓狀如件

天正十五曆極月六日

光佐(花押)

阿茶御かたへ

此文中先年雖書之猶爲後代書置とあること注意すべし、文祿二年對決の際に先年の書の原本又は寫しの出されざりしこと是なり、讓狀は宗祖聖人彌おんなに出さるゝ、基因し影堂留守職相續に關し讓狀の出されたるは覺如宗主が最初にして次て善如宗主、紳如宗主、巧如宗主、蓮如宗主、實如宗主、顯如宗主に至る此中如信存如證如の三宗主讓狀缺く、分派以來准如宗主、法如宗主、文如宗主、廣如宗主、明如宗主あり、寂如住如湛如本如の四宗主を缺く、顯如宗主教如上人父子平和を缺の初めが隠居云々にあるを以て讓狀のあるべきは當然の處置にしてそれが教如上人か准如宗主かは第二として、何れかに宛て出さるべき筈なり、教如上人側よりは疑問に附せられたるも一方その讓狀はあり、教如上人には無し、是れ對決の當日教如上人が直に納得狀を出されたる所以ならん、蓮如宗主の如きは文正年中應仁二年延徳二年の三度讓狀を出されたり、顯如宗主の如き一

宗の大事に遭遇し勅命降下和議成り退城にあたり教如上人再舉の企てあるや一部の徒は宗主の隠居を宣傳したるもの讓狀の認めらるべきこと知るべし、蓮如宗主の文正年中の分は今傳らず、應仁及延徳の兩通あり、重て出んに

讓與

大谷本願寺御影堂御留守職事

右件住持職者去文正之比光助律師に申付既讓狀與之訖雖然其身無競望由由間重而光養丸仁所讓與實正也但就法流無沙汰之子細在之者於兄弟中守其器用可住持者也次兄弟爲大勢之間無等閑可有扶持者也若此條々相背其旨者永可爲不孝者也讓狀如件

應仁二年戊子三月二十八日

蓮如判

延徳二年の分は

讓與 大谷本願寺御影堂御留守職事

右件御留守職者任代々例早可管領者也但就法義非儀之子細在之者於兄弟中守器用可住持者也次男女少兒之兄弟多之愚老如存生之時不相替可扶持者也若相背此等之旨永可爲不孝者也仍讓狀如件

延徳二年十月二十八日

兼壽花押

初の一通光助律師は宗主の第一子法名圓如文正元年二十五歳に達せるを以て讓狀を出され

たるならんか文正は僅か二年に満たざれば元年か二年か詳かならず、更に應仁二年光養丸(後の實如宗主なり)十一歳に及ひたるを以て更に後繼者に定められたるならん、蓮如宗主兩通の讓狀中多くの兄弟の扶助すべきことを載せらるもの注意すべきなり、顯如宗主の場合に之に反せり、天正十五年は宗主四十五歳教如上人三十歳御兒様(後の准如宗主)十一歳前年十四年八月父證如宗主三十三回忌執行あり證如宗主は三十九歳に化寂せられ顯如宗主は既に父宗主に長するこゝ五年感慨ながらざらんや、證如上人御一周より御法事次第「三題する中に

一前住上人如證卅三回御佛事於天滿宮被取行儀式之事

天正十四年八月六日より太夜アリ念佛正信偈ユリ十二ツ、開山聖人ノ御前五色花足四具足、前住上人ノ御前五色ノ花足參候也

一七日ノ經御所様御調聲、八日の經新御門主御調聲、九日經興門主御調聲、十日經御門跡、十一日經豫調聲、十二日本善寺調聲、十三日經御門跡御調聲、當日ニハ經一部アリ、讚ハ三朝淨土ハ御門跡、眞實信心ハ新御門主、如來大悲ハ予

一内陣ヘナナリ候次第

南新御門主 予 今中將 長嶋願證寺 今超願寺 北興門 飯具 安養寺勝興寺 キヨサハ
願得寺 同養仙院 御堂衆少進願入寺光永寺眞宗寺覺應寺金寶寺 伽陀ハ初中後願入寺也 正歡母之忌中ニ依テ無出仕也、打敷阿彌陀堂赤地ノ金ラン開山ノ御前紫ノ金ラン、前住

の御前赤地ノ黄トン、是ハアタラシク被成候

北國一家衆大略上洛なり

大綱願入寺新發意 カイ滿福寺 アサフ善福寺長延寺是ハ絹袈裟ノ衆也

單に卅三回忌の記録に過ぎざるも讓狀を出さる前年のこゝに屬するを以て掲ぐ、更に顯如宗主平素の健康は如何、今僅に「貝塚日記」によりてあぐれば

一御門跡此比依御不食竹内法印五月十九日下向卅日餘ノ御不食也 其内ニ不同アリ 二十日朝診脈被申不苦由候御

藥調進候但御同 篤にて 二十七日に筑州御陣所尾州へ來月番ニ□□コサルル也、二十七日發足、天正

十二年五月

一御門跡様御不例第一第不食也、但飯いまいらね共餘の物いまいる、御酒もおり、一二まいる、今日二月二十四日竹田法印被召下者也、百日ハカリモ細々先年ノ御煩ノヤウニ御煩おこり申也、天正十三年二月二十四日

一廿日根來寺雜賀爲成敗秀吉御人數今日先勢出陣、又(い脱カ)カツカニ羽柴孫七郎陣取其外所々ニ陣取アリ

廿一日秀吉出馬ニつきて新門様興門様大津迄爲御迎御ノボリ、ヌリ興御兩所刑部卿少進民部卿ヲハジメテ侍衆已下御供下間名字ハ三人ナリ

御門跡様ハ御不例ニ付テ御出無之(下略) (天正十三年三月廿一日)

一五月六日御門跡様御養生ノタメニ通仙軒下向及晩來着七日ノ朝ハジメテ御診脈則御藥進上(天正十三年五月七日)

一九月廿三日御門跡上様御兒様御湯治刑部卿御供申主水モ參十月八日御あかり

一十月七日興門様ニ若子様御誕生御注進アリテ則七日七時より上様御あかり其夜中ニ御歸寺御門跡様ハ翌日八日ニ御歸寺(天正十三年九月廿三日——十月八日)

一四月三日御門跡様御養生ノタメ和州十津川御湯治今日御發足和州今井迄當所ニ中一日御逗留ナサレ御門徒衆御禮ナトアリ五日ニ下市迄六日下市ヲタセラル、是より三日目ニ湯へ御着ナサルベキ由案内者申也下市ニテモ御門徒衆御禮アリ則八日ニ湯へ御着ノ由御注進有之刑部卿御供上様ニハ下市ヨリ吉野山ノ青葉御覽アリテソレヨリ御歸寺也路次ノ次第不及注之御兒様も渡御

一廿七日御門跡十津川より御歸寺御湯治一段相當申也(天正十四年四月三日——廿七日)

一廿八日御日中ヲイソガレテ有馬へ御門跡様北御方様御兒様御湯治也

一十月十四日御門跡様北御方様御兒様有馬湯上リ御あかり也(已上二項天正十四年十月一日——十四日)

一御門跡病御煩ニヨツテ十一月廿三日通仙院下向十日計逗留無一驗上洛其後關白殿より被仰付祐庵二七日御藥調進又一鷗御藥月伯ヨリ又道三 正月又上池院(天正十四年十一月)

天正三十四の兩年は宗主の健康は不良なるが如し、翌十五年以來のこゝは記録を缺き知るに由なきもの百年の大計を定むる必要なきは平和なりしを考ふる能はず、顯如宗主の謨狀は宛名阿茶御かたへあるを以て母公の方の保存にかゝれるならん、天正十九年二月三日阿茶の方當時御兒御所様ニ稱す此日得度當時の記あり、曰く

一二月三日より(彼岸)がんに入、即いつものこゝく二日の晩より御(節)かざりあり、三日ノ朝御兒様御得度に付而(彼岸)ひがんの御日中ニ有、即御齋も未明ニ上候、それ過て卯辰ノ時よりニ式三獻御饗應上候

一御門跡様御手かゝり、其以後光永寺御剃刀を被參候、御かいしやく兵部卿殿ひたしのやく式部卿殿ひんのやくは本美寺殿しそくのやく光善寺殿、又後門にてしそくにらうを付御ゆかたを御つふりいさせまいらせ候て、御つほね西の一間のみすよりはいらせられ候、御つほねよりかうへやへ御取被成候て御いしやうめしかへさせられ候て御出被成候御日中あり

一御座の様子御門跡様の御次ニ新様いつも新さまの御座所ニ御兒さま敷居へたて、南の中ほきに興さま、其うしろに最前の御やく人四人あみたきやうに年始のこゝく也、けいたいをそなへ申候、御堂衆せうかう有、

一御座敷御人數御所様、西のかたに新門さま興様御ちこさま、ひがしに庭田殿正親町殿、下たん兩方ニ本善吉殿兵部卿殿式部卿殿光善寺殿

『本願寺通紀』准如宗主下に十九年二月三日於天滿本山得度時年十五儀禮嚴重如法嗣等具出別記取光如兩字立法嗣又號理光院或稱理門主（いへり）此中法嗣（ミ）は教如上人の謂か然れば教如上人准如宗主兩時の得度記を比較するに殆んごその作法を同じくするを以て如法嗣時（ミ）いつるものか翌天正二十年今年十二月八日改元文祿十一月廿日顯如宗主俄に病んで寂す『顯如上人御往生記』に

一廿日早朝御堂内陣之御掃除過申候て巳刻之終御煩被出候已御絶入候キ即時通仙上池院等へ明醫被召寄御治療被成候（ミ）いへ共御驗氣無之

一廿四日未刻被成御往生候即御座にて御勤正信偈せゞ短念佛百返新門主様御勒被成候始也

一二十五日御日中過申て御門跡様御亭へ被成御出顯如様手輿（ニ）めされでうの上ニすへ奉り候御直綴淺黄の御袈裟木珠數被持候助老をつかせまいらせられ諸人拜せ給ふ

同日 北上様御頭ををろさせられ候新門様御剃刀をあてまいらせられ候興門様理門様御かい錯也光永寺そり被申御堂御局にての事也

一二十八日朝勤マデハ新門様（イツモ）ノ御堂南ノ御座へ被出仕候御日中ヨリ御所様ノ御座でナヲラセラレ候御私記新門様念佛興門様順讚興門様教行寺殿慈敬寺殿本善寺殿理門様又興様和讃ハ正像末也伽陀光永寺

二十五日日中過北上様如春尼の剃髮（ミ）いひ二十八日日中始て顯如宗主の座席へ着座は全く宗

主たるの作法にして『本願寺通紀』旁附傳に

文祿元年十一月顯如宗主歿後姑司寺務十二月八日任大僧正

とある如く宗主（ミ）して何等の問題もなかりしなり顯如宗主の遷化の報肥前名護屋に報するや秀吉使を遣し之を悼む曰く

門跡不慮之儀無是非次第絶言語候就中其方惣領儀候間有相續法度以下堅申付勤行無懈怠當家相立覺悟特肝要候然者門跡本坊へ被相移其方之屋形へ理光院うつし北の御かた相副一所ニ有之候而可然候歟興門理門をも引廻母儀へも孝行候て尤候猶淺野彈正藥院木下半介可申候恐々謹言

極月十二日(文祿元)

秀吉(朱印)

本願寺新門跡

北之方へも書狀あり曰く

門跡（遠行）ゑんかうの事せひなきしたいおほせられ候はんやうもなく候さりながらよき子だち御もち候ま（果報者）くわほうしやにで候新門せき（總領）そりやうの事に候まあまをつぎ家のそつ（覺悟）けざるやうにかく（悟）こをもたれもんせきほん坊へうつりいまでのごこく申つけしん門主（理光院）の所へりくわう（幸）るんうつしそなたもあひそはれこれありてしかるべく候なほつほねかう（藏主）さす申べく候あなかしこ

十二月十二日(文祿元)

ひで吉(朱印)

北の御かたへ上る

理光院は後の准如宗主をいふ、新門主教如上人本坊に入り職を繼ぎ其跡へ理光院に共に移るべしとなり、教如上人乃ち下間按察使頼龍等八十人の勸氣を赦し定衆誓願寺定事坊兩人を罷め福田寺端坊をして之に代らしむ、翌二年上人名護屋に趣き秀吉に謁し相續の謝辭を述べ終り而して母如春尼傳來の文書を授けざるを以て告ぐ、秀吉大坂に歸るや母子を親問す、如春尼對へて曰く、凡そ讓狀を受くるもの法寶物等を領するを式とす、先宗主讓狀を理門に授く之を以てひそかに議し教如をして理門を養ひ嗣となさし、然に教如應ぜず故に法寶物等を授けざるなり、表裏問答中にこの間の消息を傳へて曰く

御北堂仰せらるゝ様は、この義は御言ひ置るるに非る内證の儀にて候に、さてノ御耳に立てられ候哉、御尋の上は申さずでは叶はず候、開山より代々庶子によらず惣領によらず讓狀次第家督に備はる家の法式にて候、然ば讓狀を請け候子に開山已來代々の血脈靈寶等相添へ渡す法度にて候、前任何と思はれ候やらん光昭に讓狀せられ候、然れども新門はや四十(私云今年文祿二年三十六歳なり)に及ばれ幸に子一人も無く候まゝ、先づ新門に家督を渡し光昭をば新門の子分にいたし二十餘年の後代を譲られ候様に遠慮をめぐらし内々其談合を致すことにて候、御仰せあけらるゝ太閤大相國さらば其讓狀見せ給つゝありしにより、御開山已來の代々の御

讓狀並に前任上人御自筆の御書等高覽に供へらる

「こいへり」表裏問答は教如上人を議せんして著作流布したるものにして全部之を信する能はざるも大體今の如春尼の言ふところ信すべきに邇し、關白秀次の右筆駒井中務自筆の記ありて當時の消息を記載し遺憾なし、この中務の記による文祿二年閏九月十二日木下平介長東大藏兩人秀次の命をうけ門跡教如上人を伏見城に招き母子關係を尋問あり、「駒井日記」十五日付の木下山中長東三人よりの書狀寫あり

一 一昨日十二日(文祿二年閏九月)木下平介長東かたより七條門主刑法少進其外年老共召れ可被罷下由被仰出、其夜亥刻より被罷下候將者昨朝罷下候、是ハめしにてハ無御座候へ共無心元存如此候、内儀承候へ者門主舎弟ヲ北の御かた門跡ニ取かへ可申たくみのやうに相聞へ申候、少將申候ば、定而御上候うちには被仰出間敷候、門主へ彼是可被成御尋候哉、猶替儀承届次第可申上候、少進より貴老迄書狀候間進し候事

一 木下平介書中山中橋内長東大藏三〇也御狀拜見申候

一 來十七日伏見へ可被成御出之由候、乍去可相延ハ難計候

一 七條門跡昨日(私云十四日也)被罷下候、今日何ぞか可被仰出候様子不相聞候

一 此外無別條候相替儀候者自是可申入候

是に依れば十四日教如上人下向せらるゝ見ゆ、更に同日記に十六日木下平介より壽命院宛の書

狀あり専ら本山兩派對論顛末なり曰く

一 急度致言上候

一 去十四日七條門跡同年寄共被召寄候十五日ニ下着候

一 即御意之返ハ藥院長大山橘拙者(私云)御使にて候

一 大阪ニ被居拵候事

一 信長様御一類には大敵にて候事

一 大閣様之御代にてさいか(雜賀)よりかいつかへ被召寄かいつかより天満へ被召出天満より七條

へ被遣上候事御恩ニ被思召候事

一 當門跡不(行儀)ぎやうぎの事先門跡時より連々申上候事

一 代ゆづり狀有之事先代よりのゆづり狀も有之事の事先門跡(折檻)せつかんの者被召出候事

一 被召出候人よりも召出候者(儀)も不届思召候事

一 當門主妻女の事

一 そこ心より不届心中引直先門跡の如く殊勝にたしなみ可被申候事

一 右の如くたしなみ候ハ十年家をもち十年めに理門へ可被相渡事これはかたて(片手打)うちの被

仰付様にて候へ(儀)も新門跡此中御めをかけられ候間如此之由候

一 心のたしなみもなるまじきを被存候て三千石無役に可被下間御茶の湯友達に成候て右の

召し出候いたづらもの共召し連れ御ほうてう候へ(儀)の儀候

此御返事

一 右段々御意通當門跡忝存候十年めに理門へ可相渡候忝(さ)被申候然處ニ内衆申様ニハゆづり狀なきの事ふしんの由申候又昔の讓狀ハ門下おこなへか(さ)のものに披露候て其上を以讓狀にて候(上)申候へバ其申分のせうせき有之候哉なくば申たる事くせ事候(上)へ(様)まかすめ申候事左様の存分にて今迄おやこの中ここも仕候のちも左やうニあるべく候間末代のために御せい(成)ばいあるべく候その申てを(成)り出し候はずば當門に十年の代をも御もたせまじく候ゆづり狀にまかせ理門へ(成)すぐ(成)に可被遣由候いまだ不相極候今日中に相濟可申候(中)略

一 上様二十日ニふしミへ御上洛にて候

一 處外ニかき申候へ(儀)も人のすきに調申候間先書立申候をほ(儀)ぎ仕候て進上申候此等之旨可

預御披露候恐々謹言

後九月十六日

木半介

壽命院

教如上人方如春尼方兩者の主張を多忙中木下半介間暇に取調べ上申せしものにして彼此の主張各其真相を傳へたるものならんこの文祿二年より三十五年目寛永四年九月宇野主水佑道立

の筆記にして後元祿十年二月了學なるものが傳寫せる外題本願寺舊記覺書と稱する二冊本の後編にこの文祿二年の對決の記事あり公儀に於ける對決筆記と併せ見ば得るところ少からざるを以て左に掲げん

一大坂御城に秀吉御座候時淺野彈正石田治部少將(の誤補)増田右衛門尉此三人連判にて教如様之御伴いたし形部少進可下之由御意に候て使禮晝之申ノ刻に上着候即其月ノ酉ノ刻に御下向被成御供に修理河内右近左近孫作此外何も被參候上鳥羽より御舟ニめされ候

一大坂へ御下着被成候由右之三人へ被申遣候へば早々御登城被成候様ニ御返事被申候により御登城被成候時形部卿少進御供ニ被參候然ニ右三人之衆秀吉之御意ニ候て教如様へ被申候ハ本願寺之家督十年以後に理門跡へ御譲り候へば被申候處ニ形部卿進み出で被申候バ顯如様之御惣領に候間御意迷惑之由達而御理可申上之由被申候により右三人之衆此通秀吉へ被仰上候處ニ本願寺之家督之讓狀理門跡へめされ候由北之かみより度々被申候へ共教如之儀ハ別而申通候故二十年ニは申候處達而之理不入御意に早々家督御渡し可有之由被仰候故教如様すこゝに御上洛被成候萬御道具方々へ御のけ被成候間三十日餘も御座候其中に教行寺慈敬寺按察祐賢長福寺明家光泉寺誓源寺徳藏寺聖順寺專壽坊妙眞明願寺此衆連判にて言上被申候此使に淺野孫作を惣中より頼被申候へば孫作此御使ハ迷惑成由色々したい被申候へ共各々達而輕被申候故無是非御使を被申候其目安之趣は久我

殿の御息女ひがしのかみさまをさし被置ながら教壽院さま御ふくミ申候時御てうあい被成かくしおかた候故北のかみさまこれを御そねみにて御むほんの第一に候間其儘御置候つゝ此後も又何事か御たくみ候て被仰候はんも不存候間先此度御ふくさまに御暇をつかわざれ候へば被申上候雖然兎角之御返事不被成候處ニ其中御福様を御抱被置候事おのづからならず候故ニ江州長澤福田寺同中郡正光坊兩人被召出候而御福様御預ケ被置度由被仰候處ニ正光坊御うけこひヲ申上即先へ罷下候跡より御福様に前之主水御供住罷下候正光坊御供仕下着候而七日めニ主水遠行仕候御下べに又右衛門ミ申者付而上せ候中川三介宿へかき入申候其時色々懇ニいたし候ニより其恩證ニ又右衛門相果候まで主水抱置養申候又中川三介果候而後その後家ニ妙慶子今借家に入置候も其時之よしみにて御座候事

この主水佑道立の記述に如春尼ミお福後に剃髮法名教壽院如祐さまとの關係の如き裏面事情は考慮すべきあるを以て『駒井日記』と共に見るの必要を認め掲げたるものなり教如上人は伏見城にて對決の翌十六日に讓狀の旨にまかせ理門に家督譲り退隱のよし答申すこの事十七日付の木下半介の書狀『駒井日記』に出づ曰く

一 御狀拜見申候

一七條新門主の事代々並先師のづり狀にまかせ理門へ昨日(私云十六日)家を御わたしなされ候

一新門主身上事先師在世之時新門主をせられ候如くもこの家へこされ候て理門よりまかないにて候 (中略)

一七條門跡殿下様御上洛次第御判形代替のを被成御取大かうさまこうはんあるべきにて候 (中略) 恐々謹言

後九月十七日(文祿二)

木半介

駒井様

この時關白秀次及大閣秀吉より准如宗主へ對し影堂留守職付々之證文殊に先師讓狀の旨にまかせ相續すべき御書案成る日付は閏九月十六日なり教如上人伏見城對決の翌々日十七日を以て納得狀を出さる

本願寺留守職之儀從開山代々證文同先師光佐讓狀對光昭明鏡之儀令拜見納得仕候然上者雖爲弟任寺法之旨光昭事如先師可致尊崇候聊以違背之儀不可有之候太閣様被加御意段難有存知仕由宜預御披露候恐々謹言

後九月十七日(文祿二)

光壽(花押)

施藥院

長東大藏大輔殿

木下半介殿

山中橋内殿

この頃石山の遺跡を樓岸に再興し數年ならざる間の出來事にして大坂の門徒が如何に苦慮を勞したるかを知るべし。

第四編 第四期坊舎留守居時代

慶長二年より明治八年に至る二百八十年間を坊舎留守居時代と名け此間に於ける坊舎及坊舎を中心として大坂關係の事件を記述せんとするものにして第二期の本山時代及び第三期の樓岸時代に比較して平凡たるを免かれず坊舎としては元祿の境地増擴と再建次で享保の炎土増地再建を重ねるものにして地方にありては三業惑亂の前後より宗學に心かくるもの増加し法談勸化の風を助長したることは是なり然りといへども出色の發展換言すれば他諸國に比して修學者の乏しき感ありといへども徳川時代の大坂が經濟都市即ち町人の都市として發達したるが如く末寺の生活狀態及び信徒の集合機關即ち講なるものが發達したることもなり地方に多く例を見ず元和の初年松平忠明によりて各宗寺院及び墓地は移轉廢合は行はれたるも眞宗の末寺にありては市内隨所に介在し市民と同じく公私の諸役を負擔せしめたるを以て末寺の堂宇は儀式的道場たらずして檀信徒の法話場たるが如く布教場としては狹隘たるを免かれず徳川の中葉以來伽藍風の本堂を建立するものありといへども町屋敷たるを以て境地に一定の制限をうけ布教道場として發展する能はざりしなり僅かに坊舎ありて布教場として雄飛するに過ぎず是れ時勢と境遇の制裁をうけ各末寺々院が布教道場として手足を展ばす能はざりし

なり是等の事情は明治大正に及んで大なる變化を見ず唯々種々の事情よりして市外に移轉したるものあるも多くは布教場の便利よりも他の事情よりして移轉せるもの多きが如し幸に坊舎にありては市街介在寺宇の缺點を有せず兩度の境地増擴により布教道場の實を擧げ加ふるに十二講を始め末寺と共に數多の講會を設け經濟都市の半面に宗教都市の實を現し市内介在の末寺々院亦堂宇を建築し共に宗門の繁昌を今日に持續し來れり。

第一章 津村坊舎成る 附津村沿革考

慶長三年霜月十日津村坊舎成り准如宗主下向親しく移徒の法要を修行せらる同十日逮夜より翌十一日々中に至るまで前住顯如上人七回忌法要を豫修すこの時顯如宗主香衣の影像(今無し)を始て安置す太夜念佛正信偈翌十一日の晨朝正信偈舌々眞日中は大經上卷及阿彌陀經勤終りて齋ありこの日逮夜より十四日々中に至る例年の報恩講修行あり宗主自記に成る『大坂坊移徒』に曰く

大坂坊

慶長三年霜月十日

一今朝夜明かた舟着候也

一移徒(ツキ)ミして日中する也勤者代々の正月(ツキ)のこ(ツキ)く但少輕し燒香有打敷以下嚴無之予衣裳者直綴水精の念珠扇也

一坊主衆町衆爲見舞樽持來候也

一明日前住の七回忌取越在之仍今夕より太夜有念佛(マ)正偈句切(ヨリ)緩無毎年當坊之報恩講之太夜のこ(ツキ)く也前住御影香衣のを當寺へ始而懸候也本尊開山前住御前花足三色也打敷在之
一太夜御文在之金寶寺其後改悔在之讚嘆金寶寺日没候て果候

十一日

一朝勤正信偈(舌)是々の眞勤より數太夜こ(ツキ)く文光蓮寺

一日中上卷並阿彌陀經迦陀者上卷の計在之金寶寺後勤如常讚ハ佛法力也廻向者世尊我一心也

一齋相伴一家衆佐尋誘孝治部卿計也坊主衆今朝日中ニ參たる衆悉呼候大坂町衆也

一齋汁二菜七菓子五種也中酒二返

一齋過而禮衆在之

一吉田豊後爲御見廻三種二荷持被來候又竹田口高庵是も爲見舞牛黃圓十貝持被來候即兩人共ニムギ並肴一獻にて對面候也

一非時相伴一家衆佐尋誘孝治部卿惠光寺等也 在之衆也

一非時汁二菜六菓子五種也中酒二返
一太夜鐘鳴勤正句切何も如_レ毎年也文西光寺其後改悔之讚嘆金寶寺也

十二日

一朝勤一昨朝同前文受慶

一日中式有予讀惣禮廻向之伽陀計也念佛琇孝後勤如常也

一齋相伴一家衆佐尋琇孝光善寺治部卿惠光寺等也常住衆性應寺

一齋汁二菜六菓子五種也中酒二返

一齋ニ呼衆其外衆禮有之

一非時相伴衆一家衆同前但惠光寺ハ不參也常住衆性應寺

一非時汁二菜五菓子五種中酒二返也

一太夜同前文光永寺勤助音ニ寶光寺出候也改悔之評判光永寺

十三日

一朝勤同前但正信偈者中拍子也文金寶寺

一日中式有昨朝同前念佛琇孝伽陀光永寺也

一昨夕の非時ニ鐘鳴候然共今朝より齋非時共ニ無用之由申出候也

一齋相伴衆一家衆佐尋琇孝治部卿等也常住衆性應寺

一齋汁二菜六菓子五種也中酒二返

一禮衆在之

一非時相伴一家衆今朝同前常住衆性應寺

一非時汁二菜五菓子五種中酒二返

一太夜同前文光蓮寺傳繪光永寺也日没在之

一武部甚七爲見舞來候也肴一獻對面也

十四日

一朝勤昨朝同前文無鐘七ミ一度に鳴候也

一日中式予伽陀悉有光永寺念佛琇孝也

一今度當坊之作事ニ半佐衛門宗左衛門奉行ニ付おく也仍只今小袖おかし一ツツハ遣候也

一齋相伴一家衆佐尋琇孝治部卿惠光寺等也常住衆性應寺今日參たる坊主衆悉呼候也

一齋汁二菜六菓子五種也中酒三返也

一今日者一家衆坊主より立也

一禮衆在之

一七ツ時ニ龜井武藏守津村ニ居住之間依近所始而禮ニ被來候仍中折紙五十束也取あへず振舞をする也客ハ魚予者精進也

一禮衆之銀三百十八兩餘也(及カ) (以上)

坊舎津村の地に移りて以來最古の現存記録なり、此時の境域は現在大坂津村之坊惣境内並修造之繪圖ミ名くる紀年を缺くも、元祿再興以前の境域並に建築を示すものにして東は御堂前町に面し南北四十四間、西渡邊筋に接し、南方は淨覺町に面し今の安土町筋を一直線に西に通じ、以て境ミし東西四十八間餘、北は津村南町今の備後町筋を以て境ミし東西五十三間にして、現在境地の約三分一なり、宜へなる哉、元祿年中第一次の境地増廣し、享保年間第二次の擴張を爲して今に至れり、本堂の如き右の繪圖には梁間桁間十九間十七間ミあるも事實は之よりも狭少なりしやも知るべからず、或は庇外椽等を加へて稱するが如く、元祿再興に當り古御堂を以て大工小屋にあて本堂舊位置より東北に移したるを標示の目盛にて算するに十六間四面なり、是眞に近きものに非るか

因に津村の地名を考へんに、『大日本地名辭書』に津村の下に、船場の西部を津村ミ日ふ、古は圓ツラミ呼べり、江灣の名に因る圓江は名寄に奈波の津夫良江ミ詠し萬葉集なる繩浦も此に外ならず、蓋圓江は今の西横堀江に擬すべしミいへり、津村の名の記録に見ゆるは順興寺實從の『私心記』天文四年六月十一日條下に、又敵天王寺へマワリ候テ、コウヅ渡邊ツ、村等焼テ河内へ中島へ向テ人數出候、トカクシテ引候ミあり、又『細川兩家記』元龜元年八月廿四日信長人數三萬餘騎にて京上なり、則御所様被參由候也、同廿五日に河内牧方マカ云處へ下、同廿六日に天王寺へ陣取なり、其外諸勢は渡邊津村、上難波、下難波、木津、今宮、部、戸陣取由候也、又同九年九月十二日、中島の内浦江ミ申

所に古城候、御所様御入城なり、此所は先年細川高國イ常植御宰人の後備前國へ御下向候て浦上掃部御頼候處同心被申備前播磨美作三ヶ國催、三萬騎にて上洛候時常植此城に御座候なり、其時浦上方勢は天王寺、木津、難波、今宮、上難波、朔戸、渡邊津村陣所なり、其時は渡邊川、福島河二順に橋懸られたりミ、斯くの如く木津、難波等ミ共に村落ミして持續し來りしが、松平忠明擢でられて大坂城主ミなるや、市街の整理に着手し、寺宇及墓地の移轉廢合を行ひ、市中及接近村落の諸寺を小橋村、東西高津村及天滿村の三所に集め、唯眞宗の末寺に限り市中隨所に存在するを許し、市民ミ同じく公私の諸役を負擔せしむ、今東區小橋寺町は小橋村に、同區八丁目東寺町八丁目中寺町西高津中寺町南區天王寺生玉寺町は東西高津村に、又北區東寺町西寺町は天滿村に當り、寺町の名の示す如く寺宇櫛比す、又墓地は阿波座津村渡邊三津寺上難波等ミありしを下難波の千日南區難波河原町一丁目に合し、上町東橫堀川以東を指すにありしを小橋村に、又天滿の町家に介在せしを葎原村北區天神橋筋六丁目、濱村西成郡南濱村、田村北區梅田町に移しぬ、而して元和八年津村の葎嶋を開發して新天滿町新鞆町海部堀町を作り、津村ミ稱する部落面目を改む、津村を分ちて津村東の町津村西の町津村南の町津村北の町津村中の町ミ稱せるは其始を詳かにせずミいへも、元祿十六年の繪圖に其名出づるを以て、元和の改正當時この名を附せしものならん、御堂前町は津村御堂の前なるより名づけたるべく、淨覺町は光宗寺に乗學ミ稱するものあり、同人ミ關係あらざるか、現今は東區本町四丁目二十七番地津村別院ミ稱するところなるが、大阪の市街町名の分合改稱が明治二年五月及び同五年三月の兩度

を以て行はれ、從來坊舎に關係ある渡邊町は今は南渡邊町北渡邊町により僅に其名を留め、其他淨覺町御堂前町津村五ヶ町の如きは全く其名を失ふに至れり。

第二章 慶長八年坊舎修造の消息を賜ふ

天正八年八月二日未刻雜賀淡路島より數百艘の迎船を受け石山の本坊を始めし端城五十箇所に及び是等に籠城せるもの海上より或は陸より逃れ出でたる後は大坂は一人の影を留めざるに至りしならん。想像するものあらんも事實は之に反し石山の城地織田信長之を領するや番衆を置き守らしむ。天正十年六月信長光秀に弑せられ其後數ヶ月間池田信輝之に居る。翌十一年五月秀吉信輝に代りて大坂を治し三十餘ヶ國の人夫を發して工を督し先づ天守の建築に着手せしが其大坂城全部の竣功は遙に後年の事なり。之を以て天正八年八月石山の坊舎退轉す。さいへも各所に住するもの少からざるべく明應年中蓮如宗主創立の際に於ける、虎狼ノスミカナリ家ノ一モナク島ハカリナリシ所ミは雲泥の差にして日一日に繁盛を加ふ。天正十三年八月四日天滿に於て阿彌陀堂其他の石築を始るや大坂町衆に托す。蓮參の故に諸々の在所衆大坂之町衆入りませ石築ありたる事天正十三年の記に出づ。是れが石山退轉後大坂町衆の名の見ゆる最初ならん。翌十四年六月廿八日天滿に於て影堂柱立の儀あるや寺内衆天滿百六十五人大

坂之町衆百人ミあるを以て大坂の繁盛ミ共に門徒の數を増加したるミこミ知るべし。天正十九年八月天滿の影堂を京師七條に移し翌二十年阿彌陀堂新に成る。後數年慶長元年京都及伏見地震あり、方廣寺大佛の破壊せるは實に此時にあり、本山の堂宇また損傷少からず。准如宗主消息を各地に下し工を助けしむ。慶長二年六月十六日付を以て大坂惣門徒中へ同年八月五日付を以て攝州坊主衆中惣門徒衆中へ影堂修覆の懇志を依頼するミころあり。今度御影堂令破損候各一廉奉加之儀難有覺候面々法義を大事ミ心得られ候によりて箇様に聖人御座所を心に被入候事返返有難候ミ。この慶長二年は秀吉の薨する前年にして大坂城下門徒等少々に非るべし。同四年十月徳川家康伏見より西丸に移り本丸ミ等しく天守を擧げしが奉行長東正家等三名内府ちがひの條々ミを發し豊臣氏の威力傾き徳川の勢日に盛んならんミす。教如上人は既に文祿四年西成郡渡邊の地に一字を建立し慶長三年に難波の地に移すもの現在の難波坊舎ミなす。教如上人は機先を制し専ら一寺建立に奔走し徳川氏に出入するの秋にあたり准如宗主は文祿二年以來豊臣氏に負ふミころ少からざるを以て關ヶ原役起るや准如宗主は三成を美濃赤坂に訪問し給ふ。宗主自記に曰く

慶長五 七月

一大津坊にて晝ノ休江州ヲスル也。即振舞也。侍共中居綱所計也。其外ハ顯證寺ヨリ被申付候也。仍相

伴者顯證寺 慈敬寺爲御見舞 被來候 宮内卿 佳齋也。汁なす汁三なす汁 菜十菓子五種也。三之膳也。中酒三返

也、御禮有之

同日八時赤野井へ着、翌八日四時赤野井を發し、八時八幡着、翌九日逗留、十日サヲ山城訪問あり、同日記に曰く

十日

一朝勤昨日也、朝飯過ニサヲ山の城へ爲禮行候、一段石治部輔馳走申計なく候、從其直ニ赤坂へ相越也

一中飯者カシハ原ニテスル也、當所の肝煎久右衛門ニ申者宿也、仍先ハレウシノ由にて中間小物以下之衆へハ飯調之由候、予其外侍中居共與ニは辨當にて食之

仍久右衛門ニ帷ニ折紙三疋遣之愚盃吞之

一赤坂へ七時ニ着也、禮象有之一段ゲン集也、仍飯汁三菜九也三の膳也

九月十五日西軍大に敗し天下の形勢こゝに定る、七年三月教如上人家康により上州厩橋妙安寺の祖像を得京都烏丸の地に一字を建立し八年正月之に安置す、この頃門徒の向背一段落を告げたるが如し、いへども未だ安んずべからざるものあり、諸國坊舎の建立の如き大に門徒の歸趣に影響するところ多し、大坂の如き教如上人既に渡邊の地より今の難波の地に移し、慶長四年二月地築に着手し、八年三月堂宇成、同月廿四日遷佛の式を擧ぐ、然に津村坊舎慶長三年徒移遷佛の式を擧ぐ、いへども構造未だ完からざるものあり、加ふるに修造忽にすべからざるあるが如

く、難波坊舎成る八年七月六日を以て消息を染て大坂門徒に津村坊舎修造を依頼し給ふ、曰く

態染筆候、仍大坂坊御堂修造之由内々各被思企候段、誠以難有覺候時分柄可爲造作候へども

一は佛法興隆のため又は知恩報徳の爲におもはれ彌不依多少奉加之儀、頼入計候(中略)

猶委細者下間刑部卿法印光永寺ニ相辨候也、穴賢々々

七月六日(慶長八)

准 如

大坂惣門徒中へ

天滿惣門徒中へ 兩通也

同年九月二日を以て大坂坊修造之儀、攝津河内兩國坊主衆門徒衆へ光永寺眞宗寺覺應寺をして勤化せしめらる、翌十年を以て成れるか如く、元祿年中の記録に、津村之本坊者十二代目准如之代、いひ次に別筆にて、慶長十年爾再興也、とあり、後世専ら慶長十年再興説を傳へらるもの、慶長八年准如宗主の消息ニ相待ちて信すべきが如し、最初の本堂は或は横ノ岸より移轉して一時の急を防ぎたるもの、如く本堂の面目を存せざるを以て修造の企ありしものならん。

第三章 始て留守居役を置く

津村坊舎に於て留守居役を置き坊舎の諸務を執らしむ、堺坊及び大坂石山坊の如き、蓮如宗主

の草創當時其遷化後何れも留守居を以て坊舎を守護せしめられたるが如く顯如宗主時代の鷲森黒江兩坊の如く准如宗主の時諸國に造立の坊舎留守居を置き守護せしむ輪番を設け末寺宗侶を以て輪次に勤務せしめたるは寂如宗主の時を以て嚆矢とせり其以前末寺宗侶を以て留守居役となしたる岐阜坊舎の如きは稀有の事に屬す津村坊舎は慶長三年徒移の式舉行の後か或は其以前よりして留守居を置き俗徒を以て之に任したりと見ゆ寛政年中江戸へ出せる留守居名簿の裓紙表に

慶長以來大坂津村御坊留守居名前

當時御留守居中島右兵衛より認來寫

右本紙江戸表江指下

とあるに初代留守居高山半左衛門法名道億初め十五名を擧ぐ其全文左の如し因に括弧中の文字は私に附するところ

一慶長元和之頃出勤

一慶安三庚寅年十月廿三日死去

(初代) 高山半左衛門

法名道億

一寛年中より相勤

一明曆貳丙申年八月廿九日死去

(二代) 高山半左衛門

法名道超

一明曆年中より相勤

一寛文八戊申八月十三日死去

(三代) 高山半左衛門

法名道應

一寛文年中より相勤

一天和貳壬戌年八月二日死去

(四代) 高山半左衛門

法名道恩

一天和年中より相勤

一元祿八乙亥年正月十七日死去

(五代) 高山半左衛門

法名道也

〔附箋云〕元祿八年六月廿六日山内新助事高山半左衛門與改名留主居被仰付享保三年五月六日死

一享保三年より相勤

一同九甲辰年三月十四日死去

(六代) 高山半左衛門

法名藤林

〔附箋云〕今村多門ト云享保三年八月二日大坂江下向

一享保九年より相勤

一同十三戊申年六月九日死去

(七代) 高山半左衛門

法名一慶

〔附箋云〕竹中左衛門ト云享保九年大坂江下向

一同十三年より相勤

一元文三戊午年八月廿二日死去

(八代) 高山半左衛門

法名一幻

〔附箋云〕松井茂吉ト云享保十三年大坂江下向

一元文三年より相勤

一延享三丙寅年七月廿三日死去

(九代) 高山半左衛門

法名一貞

〔附箋云〕山田善次ト云元文三年大坂江下向右之俸ニ半五郎與有之右安永元年退役致し候
半左衛門之義ト被存候

一寛延年中より相勤但高山半五郎若年ニ付

一明和元甲申年退役

(十代) 澁谷 左 仲

一明和元甲申年十月より相勤

一安永元壬辰年二月病身ニ付退役

(半五郎事)
(十一代) 高山半左衛門

法名風航

安永九庚子年十月二日死去

一安永元年より相勤但高山半之壘若年ニ付

一天明七丁未年退役

(十二代) 松井 巡 藏

一天明七年より相勤

一寛政三辛亥六月六日死去

(半之盛事)
(十三代) 高山半左衛門

法名無爲

一寛政三辛亥年より但高山虎太郎幼年ニ付常時相勤

(十四代) 中島右衛門

(以上)

括弧中の文字は今私に加ふるこころなり、中島右兵衛退隠以後記録明確を缺くも諸記を綜合し之を考ふるに寛政十年には尙右兵衛勤務せり見ゆ翌十一年に北村音門十三年には村上大膳の名出づ、文政十三年庚寅年十二月の『寺跡寺號届洩引起之留』には高山主水の名出づ主水は恐は虎太郎元服以後の通稱ならん、天保五年には高山主水勤續せり見ゆ、同十年には高山半左衛門あり、同十二年十二月の書狀には留守居進藤左源太あり、弘化二年八月富島頼母よりの書狀宛名により上原數馬留守居見ゆ、同三年七月蓮如宗主三百五十回忌法要に際し留守居上原數馬主たり、而し嘉永年中なるべきか上原數馬罷め池尾主水之に代る、本山の達書あり、曰く
一筆令啓候先以兩御門跡様益御機嫌能被爲成御座候間可爲大慶候然者今般上原數馬儀其御坊留守居役御免跡役池尾主水被仰付候間可被得其意候恐々謹言

正月九日

富嶋頼母

大坂津村
御坊

役僧中

武 裕 (花押)

池永大隅介

三 省 (花押)

嶋田左兵衛權大尉

正 辰 (花押)

下間按察使法眼

仲 稱 (花押)

下間少進法印

仲 潔 (花押)

嘉永六年には田口大炊の名出で安政五年頃に至る、萬延元年岡田多仲尋で前田相馬留守居役となり、慶應元年頃より塚本齋宮之に任し、同二年の冬に到るが翌三年正月秋田修理留守居役となり、翌年明治元年七月廿五日の宛名に秋田修理同月廿八日宛名には秋田藏人に出づ、蓋し同一人ならんか、十月三日の嶋田右兵衛少尉の書狀には宛名藤田典禮とあるを以てこの頃交代せる

が如し、典禮後に延之を改め明治九年頃まで在勤せり

第四章 始て役僧を置く

現今別院輪番の下に輪番助勤參勤承仕堂衆ありて法務及庶務に従事することなるが、輪番助勤は中古の加番にして現今は輪番不在の時其事務を代理することなるが、加番を置くの時端を發せり、參勤は全く近年設くるものにして古に其例を見ず、承仕は明治改正前は役事又は役僧を稱し其以前御堂衆又は堂衆を稱せしなり、御堂衆たるや本山御堂の法務に當れるより名くるものにして『實悟記』には純如宗主の時下間名字の人を御堂衆と名されたること出づ、實如上人闍維中陰録には大永五年實如宗主葬送の時、丹後筑前御堂衆ナト居ラレ候テあり、永祿八年影堂柱立の時御堂衆より三種三荷献上のこみ出づ、天正十四年六月十九日天滿影堂棟上の時御堂衆五種五荷献上せりといふ、他の別院に古き時代御堂衆或は堂衆を稱したることありしや記録缺くるを以て詳かならずといへども津村坊舎は大坂本山以来の舊慣を守りたるを以て坊舎に勤務するを御堂衆と俗稱したるが如し、本山の堂衆を徑程あるは云ふまでも無し、寛文七年十二月大坂天滿末寺由緒書上の中に願宗寺二代立誓御堂衆に召し加へらるこいふ、是れ津村坊舎草創當時の事なり、光宗寺の下に寛永七年津村御堂衆に召加へらるこいひ、順教寺の下に天正十五年

窄岸に於て御堂衆に、慶長二年津村に於て御堂衆なるこみを云へり、常元寺の下に二代報惠元和六年津村御堂役人に召加へらる、これ後の衣番ならん、光西寺の下に四代祐珍、天正十七年津村御堂の役人になるこいへり、案ずるに御堂は天正十七年は津村にあらずして窄岸にあり、恐くは窄岸御堂の役人の意ならん、了閑の下に慶安元年開基圓亮津村御堂衆に召し加へらるこいひ、圓明寺の下に慶安二年津村御堂衆となり住すること十年、萬治二年御堂衆を逃れ勝專寺住持なるこいひ、金光寺の下慶長十二年頃か御堂衆に召加へられたりこいひ、光圓寺宗延は寛文三年津村御堂衆に加へらるこいひ、善宗寺閑雪、明曆三年金光寺弟子となり津村御堂役人なるこいへり、これ等を綜合して考ふるに御堂役人は御堂衆の下位にありて今の堂衆の如きか夜番火番等の務に服するものか、津村御堂衆と名くるは大坂坊が本山としての時に御堂衆の名を傳へ津村坊舎となりて後まで此名を傳稱したり、其實本山の堂衆と同一にあらざるなり、『本願寺通紀』津村別院下には明かに役僧を稱せり。

役僧七箇寺都居門外於中金光寺興門下累世本座入本山御堂衆之數常爲上首其餘光圓寺順教寺圓龍寺等

こあり、坊舎にありては役僧を稱するが中古以來の定例にして御堂衆と云へるは坊舎を尊敬するの餘り本山の掛所と云へるより役僧をば御堂衆と稱したる如く、これは津村獨特にして他にありて俗稱する無かりしものならん、坊舎事務の一切を管理するものを留守居と稱し、代々高山

半左衛門職を襲ひ寛政年間に及ぶ、役僧の名が現存記録中最古の一は享保九年八月大坂奉行所へ出せる口上覺なりとす。

覺

一 在來境内坪數 四千四百六十一坪

一 今度御願之地 九百五拾七坪餘

兩所合五千四百十八坪餘

右之通ニ御座候以上

八月(享保九年)

津村御堂役僧

金光寺

御奉行所

寛文の由緒書上ゲに慶長十二三年頃御堂衆に召し加へらるこいひ『通紀』金光寺累世本座（三）いふ、金光寺が津村坊舎役僧（俗稱御堂衆）として其世代を累ねたるこゝ知るべし、文化六年二月尋津村坊舎役僧人名控あり、是れ大坂津村御坊役僧一統常勤本役並ニ見習御免年月座列之次第御尋（本山より）ニ付乍恐左ニ奉申上候と見出に出づ

一 寛政二戌年三月廿一日日本役御免

成覺寺 宜教

同十二申年十月十六日本座常末御免被爲仰付

文化元子年十二月廿三日休役ニ而大琳寺隱居仕候

同四卯年十月十六日成覺寺（呼寺號再勤先席勝手勤御免被爲仰付）

國網袈裟 西善寺 教覺

安永三年十月廿五日見習御免

飛擔 光圓寺 惠秀

同七戌年正月十九日本役御免

寛政三亥年九月廿八日本役御免

無官 大仙寺 了慶

享和元酉年十二月十七日本役御免

飛擔 順教寺 新發意 教應

寛政十一未年十月十九日見習御免

享和二戌年正月廿六日本役御免

國網袈裟 大琳寺 泰超

寛政十一未年十月十八日見習御免

享和四子年二月廿日本役御免

一 文化二丑年三月三日日本役御免

無官 圓満寺新發意惠量

一 文化二丑年十月廿日本役御免

國綱製袈 宗久寺 義了

一 文化四卯年十二月十七日本役御免

初中後 如來寺 念乘

一 文化五辰年十月廿一日見習御免

國綱製袈 德藏寺 崇順

右之通ニ御座候以上

文化六年

巳二月

役僧の日常事に就ては坊舎草創當時は成文は無かりしが如し、年時を重ねるに隨て不文律に
なりて勤方法は一定せり、天保二年本山財政窮乏を告げ改革を施すや坊舎にても規約を定め
緊縮に力む、中に役僧中勤方三十八條あり、其首尾を出さば、左の如し

役僧中勤方

一 御本堂御莊殿内陣向御掃除每朝御佛飯御供物奉備晨朝後或者日没前常經誦讀之事

但當番者晨朝引續より其夜致宿番翌朝當番ニ都合交代可致事、尤當番之節御境内之外他

向へ法用等決而參詣致間敷事

一 毎月兩度御追夜ハ勿論例月十五日惣永代經惣出勤之事

一 兩度御追夜御對面所御佛前御莊殿可致事

一 日次帳無失念當番致記帳可申送事

(中略)

一 毎月十六日役所寄惣出勤之事

一 右之外臨時之儀御留守居より御達之通相勤可申事

右之趣奉畏候依而調印仕候

天保二卯七月

大琳寺泰忍

正福寺宗眞

光福寺正應

永福寺道恒

正福寺竟道

宗久寺見了

徳藏寺崇順

大仙寺靜慶

金光寺祥瑞

御留守居所

御勘定所

御勘定方

明治九年六月別院職制を改正し役僧を承仕ミ名^レ知堂^後の輪番ノ指令ニ從ヒ法式ヲ修シ堂内莊嚴ヲ整理スルヲ掌ル^ルニ規定セリ明治九年十一月二日付の式務課よりの書面に宛名津村別院四等承仕赤松了諦の名見ゆ十五年三月廿二日付伺に津村別院承仕賀陽法幢忍麗順辻本了方喚崇順寺澤照淳安藤照立の六名出づ爾來幾多の交替ありて今日に及べり

第五章 准如宗主報恩講に下向發病

寛永七年十月廿三日准如宗主津村坊舎例年の報恩講修行の爲め下向あり慶長三年十月自筆の記に毎年當坊之報恩講之太夜の如く念佛正信偈句切緩無^{ユリ}ニ勤行のこも出でたれば樓の岸時代より例年下向修行せられたミ見ゆ津村坊舎報恩講に次て堺坊同様報恩講修行のこも准如

宗主の時より其例ミなれるが如し承應四年十月良如宗主津村及堺兩坊下向のこも石川彌右衛門の『大方毎日之御日記』十月十七日條下に

一 例年ハ大坂御坊へ御取越ニ被爲成候へも今度朝鮮人御坊被居申候ニ付朝鮮人臺所所之番所其外かりや共其儘有之候故此度御延慮被成不被爲成直ニ堺ニ御通り被成候事

こあり同月廿四日堺ヨリ御上京被遊たりミ出づ是れ准如宗主以來の例に隨ふなり准如宗主今年津村坊舎報恩講終り堺坊に下向同く報恩講親修あり宗主今年夏以來不食の病にかゝり治療に怠らさりしも健康平日に異るものあり衆心安んせず性應寺了尊の記せる前住准上人様御往生之記並御葬禮御中陰已下之次第に曰く

一 寛永七年十月廿三日ニ攝州大坂御坊へ御取越ニ被成御下向候それより堺御坊へも御取越

ニ被成候仍當夏比ヨリ御不食事外御願瘦ナサレ候故壽徳庵驅庵法印其外名醫様々御療治

ニ付少御快氣ノ様ニ御座候故如此也然處に堺にてト養ト申藥醫有之付御脉御ミせ被成候

而御藥上り候處ニ御相當之様ニ被思召京都へ霜月五日御上洛被遊候而同八日ニト養軒ヲ

ニ可遣之由横田内膳正ニ被仰付十一日ニト養軒京着被申候御變被上此地ニ滯留被申也

處ニ御藥御相當も無之故か御腫物なごもかやうに出申候へバ如何に候間御醫師をも御

替候ハんミ被思召候間奉行衆へ談合可仕之旨被仰出候尤可然之旨被申上候テ半井通仙召

ニ被遣候へハ散々相煩申候由申上ラレ候テ不被參候故方々醫師衆相尋申候へ共何も居不

被申候ナリ

一寛永七年霜月十九日之夜上様御右之御肩打越(粟粒)ニアハツブ程成御腫物出来申候付癩なきにても候はんかミ御氣遣被遊候付翌日廿日之朝奉行衆其外爰許常住御脉ニ被上候醫師衆なき召テ御ミセ被成候處ニ中々左様之御氣遣被遊候物にてハ無御座候由何も申上候へ共御氣遣被遊候而外科之上手を可相尋之由奉行衆へ少將ヲ以被仰出候就其方々センサク有之處ニ東福寺之門前ニ道久ト申外科上手之由各被申上候付ソレ召テ御ミセ可被成之旨被仰出候故則道久へ乗物被遣御見廻申上候扱御ミセ被成候處ニ中々御大事之物なきにてハ無御座之由申上候サラハ御藥付可申之由御意候そのまゝ御藥付申候然處ニ翌日廿一日ニモ參御藥付替申候也毎日御見舞申上候テ御藥付替申候處ニ二十三日ノアカツキヨリ御ハナバシラノ上並御左ノ御ハウニ又アハツブ程成御腫物ミヘ申候處ニ道久其上ニモ又カウヤクヲ付申候扱其次ニ御右之御頬ノカミニ又アハツブ程ナル物ミヘ申候これへも膏藥ヲ付申候然處ニ御右之方之御腫物大事之御疗トミヘ申候日々ニ事ノ外ハレ申候故御大事之物ト皆々被申御難ハ少もくるしからず候へ共御ハウノ物第一専用之由道久も各も被申候御難にハ二十一日二日ニ御灸ヲ道久仕候廿三日ニはや御針貳本仕口大キニアケ申候而毎日御療治仕候一段ト御難ハ能候へも御頬ノ物大事ニ付これへも廿五日ニ針ヲ仕候テ口大キニアケ申候テ毎日之療治也就中道哲法眼是ハ道三法印ノムコ也上手之由皆皆申候故

それを召テ御脈をミセ申則御藥ヲ廿二日ヨリ上リ候其内ニモ外科其外本道何も召テ御ミセ候へも御大事之由何も被申上候其内ニ堺ノト養軒ニモ御暇被下堺へ被歸也就中報恩講中御堂へ御出仕なきも中々被遊候事も成不申候へも御簾中へハ毎日御參被成候然處ニ廿八日ハ事外御機嫌も能又ハ御氣色なきも一段さよく御座候故公私悅申候處ニ廿八日之晚ヨリ御心も惡御座候故半井通仙院へ色々御見廻被申候様ニミ被仰入候へも手を煩申候間御見舞申上候事難成候由申來候故北之かミ様何こそ被遊候テ御見廻被申候様ニト被思召折節大田殿江戸より上洛ニテ御座候故大田殿ヲ以中宮様へ被仰入候へハ中宮様ヨリ通仙院へ出羽殿ヲ御使ニ被進之御見舞申上候への由御意候其上ハ如何ニ候間御見廻可申上之由申上ラレ候テ晦日之晝時分ニ御見廻被申上御脈ミ被申候テ被歸候扱御藥トリニ被遣候へハ進上申候儀成申間敷之由被申候中宮様ヨリも大田殿ヨリモ色々被仰候へも中々なり不申候由候然處ニ内々壽昌院立環法印ハ御門跡様へハ御相醫師の事ニ候間板倉周防殿へ被仰入候テ江戸へ早飛脚ニテ將軍様へ被仰上召上サセラレ候てよく候はんなきの御談合有之ニ付周防殿へ御談合候へハ一段ミ能御座候ハン間御書を被遣候而能候ハんミ被申候故一ツ書ニテ壽昌院並年寄衆へ御書御かかせ候て晦日之晝時分ニ被遣候御使八木藏人也周防殿被申候様ハ一段ノ儀ニテ御座候則早飛脚ヲはや申付候間其段可御心安之由候然處ニ以外被成御草臥晦之夜五ツ時分ニ御脈なきも惡成候而ツイニハ晦日之夜九

ツ時分ニ御往生被遊也、就其亥刻過ニ六字ノ御名號御拜被成度之由御意付御名號相尋申候へハ其刻の事ニテ候へハ皆々取紛也、然處ニ常樂寺殿ニ御座候由皆々申候故取ニ被遊候、マ
 イリ候間トヲク御座候故御新發意様之御方御持佛堂之御本尊様ヲ懸御目マイラセラレ候、
 先々御拜被成候而又重而御名號ノト御意被成候其内ニ參候而御名號參候由御子様達御
 意被成候へハ蠟燭いたし候へのよし御意候て御名號ニ御向被成シハラク御急佛御申被成
 扱御名號トリ候へ之由被成御意候、ソレヨリ御稱名計ニテ頓而御イキタヘ申候ナリ、又亥刻
 時分ニ此比ツリヲカセラレ候御紙帳ヲトリ可申候由御意被成候則取ノケ申候也
 卅日夜遷化時已に曉に向ふ、月朔を避け卅日を以て忌ミなす、壽五十四、治山卅九年、十二月十四
 日辰時七條坊門之原に闇維す

第六章 良如宗主坊舎下向

良如宗主の津村坊舎下向は准如宗主在世よりなるべし、今記録を缺くを以て詳ならざるを憾
 みこす、寛永十八年十一月宗主坊舎に下向あり、宗主の坊舎下向のこゝ石川孫右衛門の「大方毎日
 之御日記」に散見す、慶安四年十月十八日の下に

十月十八日和州田原本並大坂堺へ御取趣ニ御下向被成候也
 同五年十月廿五下向あり、曰く

慶安五年十月廿五日御所様大坂御坊へ御取趣ニ御下向被成候
 慶安五年改元承應なり、翌二年十月廿五日
 大坂坊へ御取趣ニ御下向被成候

霜月八日歸洛、翌三年十一月十日下向十五日上洛のこゝ同日記に出づ、曰く

霜月十日大坂へ御取趣ニ御下向被遊候也、十五日攝州大坂ヨリ御上洛被遊候也

承應四年正月廿三日坊舎留守居高山半左衛門上京盃被下、「大方毎日之御日記」に曰く

一、大坂御留守居高山半左衛門御願之事御盃被下事如例年

今年四月十三日改元明暦元年なり、今年の報恩講下向無し、盃し朝鮮人來朝によりてなり、十月十
 七日條下に

一、例年ハ大坂御坊へ御取趣ニ被爲成候へ、今も今度朝鮮人御坊被居申候ニ付朝鮮人臺所々
 之番所其外カリヤ共其儘有之候故此度御延慮被成不被爲成直に堺へ御通ニ被成候事

而して廿四日堺ヨリ御上京被遊候事ニあり、翌二年十月廿五日、如例年攝州大坂へ御取趣御下
 向被成十一月朔日申ノ刻過大坂ヨリ御所様還御ノ御事ニ同日記に見ゆ、

第七章 坊舎朝鮮使節旅館となる

明暦元年(今年承應四年四月明暦ニ改元)九月五日朝鮮使節坊舎に館す、同月十一日朝坊舎を發足し江戸へ向ふ十一月廿三日使節歸國の途次坊舎に館し廿六日出發、例年十月坊舎の報恩講宗主下向親修せらる、然るに今年朝鮮使節來朝當時江戸にありて十一月に至れば再び坊舎混雜を免れざるを以て下向を見合せらる、石川彌右衛門が「大方毎日之御日記」ニ題せる承應四乙未年十月十七日條下に出づ

十月廿四日堺坊より直に上京歸山ありたり同日記廿四日條下に堺ヨリ御上京被遊候事ニある是なり、是より先本年二月廿八日町奉行松平隼人坊舎留守居高山半左衛門を招換し秋の頃朝鮮人來朝の際坊舎を旅館として借入方示談あり、半左衛門より既に本山へ照會せるこころ差支無き旨回答ありたる旨答申し奉行所を引き退く、六月九日會我丹波守松平隼人兩人來り坊舎を見る七月七日松平若狹守使節接待役として坊舎に來り此日御堂内陣並に表門圍をなす、同月十日松平若狹來り坊舎を請取り新に番人を設く、九月五日朝鮮使節坊舎に入る、同月十日宗主へ白米五俵松笠三十油紙一枚うちわ二本唐墨一包筆一包を献上す留守居半左衛門請取京都へ進達十一日使節發足代官よりの番衆は元の如し、十三日御堂請取り十五日より内陣の圍を解く、十一

月十七日に至り再び御堂松平若狹守へ引渡し廿三日巳ノ刻使節參着廿六日使節坊舎を發し歸國の途に就く、掃除公儀にて之を爲す、十二月朔日に至り内陣の圍を去り表門を開き同行の參詣を許すこゝなりぬ、當時「明暦元年朝鮮人致來朝候覺」ニ題するあり、曰く

明暦元年朝鮮人致來朝候覺

一、二月廿八日大坂町御奉行松平隼人殿より半左衛門御呼寄、秋之比朝鮮人參候間津村之御坊御借可被成之由御申候、則此通京都へ申上候處、御坊御借可被成之由被仰下候、御返事隼人殿へ申達候

- 一、六月九日會我丹波守松平隼人殿所々爲見分御出候
- 一、同十日御代官豊島十左衛門殿鈴木三郎九郎殿中村奎右衛門殿御坊へ被參候
- 一、同十四日松平若狹守殿家老大田五郎左衛門參候
- 一、同廿六日鈴木三郎九郎殿中村奎右衛門殿被參候
- 一、同廿七日丹波殿隼人殿重左衛門殿奎右衛門殿御出候
- 一、同晦日丹波殿隼人殿御出候
- 一、七月七日朝鮮人御奉行並爲御馳走人松平若狹守殿從國元大坂へ御着、同日御坊へ御出候、今日御堂御内陣並御門圍申候、若狹守殿之宿志方源兵衛之由
- 一、同十日若狹守殿御坊御請取候而番之者等御置候由

一、六月之初比より町御奉行衆之與力古屋新十郎大西權之丞御代官衆之家來岡村伊右衛門村田伊兵衛杉村角兵衛坂本小左衛門桂仁右衛門木戸源兵衛なき數度御坊へ參候

一、御坊御借被成候所々御堂御座間同御次御書院御對面所御立關御臺所西ノ方少殘ル御數寄屋並御風呂屋残り申候由御座候

一、御堂南御椽先ニ六間梁程ニ拾貳三間計之こや同御庭南東之方ニ三間程ニ四間計之こや同御庭東北之方ニ三間程ニ五間計之こや御臺所之前ニこや二ヶ所一間程ニ二間計番所之由立申候ニ御座候、右何も大和ふき板かこい之由御座候併從公儀御普請故留も無御座慥に知不申候

一、九月五日申上刻朝鮮人御坊へ致參着候

一、同月十日御門跡様江從朝鮮人獻上物

- 白米 五俵三斗表也
- 松笠 卅
- 油紙 壹枚
- うちわ 貳本
- 唐墨 壹包
- 筆 壹包

右六色宗對馬守殿家來平田仁兵衛與申仁被致持參候半左衛門請取早速京都へ指上申候

一、同月十一日朝天朝鮮人江戸へ致發足候從今日御堂之番代官衆より御置之由

一、同十三日之晚御堂此方へ請取御掃除等仕十五日より御内陣之圍を取御門ひらき申候由

一、十一月八日朝鮮人近日江戸より御坊へ着申由ニ付御内陣並御門如以前圍申候由

一、同日十三日之晝若狹殿御坊へ御出候

一、同月十七日若狹殿へ御堂相渡申候由

一、同月廿三日巳の刻朝鮮人御坊へ參着申候

一、同月廿六日朝鮮人御坊罷立致歸國候御坊之御掃除以下從公儀被御付候由

一、十二月朔日御内陣之圍を取御門ひらき申候

一、御代官中村杢右衛門殿鈴木三郎九郎殿御役朝鮮人□□由

一、朝鮮人人數之書付宗對馬守殿より久貝困幡守殿會我又左衛門殿へ參候寫御座候其表

一、正使

一、副使

一、從使

右官使三人

一、上々官 貳人

一、判事官 三人

- 一、上 官 四拾六人
- 一、中 官 百五拾七人
- 一、下 官 貳百六十七人

右信使ニ御添渡候人数四百七十五人但此内より船番荷奉行之者七八十も大坂京都ニ留可申候

- 一、召長老 同宿小性十一人 下之者九人
- 一、隣西堂 同宿小性十一人 下之者六人

一、對馬ニ而付候通詞之者五十五人内船子之通事^(詞カ)五人以上

如此ニ御座又曾我丹波殿松平隼人殿より道中へ之觸狀之寫見申候へバ

- 一、三 使 貳人
 - 一、上々官 壹人
 - 一、讀説官 壹人
 - 一、判 事 三人
 - 一、上 官 廿七人
 - 一、次 官 八人
 - 一、中 官 百卅六人
- 合三百七十七人

- 一、達長老 壹人
 - 一、伴 僧 五人
 - 一、侍 十人
 - 一、下 方 十八人
 - 一、柄長老^(カ) 一人
 - 一、伴 僧 五人
 - 一、侍 九人
 - 一、下 人 十七人
- 合六十六人

右之通御座候

御堂疊從公儀御敷替被成候由 (以上)

是より津村坊舎永く朝鮮使節江戸參向往復の途次旅館にあつるを例とするに至れり

第八章 二尊像を安置す

明曆四年正月坊舎宗祖聖人蓮如宗主二尊の影像を安置す蓋し光宗寺乘空の寄附にかゝるも

のなり、光宗寺傳によるに、明應四年蓮如宗主八十一歳同寺祖淨誓の請に應じて附與するところなりといふ、蓮如宗主授與の二尊像、紀州鷲森坊舎所藏を始めとして裏書を書して影像安置の證ミす、鷲森坊二尊像裏書に曰く

釋 蓮 如 (花押)

文明八年丙申十月廿九日

攝州島上郡富田常住也

大谷本願寺親鸞聖人御影

雖然此御影紀伊國阿間郡

清水道場之本尊定之者也

願主 釋了賢

然に坊舎二尊、光宗寺安置當時より、裏書舊損して缺けるか如く其寫さへざるもの惜むべし、而して光宗寺へ同じく模寫して附與せらる、後年鷲森坊舎二尊像を津村坊舎に披露ありこの時坊舎御影の由來記あり、曰く

二尊像御由來

河内國古市郡譽田村淨誓ハ

中興上人常隨昵近之御弟子なり、或時上人ニ願上、懇志難默止ミて以御眞筆畫圖あらせられ被下置たる尊影也、其淨誓開基之道場ニ後ニ賜寺號光宗寺ミ云、寛文中第七代淨念大坂之

淨覺町へ移住河内ハ通寺ミなる、明曆四年戊正月 教興院殿御代 御本山記録等御札之上御眞筆に相違なきに依り當御坊ニ御引上光宗寺へは新に二尊像御影被下且永代餘間拜官ありしは是偏に當御坊は最初明應四年に 中興上人の御因縁深き故御眞筆御安置あらせられ永久御化益の爲ミて深き尊慮ましゝたる故の事ミなん、寶永年中御表爲御修覆の時信解院殿至て御尊崇のあまり新ニ以御眞筆模寫あらせられ常掛ミ定たまひ、三月正忌ニハ中興上人眞筆奉掛様ミの命あり、依之今ニ年々光宗寺より正月御鏡料獻上御下りの御鏡光宗寺へ被下ハ此來由也

ミいへり、この來由中淨念一に乘念は乘空の誤りなるべし、蓮如宗主の眞筆ミいふもの亦古來の傳説に過ぎず、寶永五年霜月寂如宗主坊舎二尊像表補修覆し更に副本を作り平素安置し正本は三月の正忌に安置奉拜せしむるこゝに定む、修覆のこゝニ尊像箱書にあり

寛永五子歲

大坂津村 御 坊

二尊像修覆

霜月廿八日

これより十三年享保五年正月寂如宗主蓮如宗主影堂建立を企て使僧光瀨寺を下して旨趣を坊舎末下に傳へしむ。

端書無之

第四編 第四期坊舎留守居時代

於其御坊御境内今度 信證院殿御影堂並御門築地御建立被成度思召候間各被加助力御成就候ハ、可爲御滿悅候委曲光瀬寺可有演達候不宣

子二月九日

横田内膳 在判

大坂津村御坊

御勘定衆中

御飯所衆中

惣御講衆中

享保七年三月工成り二十四日追夜廿五日々中に至る移徒法要導師代教行寺、この時本山横田内膳の手簡案あり

- 去ル九日御紙面致被見候、——先以就者信證院様御影堂御移徒ニ付菓子役所願書持参且又河内屋太郎右衛門同仁左衛門出京ニ而被相伺候趣一々及御沙汰ニ候處被聞召届各心遣之
- 一段御喜色思召候、則被願上候處勤番衆一人堂衆五人御指下可被成候
- 一御堂假屋繪圖之通可被申付候
- 一僧衆衣體七條法服用ニ而候
- 一御供物六合可被致候
- 一僧衆出仕從御堂正面庭上へ下リ拜堂へ着座之事ニ候行列之次第罷下リ候役僧中へ委細申

聞候間左様御心得可有之候御法事之儀從廿四日追夜廿五日々中迄御執行御法會之次第移徒之御聲明方之由ニ候猶其段參勤之堂達中より委曲可被申候假屋御用意之事故早々申入候尤爲願被登候五人之衆中茂今日御禮相濟被罷下候武左衛門義も願之通御指下可被成間左様ニ世心得可有之候花足打敷等之事從武左衛門可申參候猶追々可申承候以上

三月十二日

横田内膳

御勘定所中

惣御講中

惣役所中

當時移徒の記あり左の如し

享保五庚子年三月十一日

大坂津村御坊

信證院蓮如様御影堂御建立並御門東南築地ツキ立可申旨講中願ニ付御免被成候

十一日新初

彼地ニ而御洗米銚子□用意水口伊豆先比ヨリ罷下相務申候

新初相濟候爲御禮三月十三日鎊屋八郎一物屋仁□□紅□屋勘六上京御請中より御所様大

樽一荷一斗入 白銀貳拾枚於白御書院御對面御披露圖書御菓子頂戴菊ノ間ニ而御酒吸物出

ル新門様手樽一荷五升入 白銀拾枚、御立門持參、才姫様辨姫様御兒様長姫様白銀壹枚宛持參、銀壹枚内膳

享保七壬寅年三月廿四日廿五日

攝州大坂津村御坊

信證院蓮如様御影堂御移徒

御名代教行寺、堂達光永寺、光恩寺、圓光寺、重規寺、興德寺、津國寄講より善門寺堺より出勤秀岩、前田武左衛門、火番七兵衛、庄兵衛

(以上)

法要終り廿六日教行寺殿重規光恩興德圓光の四堂達歸京、この日横田内膳より移徒法要無事相濟み宗主満足の旨坊舎留守居高山半左衛門及勘定所へ申達す、案文あり、曰く

御飛札令披見候先以——然者今般信證院様御影堂御移徒御法事天氣宜敷御繁榮ニ而御満座之由以御紙面遂披露候處御満悦被思召候猶追而御講中爲御禮上京可有之旨承届候恐々謹言

三月廿六日

横田内膳

高山半左衛門殿

御勘定所衆

追而教行寺並堂達衆上着事候也

享保六年十一月五日高山半左衛門より寺社役人へ届出の書附の中に

一 信證院影堂

一同 拜堂

享保六丑ノ二月初同十月出来

ごあり、寂如宗主の代二尊堂の名なし信證院影堂と稱したりしが、是より百二十五年目弘化三年二月本山家司島田正辰をして考證せしめ扁額二尊堂を賜ふて以來二尊堂と稱するに到れり、享保七年移徒の式を挙げたる影堂及拜堂は翌々年三月寂如宗主消息を染筆して賜ふ消息文中爰ニ攝津ノ精舎ニテヒテ一字ヲ造立シ曩祖中興ノ尊容ヲ安置ス云々の語あり然に不幸にして大坂大火に遭遇し本堂及諸建築共影堂炎上し、その消息は披露に及はざりしといふ。

第九章 宗門改め

真宗の寺字は他の宗派の寺字に異りて元和の初年松平忠明が大坂城主となりて市街整理を行ふ時に市中に介在すること許るる、元禄十二年正月十九日「大坂濫觴書一件」に

一 東西本願寺門徒宗は元來肉食妻帯之宗門其上先年公儀へ敵たひ候趣意も在候に付、町家同様之取斗に被仰付、市中所々に而勝手次第道場を建、丁人同様公役丁役等相勤候様被仰渡候

此中丁人同様公役丁役等相勸候様ごあること注意すべし、寛永二年四月宗門改の制を定めらる。同書に延寶二寅年四月寺社奉行より日本國諸寺院へ宛て、出したる十三箇條目第一條に

一 寛永二年丑四月從公儀被仰出候切支丹馬傳連入滿耶蘇宗門之儀堅御停止に候諸字各寺檀

那門前へ召抱こも急度可_レ遂吟味若不穿鑿之上脇より訴人於有之は可_レ爲曲事事

この宗門改めの爲に寺院に一の事務が加はりしなり而して其寺院仲間を整理する爲に五人組或は三人組等を設けしめ、更に坊舎之を統轄せり是等起原の初めは記録缺けて詳かならずこいへぎも、五人組三人組等存せるこごが萬治二年の記録に顯はるを以て考ふるに恐らくは寛永二年宗門改めの制度發布間も無く定めたるこご、考へらる、今淨照坊に藏する「宗旨請狀之事」に題する一通あり左に掲げん

宗旨請狀之事

一 北鍋屋町六丁目淨照坊殿借屋居申候舟屋庄兵衛同女房同子たみ同娘きは同下人三介同二藏以上六人ハ代々本願寺門徒則拙僧且那にて御座候吉利支丹之義は不及申ころびニ而も無御座候若宗旨之儀ニ付脇より訴人御座候者拙僧義ハ不及申ニ五人與共ニ曲事たるべき候、判形如件

萬治二年

本願寺下 瓦町八丁目

亥九月六日

五人與 淨國寺

同	眞光寺
同	光圓寺
同	圓龍寺
同	善福寺

淨照坊

この五人與ごあるのが後の講組或は法類ごなりて其組の出來事に就て責任を帯び解決につこめたるものご解せらる、是が明治に至り組ご稱するに至れり、坊舎が更に一般の寺務或は本山に或は公儀に對して末寺の申し入を吟味して或は取次或は坊舎限りにて取纏めたこごの起原も詳かでならざるも徳川幕府の初期よりして坊舎が地方末寺の寺務を執れるに至れるこごは事實なり、宗門改には寶曆五年三月坊舎留守居澁谷左中が取扱へたる「宗門帳」現存し其事實知るべし、其宗門帳に曰く

差上申證文之事

- 一切支丹宗門之事
- 一 博奕諸勝負之事
- 一 門前住宅之者遊女並若衆ヲ拘置賣候事

右之通前々より堅御法度之趣被仰出承知仕候寺中之儀者不及申上門前家持借屋店借借地

之者並召仕之下及ニ至迄不殘毎月穿鑿仕相背者並あやしき者御座候ハ、可申上候隱置脇より於相知者組中之者共越度可被仰付候爲後日仍如件
寶曆五乙亥年三月廿九日

薩摩堀無役地 廣教寺

右獨判

同寺中之者貳拾六人内

僧八人 住持共
男八人 女拾人

門前借屋分百八拾三人内

男八拾八人 女九拾五人

同寺中之者拾八人内

本町五丁目 淨照坊

同寺中之者拾八人内

僧六人 住持共 男四人 女八人
白子裏町 淨光寺

同寺中之者拾五人内

僧五人 住持共 男五人 女五人
藤森町 超願寺

同寺中之者九人内

僧三人 住持共 男二人 女四人
南本町壹丁目 圓光寺

同寺中之者拾四人内

僧五人 住持共 男四人 女五人
備後町四丁目 蓮光寺

右五人組

同寺中之者拾壹人内

僧四人 住持共 男三人 女四人
梶木町 尊光寺

同寺中之者拾貳人内

僧六人 住持共 男一人 女五人
玉澤町 正覺寺

同寺中之者拾壹人内

僧五人 住持共 男三人 女三人
尼崎町壹丁目 善行寺

同寺中之者拾壹人内

僧四人 住持共 男壹人 女六人
新天満町 常源寺

同寺中之者拾三人内

僧三人 住持共 男四人 女六人
南農人町貳丁目 光臺寺

右五人組

同寺中之者八人内

僧四人 住持共 男壹人 女三人
本町五丁目 淨久寺

同寺中之者拾人内

僧四人 住持共 男二人 女四人
北鍋屋町 專稱寺

同寺中之者九人内

僧五人 住持共 男壹人 女三人
島町貳丁目 長光寺

右三人組

第四編 第四期坊舍留守居時代

同寺中之者九人内

僧四人住持共男壹人女四人

道空町 覺圓寺

同寺中之者拾壹人内

僧三人無住男三人女五人

新淡路町 願宗寺

同寺中之者拾貳人内

僧六人住持共男壹人女五人

坂本町 了安寺

同寺中之者拾貳人

僧三人住持共男三人女六人

古金町 正福寺

同寺中之者七人内

僧貳人無住男二人女三人

博勞町 西光寺

右五人組

同寺中之者拾人内

僧三人住持共男壹人女六人

三郎右衛門町 淨國寺

同寺中之者八人内

僧三人住持共男二人女三人

御堂前町 光宗寺

同寺中之者八人内

僧貳人住持共男二人女四人

鈴木町 眞光寺

同寺中之者九人内

僧二人住持共男二人女五人

津村南町 順教寺

同寺中之者拾壹人内

僧六人住持共男貳人女三人

南本町四丁目 善福寺

右五人組

同寺中之者六人内

僧三人住持共男壹人女貳人

出口町 蓮生寺

同寺中之者拾貳人内

僧四人住持共男二人女六人

南久太郎町 常滿寺

同寺中之者七人内

僧三人住持共男一人女三人

淡路町切丁 龍泉寺

同寺中之者五人内

僧二人住持共男一人女二人

讚岐屋町 常元寺

同寺中之者拾壹人内

僧五人住持共男二人女四人

葭屋町 淨徳寺

右五人組

同寺中之者八人内

金屋町 長圓寺

同寺中之者八人内

僧二人住持共男壹人女五人

油掛町 光圓寺

同寺中之者四人内

僧三人住持共男一人

備後町五丁目河内屋半七借屋 明善寺

同寺中之者六人内

僧三人住持共男二人女壹人

宮川町 圓徳寺

同寺中之者八人内

僧四人住持共男二人女二人

南毛綿町 萬福寺

同寺中之者拾貳人内

僧五人住持共男^(九)二人女貳人

薩摩堀納屋町 專念寺

同寺中之者九人内

僧四人住持共男壹人女四人

玉手町 正樂寺

同寺中之者九人内

僧三人住持共男壹人女五人

堂島船大工町 正念寺

同寺中之者七人内

僧四人住持共男壹人女貳人

石町 光乘寺

同寺中之者拾人内

僧三人住持共男壹人女六人

北新町壹丁目 壽光寺

同寺中之者七人内

僧三人住持共男壹人女三人

農人橋壹丁目 蓮臺寺

同寺中之者六人内

僧貳人住持共男壹人女三人

南谷町 信樂寺

同寺中之者七人内

僧貳人住持共男壹人女四人

相生西町 光妙寺

同寺中之者九人内

僧三人住持共男二人女四人

常盤町 光清寺

同寺中之者五人内

僧貳人住持共男一人女二人

内本町貳丁目 安養寺

同寺中之者九人内

僧貳人住持共男二人女五人

南華屋町 圓龍寺

同寺中之者六人内

僧壹人住持男壹人女四人

鍵屋町 明專寺

同寺中之者七人内

僧三人住持共男壹人女三人

南瓦屋町 明圓寺

同寺中之者五人内

僧三人住持共男壹人女壹人

南勘四郎町 光西寺

同寺中之者拾人内

僧五人住持共男壹人女四人

山崎町 圓融寺

同寺中之者九人内

僧四人住持共男壹人女四人

卜半町 淨行寺

同寺中之者八人内

僧三人住持共男壹人女四人

櫻町 蓮教寺

同寺中之者八人之内

僧貳人住持共男二人女四人

西高津町 圓成寺

右五人組

同寺中之者

僧貳人住持共男壹人女貳人

備後町五丁目 大琳寺

同寺中之者三人内

僧貳人住持共男壹人

安治川貳丁目紙屋永三郎借屋 順正寺

同寺中之者六人内

僧三人住持共男壹人女貳人

松江町 正覺寺

同寺中之者四人之内

僧壹人住持男壹人女壹人

九條村町 西教寺

同寺中之者七人内

僧貳人住持共男壹人女四人

釘屋町 稱名寺

右五人組

同寺中之者拾人内

僧貳人住持共男貳人女六人

天滿七丁目 定專坊

同寺中之者拾六人内

僧五人住持共男四人女七人

天滿東樽屋町 萬福寺

同寺中之者七人内

僧貳人住持共男壹人女四人

天滿信保町 妙安寺

同寺中之者七人内

僧三人住持共男壹人女三人

天滿南森町 西善寺

同寺中之者七人内

僧三人住持共男壹人女三人

長町四丁目薩摩屋佐兵衛借屋 圓明寺

同寺中之者五人内

僧貳人住持共男壹人女貳人

同寺中之者九人内

鰻谷貳丁目 寶泉寺[㊦]

同寺中之者七人之内

僧四人住持共男壹人女四人

右三人組

津村西之町 淨明寺[㊦]

同寺中之者六人内

僧三人住持共男壹人女三人

同寺中之者四人内

帶屋町 正善寺[㊦]

同寺中之者五人内

僧貳人住持共男壹人女三人

同寺中之者六人内

御堂前町 金光寺[㊦]

同寺中之者七人内

僧三人住持共男壹人

同寺中之者八人内

御池通四丁目 圓證寺[㊦]

同寺中之者九人内

僧貳人住持共男壹人女貳人

同寺中之者七人内

北堀江貳丁目 西證寺[㊦]

同寺中之者六人内

僧三人住持共男壹人女三人

同寺中之者五人内

順慶町五丁目 光圓寺[㊦]

同寺中之者四人内

僧貳人住持共男壹人女四人

同寺中之者三人内

御堂前町 西寶寺[㊦]

同寺中之者六人内

僧三人住持共男壹人女貳人

同寺中之者七人之内

津村中ノ町 大仙寺[㊦]

右七人組

僧貳人住持共男壹人女四人

同寺中之者六人内

南久寶寺町壹丁目 善宗寺[㊦]

合七拾貳ヶ寺

僧貳人住持共男壹人女三人

上下合八百六人内

僧貳百三拾四人男貳百七人女參百六拾五人

津村御堂寺内之者百三拾四人内

僧四人男五拾五人女七拾五人

人數合九百四拾人

寶曆五乙亥年三月二十九日

本願寺御門跡

御奉行所

大阪津村御堂留守居

澁谷左中

(以上)

この宗門改の制寛永に始り慶應に至る。

第十章 坊舎宗祖四百年忌法要修行

津村坊舎に於て宗祖聖人の遠忌を修するの始めは寛文元年十月の四百回遠忌を以て嚆矢とせしが如し之を他の坊舎に考るに三百年忌三百五十年忌は措て四百年忌さへ修行したる記録を未だ見ず岐阜坊舎の如き同坊舎所藏良如宗主影像箱書寶永七庚寅年七月御修覆とあるによりて翌正徳元卒卯年宗祖聖人四百五十年遠忌に相當するを以て之が準備として前年繪傳と共に見るに坊舎にありてすら四百年忌四百五十年忌の如き修行せざるあり稀に修行するものあるも後世に於ける盛儀を以て修行せざるに似たり是を本山を除て坊舎其他の末寺に於ては修行するを公許せられざるに非るか津村坊舎の如き慶長十六年は宗祖聖人の三百五十年忌は全く十月の三日間の報恩講を修したるのみにして他に遠忌として例年に異りたるを見ず寛文元年十月二十三日逮夜より二十八日々中に至る五晝夜坊舎に於て宗祖聖人四百年の遠忌を修行し良如宗主于時五嗣法寂如上人十歳と共に下向せらる是を坊舎遠忌修行を記録に見る嚆矢とす今年春三月本山にては十晝夜嚴修し盛儀を極むその事西光寺祐俊の『元祖聖人四百年忌日記』に詳かなり而して坊舎例年報恩講三晝夜なり然に本年は四百年の遠忌に相當するを以て五晝夜と

するなり法會の次第右の『元祖聖人四百年忌日記』の終に見ゆ曰く

同年寛文元年辛丑所々於御末寺四百年忌之報恩講之事

一、十月二十三日御逮夜ヨリ二十八日御日中迄五日大坂御坊報恩講御執行也毎年ハ廿五日ヨリ廿八日マテ三晝夜也

今年者五日之御法事也御門跡様新門様廿二日戌刻ヨリ夜船ニテ御下向也

一、御日中ハ御經御太夜ハ御私記御本寺ノ如云々
大坂御坊ニテハ御一家衆内陣へ四人ヅ、二十八日ニハ行道付六人光善寺 廣教寺 ナシナ式部卿 毫攝寺 順興寺 定専坊

法服七條也御法事中御齋へハ四人ヅ、二十八日ニハ一家衆不殘被出候由也

一、行道勤行十四行偈ニテ行道一返念佛ニテ二返以上三返也

一、大坂御法事過テ霜月一日御太夜ヨリ六日迄五日堺御坊ニテ報恩講是も毎月ハ三日也今年者五日御法事也 内陣

御一家衆四人ヅ、眞宗寺 同治部卿 善教寺 同隱居 御當日ニハ六人云々 諸事大坂同前之由也

本年正月二尊像を安置し而して宗祖聖人四百年忌を修するもの偶爾の因縁にあらざるべし是より先四年前明暦元年朝鮮使節館するありて坊舎建築修造を要せざるべく津村に移轉以來始て遠忌を修行し上下ひみしく満足せしなるべし。

第十一章 寛文年中大坂末寺趨勢

寛文六年難波御堂留主明行大坂天満の東本願寺末寺由緒書を公儀へ呈出し翌七年十二月津村坊舎留守居高山半左衛門同く大坂天満末寺由緒沿革を呈出せり是れ諸宗僧徒風儀革正の意に出でしならん當時町役公役を負擔して町中に道場を設け得るは眞宗に限れり然に餘宗の僧徒在家に佛壇を構へ法談を試み喜捨を求むる者多かりしかば寛文六年十一月町奉行令して之を禁じ往來の出家當座の滯留を二十日限りとし一旦寺内に住したる僧徒は還俗以外一切町中に住するこゝ勿らしめ町人は剃髮染衣を纏ふも雖も嘗て寺内に起臥せずんば町中に住するこゝを許し他所より來る托鉢僧にして町家を借らんとする者あれば充分吟味を遂げ前々より町内に存在する東西本願寺高田專修寺佛光寺大念佛寺の末寺並に神社の外向後新に寺社の敷地を以て町屋敷を賣却する時は直に町奉行所へ届け出づべしとせり當時の觸書あり左の如し

覺

- 一、借家在家講佛壇不可求利用之旨於江戶諸家に被仰出候間町中存此趣清僧ヲ置へからず有來妻帶道場之外ハ縱令佛壇無之にも町家ニ出家住宅致聽衆ヲ集メ法ヲ説候義此已前より停止之間令違背ハ其町中可爲曲事事

附、往來之出家當座之宿日數二十日過べからず

- 一、學文ヲ志一寺ヲも望候僧侶ハ勿論住持隱居同宿道心者ニ而も一旦寺中ニ罷在候僧ハ町家住居成まじく、還俗之者ハ格別之事
- 一、當地住宅之町人渡世依難成髮ヲ剃鉢ヲひらき或ハ隱居之者或ハ親類ニ別哀傷之餘リ落髮致戒律ヲ保チ法衣ヲ着シ候共前後寺中ニ居不申者ハ町中ニ住宅不苦候人ヲ集法談ケ間敷義ハ仕間鋪事
- 一、他所より鉢ひらき坊主來ニおるてハ能々遠吟味宿をかすべし、不念之義有之ハ其町中可爲

曲事

- 一、東西本願寺高田專修寺佛光寺大念佛寺右五ヶ所之末寺並宮社町中ニ有來候、向後町家ヲ寺社屋敷ニ賣候もの、番所に相斷可申候無斷賣まじく事

是等の事情よりして寺院由緒調べのこゝありしならん、難波坊舎差出の末寺由緒書は現に難波別院に所藏せらる、今は『難波別院由緒記』所載により其の數を舉げ津村坊舎差出の分は長光寺所藏高山半左衛門手控を寛文九年七月の傳寫本により表に作り寛文年中大坂天満に於ける兩本願寺狀態を記述するの參考たらしめん、長光寺本表紙の文字はさきに掲ぐるが如し、大體は當時大坂町内に住する東西兩本願寺末寺を網羅し文祿二年九月教如上人退隱して以來對峙の痕を知るべく其勢力の伯仲せる奇なりと謂ふべし、『大坂市史』第四編下ニ寛文五年の

三郷宗旨人別を出せるが西本願寺派六萬六千三百七十五人東本願寺派六萬三千三百三十三人『玉露叢』に出でたりこあり、又『難波雀』『難波鶴』延寶七年刊によりて西本願寺下一向宗九十六ヶ寺興正寺下同十一ヶ寺、東本願寺下同六十七ヶ寺、佛照寺組同十一ヶ寺、本泉寺組同八ヶ寺、高田專修寺下同一ヶ寺、佛光寺下同十六ヶ寺こいへり。

(1) 天正以前 (本派五箇寺 大派四箇寺)

超願寺	本	開基教祐	文明年中土塔村ニ開き元和三	鍛冶町ニ移る
長福寺	本		長享元年	上難波村ニ開基
蓮光寺	本	四代教明	明應八年	生玉庄ニ移る
淨照坊	本	五代明春	天文年中	北鍋屋町ニ移る
圓光寺	本		永祿年中	天満に移る

(2) 天正年中 (本派十一箇寺 大派九箇寺)

光清寺	本		天正元年	大坂野田町へ移
定專坊	本	四代了賢	天正年中	天満州崎町へ移
正福寺	本		天正十年	道修町へ移る

順教寺	本		天正十五年	半岸にて堂衆こなる
覺圓寺	本		天正十五年	天満十丁目ニ移
常源寺	本	七代善秀	天正十六年	天満ニ移る
妙安寺	本		天正十六年	天満五丁目ニ創立
大琳寺	本		天正十六年	住吉ニ創立
光西寺	本	四代祐珍	天正十九年	津村御堂ニ移
寶泉寺	本		天正十九年	大坂丸山ニ移 <small>丸山ハ今南天町也</small>
淨明寺	本		天正十九年	大坂丸山ニ移

(3) 慶長年中 (本派七箇寺 大派二十二箇寺)

善福寺	本		慶長元年	津村會所屋敷ニ創立
淨久寺	本	中興超尊	同二年	玉造越中町に建
廣教寺	本	九代善宗	同四年	南瓦屋町に創立
萬福寺	本	開基正信	同六年	南久太郎町ニ創立
尊光寺	本	四代勝順	同十年	梶木町に移
金光寺	本		同十三年	御堂前町ニ移

了安寺 本

同十三年

大阪尼崎町に移

(4) 元和年中

(本派二十五箇寺)
(大派二十箇寺)

淨光寺	龍泉寺	蓮生寺	光乘寺	光臺寺	蓮教寺	長光寺	順正寺	正覺寺	常元寺	極樂寺	安養寺
本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
八代了善	開基祐善	女長	開基祐念	開基	開基了西	二代報惠					
元和元年	同二年	同二年	同二年	同三年	同三年	同四年	同四年	同五年	同六年	同七年	同七年
大坂砂場ニ移	今橋二丁目ニ創立	博勞町へ移	博勞町ニ移	天滿旅籠町へ移	尾張坂町ニ移	上魚屋町ニ創立	釣鐘町ニ移	常安町ニ移	本町一丁目ニ移	津村堂衆こなる	南新町ニ移
											大坂玉造ニ移

明專寺 本

同七年

南本町ニ創立
新靱町ニ創立

(5) 寛永年中

(本派二十五箇寺)
(大派十八箇寺)

圓龍寺	西照寺	西照寺	願宗寺	光妙寺	長圓寺	明圓寺	淨德寺	蓮臺寺	西善寺	眞光寺
本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
了賢	開基教祐						開基善正			
寛永元年	同二年	同三年	同三年	同三年	同四年	同四年	同四年	同五年	同七年	同七年
南農人町ニ創立	創立	津村御堂衆こなる	津村御堂衆こなる	常安町ニ移	京橋片原西町ニ創立	北久太郎町ニ移	南瓦屋町ニ創立	備後町四丁目ニ創立	南皮屋町ニ創立	天滿南森町ニ創立
										高麗橋三丁目ニ創立

善行寺	本	開基宗言	同	七年	大坂尼崎町ニ移
光宗寺	本		同	七年	淨覺町ニ移
西方寺	本		同	年	大坂鹽町ニ移
大仙寺	本	開基圓性	同	八年	新鞆町ニ創立
光圓寺	本	宗延	同	八年	大坂今橋ニ移
專念寺	本	正順	同	八年	西平野町に創立
心行寺	本	開基宗言	同	九年	大坂百間町ニ移
光圓寺	本		同	九年	南谷町ニ創立
西光寺	本		同	十年	新天満町ニ移
萬福寺	本	領益	同	十二年	大坂難屋町ニ移
	本		同	十一年	道頓堀ニ創立
	本	念正	同	十二年	天満八丁目ニ移
	本		同	十六年	新天満町常源寺同宿

(6) 正保より寛文七まで

(本派十一箇寺
大派三箇寺)

淡路町ニ建立

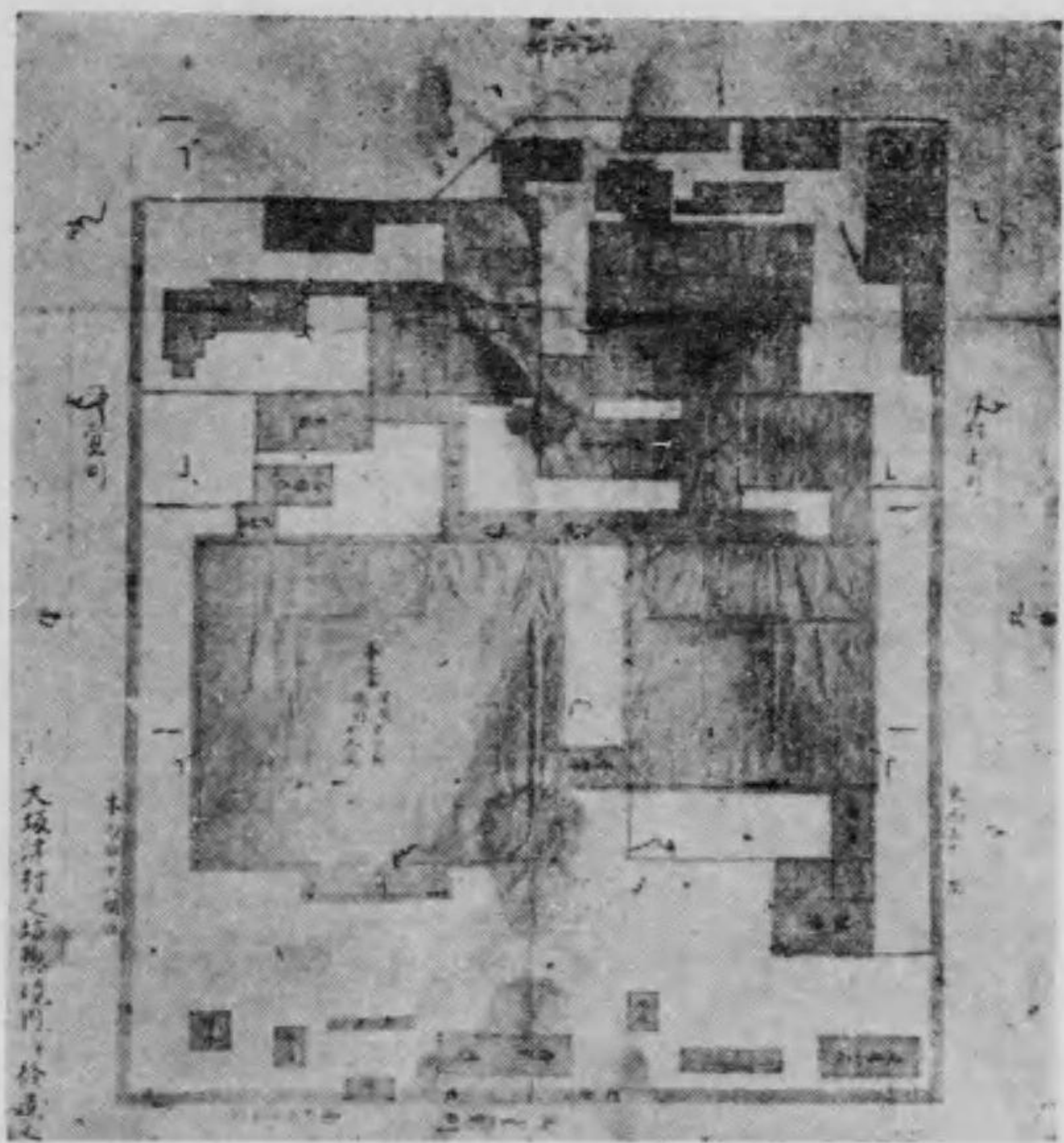
淨國寺	本		同	三年	瓦町筋三郎右衛門町ニ移る
明善寺	本	了關	慶安元年		本町五丁目ニ創立
圓明寺	本	開基教圓	承應二年		玉造中町ニ創立
圓融寺	本	開基宗純	同	三年	本町五丁目ニ創立
善宗寺	本	開基單求	明曆二年		津村町ニ創立
圓證寺	本	開基閑雪	同	三年	津村御堂内ニ創立
常德寺	本	開基立了	萬治元年		御堂前町ニ創立
	本	開基顯乘	同	二年	下博勞越中町ニ創立
尊光寺	本	勝印	寛文三年		江戸堀五丁目ニ創立
	本	六代勝雲	同	三年	楯木町ニ移

この表示によりて兩本願寺末寺の程度を知るべく徳川幕府が宗門に對する政策が宜しきを
得て順調の發達を爲せるを考ふるに足るものあり。

第十二章 元祿再建前の境地と建築

寂如宗主津村坊舎再建の企圖は元祿六年なるが、慶長三年霜月准如宗主下向移徒法要修行よ

り九十六年を経たり、この間順次に建築せられたる建物は先づ本堂を始めとして廣間(後の對面所)書院、小書院、居間、玄間、大臺所、小臺所、膳所、侍部屋、下部屋、馬屋、土藏、長屋、北西隅、此外東面には表門、



元 祿 前 坊 舎 圖

を北十數間に移し、大工小屋をせる圖あり、之を目盛によりて算するに十六間四方なり、更に享保十九年寅十月五日上棟の本堂圖あり、後堂庇を除き、梁行十七間、桁行十九間、即ち現在の堂宇はな

水屋、鐘樓、番所、道具小屋、鼓樓等あり、是等の建築は東面御堂前町南北四十四間、北は津村南町に面し、東西五十三間、南面は淨覺町にして東西四十八間餘、總坪二千二百坪餘にして現在の三分一にも満たず、是れ大坂津村之坊惣境内並修造之繪圖と稱するに據るものにして、筆者及び其圖する年時を缺くも、元祿を下るものにあらず、恐くは元祿の再建前後圖するものなるべし、この中疑ふべきは本堂間敷を梁間十七間、桁間十九間とあることなり、元祿六年再建の工を始るや古御堂

り、元祿再建の本堂間敷が現在と同一なること、是れ疑ふべきの一、殆んど同時代に圖せるもの、本堂として梁間十七間、桁間十九間を大工小屋として移構せる時に、方十六間とされること、疑ふべきの二なり、是等の疑問を解するに、先ち現在の堂宇は梁間十七間、桁間十九間と稱するは、元祿再建及び再建以前の間敷を襲用したるものなるべし、幕府時代にありては、俄に構造を大にする、こと法之を禁ず之を以て、舊構を襲ひ、東南北の三角落椽一間を加へ、後堂二間の庇を加へて、事實梁間二十間、桁間二十一間の建築と同一ならしめたり、元祿再建前の梁間十七間、桁間十九間も、庇等の附加ありて、事實大工小屋として十六間に圖せるもの、其真相に非るか、或は方十五間にてありしやも知るべからず、元祿再建前の向拜柱は二本なること、以て是れ等想像を裏書するにちかし、この圖により、元祿再建前の建物その間敷を目盛によりて算する大凡左の如し。

- 一、本堂 東面し、梁間十七間、桁間十九間といふ
- 一、花部屋 本堂の西に接續す
- 一、香部屋 花部屋の西に接す
- 一、表門 本堂の正面、御堂前町に面す
- 一、水屋 表門を入りて南方にあり
- 一、鐘樓 水屋の南方二間
- 一、番屋 表門を入りて北にあり、築地を併べ立て、二間七間の長方形なり

- 一、道具小屋 境内の北東隅にあり五間に二間
- 一、鼓樓 廣間の東廊下によりて之に至る、梁間桁間各五間
- 一、廣間 本堂の北にあり廊下により接續す、方十三間
- 一、大臺所 廣間後廊下を隔て渡殿ありて之に至る、約九間に十一間
- 一、膳所 廣間と大臺所の中間にあり
- 一、小臺所 膳所と渡殿を隔て其南にあり
- 一、臺所門 津村南町に面し、これを臺所の通用門なり
- 一、長屋 臺門と供列し其西に南面せり

是等の建築が現在境域の三分一に満たざる位置に存在せるをいふこゝが如何に坊舎を以て其面目を保ち種々の設備を要せしを知るべく、且つ坊舎を中心として四隣町家の集合發達せしかを推想すべし

第十三章 元祿の境地増擴と町役免除

慶長二年津村の地に移轉してより星霜一百年に垂んみするや本堂始め諸建築腐朽に傾き再

建目睫に迫る、然に境地狹隘にして之を憂ふるこゝ久し、御堂前町(東面南北四十四間津村南町(今の備後町五丁目)東西五十三間、淨覺町(今の安土町を西に貫く)東西四十八間餘にして總坪數二千餘坪に過ぎざりしなり、是に於て門徒に謀り津村南ノ町にて町家一軒北渡邊町にて拾壹軒淨覺町にて九軒の屋敷を買得す、『本願寺通紀』には元祿七年二月のこゝなりとせり、『通紀』卷十津村別院下に

元祿五年八月寂宗主議再興(中略)七年二月十六日始運斧式、是月買渡邊筋六十間安土町四十四間以廣境域

と、而して是等に對する町役(町内の諸課賦)の負擔少からざるを以て其免除方を官に請ふ、元祿十五年七月の口上書の寫あり、曰く

口上

攝州大坂津村本坊者、本願寺兼帶之末寺由緒之舊跡ニテ每歲御門跡御下向有之開山忌法事執行之通ヒ寺ニテ御座候、古堂ハ建立已來及百年候、因茲所々頽破仕候故、十一年以前私云元祿五年被催再興造營候、境内狹、今度之普請難調、地續之町屋を買求永々添地ニ仕度旨御願有之早速相叶、則於當地御吟味之上津村町ニ而町家壹軒淨覺町ニテ九軒北渡邊ニテ拾壹軒添地被仰付候、其後作事段々出來三年以前私云元祿十二年十月廿日移徒、遣立供養相濟候、然者古來之境内ハ拜領地ニ御座候、本坊之義往年ヨリ朝鮮人來朝之時、且又毎年大坂町中宗旨改

之刻御用場ニ罷成候其上諸國ニ有之兼帶之本坊何モ御免許地ニ御座候右之趣ニ候處買添

口上

地其節より町屋同前之役儀相勤候買添地之事右之通公儀被仰付候義ニ御座候間町役之儀御免古來之拜領地並被仰付候様ニ御門主頼思召候被聞召分何分ニモ宜敷御沙汰奉願候以上

元祿十五年午七月五日

本願寺御門跡使者

尊超寺

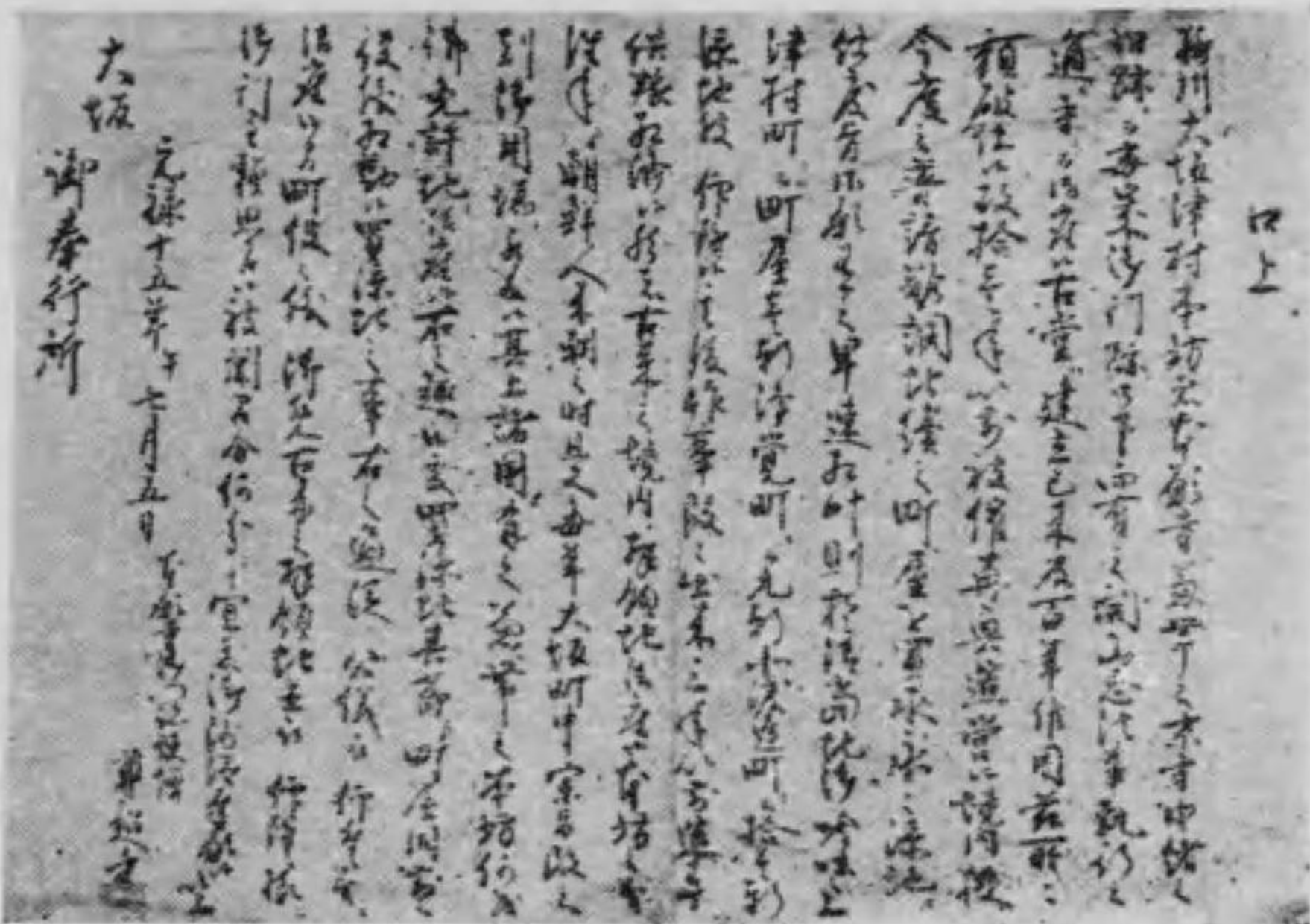
海了

大坂 御奉行所

是等願に對し容易に進展せず遠巡年を送る是より九年目寶永七年七月更に請ふところあり當時願書寫あり日く

寶永七寅年御免地七月十六日御願書之寫

口上之覺



攝州大坂津村本坊ハ本願寺兼帶所由緒有之古跡ニ而御座候廿ヶ年以前本堂所々被企再興候處境内狭リ作事難調ニ付地續之町家を被買求永々被致添地旨御門主御願之處早速願之

通被仰出渡邊筋ニ而家數十一軒淨覺町ニ而家數九軒津村南町ニ而家數壹軒都合二十一軒町家被買求普請出來候然ル處右買添地之分町並之役義掛リ申候本願寺兼帶所寺地諸國數多御座候得共何も御免許地ニ而町役勤申儀無御座候就中大坂本坊之儀ハ由緒有之古跡ニ付御門跡毎年下向候而開山忌法事執行之通寺ニ而御座候第一朝鮮人來聘之節且又毎年宗旨改之砌御用場ニ罷成候町屋並之役義被相勤候事古來之拜領地迄も紛敷罷成候段別而氣之毒ニ被存候右添地之役料御免被遊候而も大坂町中之痛ニ罷成申義ニ而無御座候間何ぞ買添之地古來之拜領地並ニ被仰出候様ニひきへに御門主頼入被存候委細ハ口上ニ申上候以上

本願寺御門跡使者

池田主税

七月十六日

太田和泉守様

北條安房守様

御役人衆中

太田和泉守は大坂東町奉行元祿十三年十月より正徳元年四月まで在職北條安房守は西町奉行にして寶永六年四月より享保九年三月まで在職せり同年八月五日付を以て江戸寺社奉行所まで築地坊舎在勤觀省寺性立寺兩人より井上河内守宛一札差出し速に津村坊舎買添地町役免

除の事を請ふところありたり、

攝州大坂津村本坊ハ本願寺兼帶所由緒有之古跡ニ而御座候廿ヶ年以前本堂所々被企再興候處境内狭ク作事難調候ニ付地續之町家を被買求永々被致添地度旨御門跡御願之處早速願之通被仰出北渡部町ニ而家數拾壹軒淨覺町ニ而家數九軒津村南町ニ而家數壹軒都合廿一軒之町家被買求普請出來仕候然處右買添地之分町並之役義掛り申候本願寺兼帶之寺地諸國數多御座候得共何茂御免許地ニ而町役勤申義無御座候就中大坂本坊之義者由緒有之古跡ニ而御門跡毎年下向候而開山忌法事執行之通寺ニ而御座候第一朝鮮人來朝之節且又毎年宗旨改之砌御用場ニ罷成候町並之役義被相勤候事古來之拜領迄紛數罷成候段別而氣之毒ニ被存候右添地之役料御免被遊候而も大坂町中之痛ニ成申義ニ而無御座候何卒買添之地古來拜領地並ニ被仰出候様ニ偏御門主願入被存候委細者口上ニ申上候以上

八月

觀省寺
性立寺

寺社

御奉行所

同月十九日に至り性立寺本多彈正寄合へ出頭いたし買添地年中役料の覺差出す、

覺

一淨覺町家數八軒 役料拾貳軒役

一北渡邊町家數六軒 役料八軒役

右年中支配銀壹貫目

一津村南町家數壹軒 役料三軒役

右年中支配銀二百廿五匁

右三ヶ所家數拾五軒役料合廿三軒役支配銀合貳貫貳百五匁

翌寶永八辛卯年に至り町役免除の指令ありたり見ゆ享保十二年六月九日江戸へ下す書附の中に

攝州西成郡大坂津村坊

寂如上人元祿六癸酉年ヨリ同十二巳卯年之内ニ御堂再興増地被願上寶永八辛卯年御免許地ニ被仰付

とあり出願以來十有六年にして漸く事成就せり。

第十四章 元祿の再建と遷佛法要

津村坊舎諸堂建立以來年久しく腐朽軒傾く元祿六年青陽下旬寂如宗主消息を認め之が再興

を門下に謀り給ふ、其中に曰く

爰に攝州大坂之精舎ハ信證院之草創にして歴代相續之靈場也、しかるに數回之星霜をうつり候て檐漸くかたぶき、いくばくの風雨を帶て古瓦すでに落なむ、

こ以て頽廢の狀知るべし、之より先元祿五年申八月廿三日使僧尊超寺をして大坂奉行所へ再興の願書を出す、奉行所返答に

御使僧之趣御差圖を以御願之儀得其意候追付江戸へ可申候御門跡之御儀ニ候間江戸にも被仰遣可然様に存候

こ、八月廿七日日本山より築地輪番へ急使を發し大坂坊舎再興の義を江戸寺社奉行へ願出づべきを申し達す、九月廿二日付を以て築地輪番より大坂御堂再興ニ付き築地御堂の通り建築可然旨許可あるたる由回答あり、築地の回答中に

去ル十八日寺社御奉行衆へ被召寄御連座ニテ被仰渡候、大坂津村本堂及大破ニ候付御造營之御願及御沙汰候處ニ築地本堂之通御再興可被成旨首尾能被仰出候、尤大坂御奉行所に公儀より可被仰遣候得共輪番方よりも早々本山へ可申達旨也

こ、此時本山にては木村平助を使者として幕府へ謝せしむ、十月七日大坂奉行坊舎留守居高山半左衛門を召し公儀より津村御堂造營許可の指令ありたる由申し達す、曰く

津村御堂造營御願之通江戸江相伺候處ニ江戸築地本堂之通ニ御再興可被成旨首尾能被仰

出其段早々御門主江演說可仕也、先達而於江戸寺社御奉行衆より輪番へ被仰渡候得共猶又於當地可申渡旨也

こあり、十二月廿二日坊舎樞井十太夫を使者として來正月十六日を以て工を始る旨大坂奉行所へ届け出づ、元祿六年正月十六日新初、「通紀」に曰く

元祿五年八月寂宗主議再興、六年正月月中旬遷諸尊像於假殿、七年二月十六日始運葬式、是月買渡邊筋六十間安土町四十間以廣境域、直銀五百八十貫目

こ、この中七年二月十六日は恐くは六年正月十六日の誤りならん、また六年正月月中旬諸尊像を假殿に遷すこあるも誤りを傳へたるが如し、池永主税の覺書には元祿八年九月廿六日新假御堂出來今戌刻過御入佛こあるを以てなり、左に覺書「大坂津村御坊御普請之事」の全文を出さん、曰く

元祿八年

二月十六日

一、砂持始ル

十九日

一、長五間末口貳尺丸物壹本七日小寄より上ル

三月三日

一、西之方地形出來、御長屋繩張有之

四日

一番所古御堂之北方へ直ス、西方御長屋下ヶ堀千本築始ル
廿七日

一、御長屋北之方より柱立始ル
晦日

一、西之御長屋淨覺町より北之方御棟上
御祝儀物 御樽壹斗入干鱈十枚宛

寄進所 攝待所 木工役所 釘金物役所 小買物役所 東茶場役所 火見
廻役所 材木役所 飯所役所

御樽五升入干鱈五枚宛

醫師外科衆 筵肝煎五日小寄 飯所下役人方へ

御勘定所衆へハ御料理被下候

一、御長屋渡し大工日用其外京都より下り衆、御堂御家中不殘御料理被下候
御料理過

烏目千疋斗樽壹ツ干鱈十枚 大工頭佐左衛門へ被下候

烏目千疋 下大工拾人被下候

右目錄壹枚ニ而

一番所古御堂之北方へ直ス、西方御長屋下ヶ堀千本築始ル
廿七日

一、御長屋北之方より柱立始ル
晦日

一、西之御長屋淨覺町より北之方御棟上
御祝儀物 御樽壹斗入干鱈十枚宛

寄進所 攝待所 木工役所 釘金物役所 小買物役所 東茶場役所 火見
廻役所 材木役所 飯所役所

御樽五升入干鱈五枚宛

醫師外科衆 筵肝煎五日小寄 飯所下役人方へ

御勘定所衆へハ御料理被下候

一、御長屋渡し大工日用其外京都より下り衆、御堂御家中不殘御料理被下候
御料理過

烏目千疋斗樽壹ツ干鱈十枚 大工頭佐左衛門へ被下候

烏目千疋 下大工拾人被下候

右目錄壹枚ニ而

烏目貳百疋 日用頭三郎兵衛被下候

同 千疋 下日用廿一人被下候

右目錄壹枚ニ而

獻立

一脛 鮭 赤貝 大根 芹

一煮物 くりこい いか 葛引

一汁 鯛切 干大根 和布 蕨 木目

一香物

一燒物 小鯛

肴

たこ ひたし 三ツ 卷錫 焼いか 干たう 冷物 黒くわい

右爲御祝儀諸役所より上ル

烏目五百疋 寄進所

同三百疋宛 小買物所 釘金物所 攝待所 大工役所 土砂役所 東茶場

貳百疋宛

火見廻所 飯所煮方椀方與 材木役所 同所下役衆 五日小寄掃除役人衆

同百疋 河内屋九兵衛小寄中

右之外御勘定所へ上ル

□月廿五日

- 一 伏見堀より砂持仕舞
- 五月二日
- 一 西之方淨覺町筋より南方御長屋下築地六日石築
- 十九日
- 一 御長屋南之方瓦ふき懸ル
- 六月四日
- 一 新宮より長四間之丸物三、長四間ニ壹尺八寸之角物三着岸、五日ニ境内へ取込
- 十三日
- 一 新宮より長四間之末口物三、長三間之本物三枚外ニ小材木百拾七本着翌日御境内へ引入修
- 廿日
- 一 南之方石垣取懸ル
- 廿一日
- 一 寄進取攝待取拂
- 廿三日
- 一 水屋引寄進所之前ニ攝待所取立ル
- 晦日
- 一 東之居小屋北之方引ク
- 八月二日
- 一 御臺所大工遣始ル、新御藏今日より取懸ル

- 一 廿一日
- 一 北津村町石垣始ル
- 九月五日
- 一 假御堂立まへ
- 廿三日
- 一 北之御長屋今日より大工遣始ル
- 一 御臺所石築始ル
- 廿六日
- 一 新假御堂出来、今戌刻過御入佛
- 廿七日
- 一 御臺所柱立今日より始ル
- 十月五日
- 一 御臺所御柱立ニ付諸役所へ御祝儀被下候
- 錫三連 斗樽壹宛
- 寄進所 攝待所 土砂役所 大工衆役所 釘金物役所 小買物役所 東茶場役所 火見
- 廻役 材木役 飯所役所
- 錫貳連 五升樽壹宛
- 醫師衆 筵肝煎衆 飯所下役人衆

錫三連 斗樽壹 銀三枚宛
 大工組頭次郎兵衛 五郎兵衛 庄衛門 佐左衛門 甚右衛門 銘々へ被下候
 京都より御下し被置候役人中御堂衆御番衆火番御勘定所衆大工日用木挽迄一汁五菜之御料理被下候但し大工之肝煎方世人ツ、給仕被仰付候右之肝煎衆飯所肝煎衆不殘御料理被下候

獻立

- 一 膾 さこし 赤貝せり
- 一 香物 大こん はしかみ
- 一 汁 すまし 鹽鮮 こんぶ
- 一 燒物 小鯛 かけ汁
- 一 一こくせう 黒いも
- 一 一ひたし 人しん

たこ 冷物 大こん 九年母 卷錫 いせゑび いか 酢之物

右御祝儀何も江上ル御勘定所御帳ニ留ル

一 堺御坊へ就御下向ニ十一月二日午刻過津村御坊へ御立寄被爲遊ニ付諸々へ被下物

- 一 蕎麥 名酒
- 一 鮭 卷一尺
- 一 羊羹 廿棹
- 一 斗樽 壹
- 一 同所町中
- 一 米屋町年寄
- 一 右喜左衛門方ニ御一宿ニ付被下候
- 一 羊羹 十棹
- 一 尼講中

御下向ニ付御幕其外御肝煎被申候

右被遣候

- 一 縮緬 貳卷
- 一 同 斷
- 一 綿子 三把
- 一 綿子 三把
- 一 綿子 三把
- 一 綿子 三把
- 一 綿子 三把
- 一 同 斷
- 一 右ハ長濱町之分
- 一 富田屋吉左衛門
- 一 同 吉兵衛
- 一 太郎右衛門
- 一 土佐屋庄右衛門
- 一 年寄すみや庄衛門

- 一 鯛 壹卷
- 一 五升入手樽
- 一 同 斷
- 一 綿子 二把
- 一 五升入手樽
- 一 紗綾 貳卷
- 一 鯛 壹卷
- 一 斗手樽
- 一 鯛 壹卷
- 一 斗手樽
- 一 同 斷
- 一 右之御使 火番
- 一 近江屋淨西
- 一 丸屋市左衛門
- 一 天満屋安兵衛
- 一 大津屋長兵衛
- 一 岩田屋四郎兵衛
- 一 大津屋源兵衛

右ハ此度御坊へ御立寄被遊並隣町御普請ニ付何角御肝煎被申候故被下候

子二月五日(私云子は元祿九年なり)

一 御本堂地ならし今日より始ル

十五日

一 御藏並半左衛門小屋今日棟上ゲ大工日用へ御料理被下ル一汁三菜御祝儀者不被下候

十九日

一 栗石肝煎衆へ今日斗樽干鰯十枚被下候

三月八日

一 番衆方四人御下シ右者地築之御用也

十日

一 御築ニ付役所へ

斗樽一 干鰯十枚 臺物一ツ宛被下候

一 ちよれん直し木津衆へも御樽肴被下候

十三日

一 盜賊役人兩人同心衆四人被參吸物御酒小付出ル

丑正月六日(私云丑ハ元祿十年なり)

一 御普請始ル

二月五日

一 砂持始ル

閏二月十七日

一 御石築來ル廿五日より始候ニ付御番所へ御届在之

一 御石築之内ニ粽百把並干鰯十枚斗樽ニ役所へ被下候

一 新御所様より饅頭一折ツ、役所々々へ被下ル

一 諸役所在方へも御坊より烏目被遣委細之義者御勘定所御帳ニ在之

四月二日

一 御石築御仕舞

四日

一 永見甲斐守殿保田美濃守殿御兩所へ求肥飴十五斤入一箱鮎鮎一桶ツ、被遣候

一 寺社役人衆四人へ金三百疋ツ、盜賊方衆へ同三百疋目付衆へ二百疋寺社下役人へ百疋ツ

一 被遣候御石築之御祝儀也

一 諸役所並在方より御石築之御祝儀上ル御勘定所御帳ニ記在之

五月十九日ヨリ

一 御本堂之まんちう形取掛ル

(以上)

御堂石搗は十年丑閏二月廿五日より始るこゝ前に出す記録の加し、四月二日を以て石搗終る、此時講中諸役所より各意匠を凝らし行列をなし應援につむむ繪卷物二卷ありて其行装を寫す、

本山の舊藏にして今大阪市東區南久寶寺町二丁目竹田忠三氏の所藏なる箱書に

大坂御堂御石築繪圖

ごあり年號を缺くも諸講中の名稱に考へその元祿十年石搗を寫せるものなるを知るべし第一卷は一槽に屬せる圖にして小買物役所、勘定所、材木所、御臺所、役所、東茶場、火廻り役所、廿日講中、攝川十三講中、次に引綱、攝州十三日講中、河州八ヶ十二日講、廿七日講、殿をなす何れも職をたて之に講名役所名を記るせり、第二卷は貳槽にして釘金物屋、根屋、日用役所を始め、次に寄進所、接待所、大工、木挽石かわら役所、左官、土砂役所、如簾、小枚、肝煎、久寶寺組、講中童子組、次に引綱ありて上中島十四日講、下十四日講、吹田小寄、榎並となり、翌十一年十一月十四日上棟、十二年十月廿日移徒遷座の式を擧ぐ、寂如宗主法嗣住如上人下向あり、當日の差定は

御導師

四智讚御廣間御堂於兩所有之

音樂 此内御入堂

着座讚 鏡鉦有之

登高座 音樂

唄 匿本德寺殿

散華

音樂

祈願師 登高座

法則

音樂

願文 新御門主

音樂

四奉請 彌陀經

繞堂 甲念佛 合殺

大邊堂也、僧衆五十九人、但兩御所從僧十人、都六十九人

廻向伽陀 願以此功德

退出音樂

會奉行

常樂寺

願證寺

音樂品目は萬歲樂、衰頭樂、春揚柳、陪臚、三臺急、拔頭、長慶子、已ノ刻過に始り、未ノ刻過終る、參列衆は兩御所様の外に本德寺殿、本照寺、廣教寺、常樂寺、願證寺、本弘寺、毫攝寺、廣教寺、式部卿法盛寺、師、本善寺、善教寺、淨照坊、淨光寺、圓光寺、本福寺、弘誓寺、法藏寺、明照寺、淨喜寺、性應寺、西光寺、福田寺、定專坊

治部卿、淨照坊二位、式部卿、佛照寺、西光寺、民部卿、待從、中將、淨願寺、福藏寺、福勝寺、極樂寺、超光寺、永順寺、檜川圓光寺、源光寺、願泉寺、超光寺、兵部卿、信行寺、誓願寺、蓮光寺、善照寺、二位、圓光寺、宮内卿、西圓寺、光隆寺、慶證寺、尊超寺、西宗寺、雲晴寺、願成寺、金剛寺、圓成寺、聞藏寺、梵空、長安寺、照空、隆碩、立泰、周榮、存諱、炤善寺、淳應、教善寺、宏山、祖海、可圓、信樂寺、照南、御備衆、光誓、同貞、固同、典說、同圓、亮同、蓮光寺、同慈、海是なり、引續き廿八日々中に至る例年の報恩講執行あり、越て十四年十月の報恩講寂如宗主下向親しく修行あり、二十四日丑刻本山を發し舟にて大坂まで未刻半坊舎に到着、二十五日追夜出座、式文本照寺殿式間念佛順興寺殿、伽陀長安寺結衆廣教寺式部始め八名、二十六日々中出座、未刻前非時出座、相伴式部卿始め五百四十七人、追夜出座、式文順興寺殿式間念佛本行寺殿、伽陀教善寺なり、結衆本照寺殿始め十人、二十七日々中出座無し、始經順興寺殿、伽陀教善寺、結衆本照寺殿始め十人、同日追夜出座、式文宗主、降高座已後燒香、伽陀金剛寺、八句念佛本照寺殿、御俗性性立寺、結衆本行寺殿始め十二人、書院に禮衆あり、對面所に於て惣の禮あり、二十八日辰刻前齋出座無し、相伴は式部卿殿始め六百八十人、巳刻過日中出座、御導師登高座始經昇りて復座、伽陀金剛寺、結衆本照寺殿始め十三人、この日九條様より羊羹拾棹堅宮様より外郎餅十棹二條様より羊羹十棹進上あり、十一月一日亥刻發駕酉刻歸山あり、元祿十二年落慶を賀して宗主句作あり、其色紙府下三島郡山田村宗明寺に藏す、曰く

津村の御堂御再興にて

落慶ありければ

さむからぬくにはなにはに法の風
 冬なからぬむむめの一ふた
 うくひすのうつる軒端は雪きえて

昌 陸

前大僧正光常

新御門主光澄

第十五章 鐘樓再建

元祿十四年閏八月坊舎鐘樓再建、成る、この月寂如宗主銘を書して賜ふ、曰く

功成巨羅出型、清韻高振、希聲遠徹、其器秀靈、其用浩溥、而有無盡之妙義、感通不匱、耳根解脫、豈不
 由此哉、上之於高樓、以爲伽藍之寶器矣、舊無銘紀、敬信徒衆、託聽務請銘於予、予不能峻拒之、爲之
 銘曰

難波靈區	南陽向榮	基鎮國邑	門瀨府城
德威日耀	金容玉瑩	善緣出手	華鐘新成
樓上放觀	宜陰宜晴	山肩崔巍	海國泓澄
早曉報節	遠近傳聲	每說實相	迷夢忽驚
劍輪得脫	鏝湯休烹	施斯福用	遍照昏盲

第四編 第四期坊舎留守居時代

延遠沙界 俱入無生

元祿辛巳秋閏八月五日



津村別院鐘樓 (天明七年修造)

適堂

元祿十四年を距るこも二十一年享保六年
丑十一月五日留守居高山平左衛門より寺社
役人へ出せる書附の覺に

一鐘樓 元祿十四巳ノ八月五日

こあり鐘樓腐朽し再建の要あり之を以て舊
無銘紀再建を機こし宗主の銘を刻せんここ
を以てす宗主門徒等の講を容れその製作あ
りしなり梵鐘及び鐘樓の成れるは其年時詳
かならずこいへきも難波坊舎(天谷派)にては
文祿五年教如上人の銘ある梵鐘あり天満興
正寺坊舎には承應元申(壬)十一月日の銘ある
梵鐘を有するを以て或は津村坊舎の梵鐘も

亦夙に成りて承應を下るものにあらざるかこ思はる元祿六年坊舎再興以前は境地今の安土町

を西へ貫通して其より北を境地こして當時の鐘樓は其安土町御堂筋に近接せる境内の東南隅
にあり元祿十四年第一次擴張の後更に南に移し享保九年本町通まで境地を増擴以後今の穴門
附近に移し天明七年二月再建す當時の棟札あり日

天明七年

奉修造御鉤鐘堂

大工棟梁

植木治右衛門

丁未二月如意日

現在鐘樓の位置は恐くは天明七年以後の移轉にかゝるが如し其年記録を缺くを憾こす因に天
文中舊石山城中山のありし當時の梵鐘は如何こ云ふに證如宗主「天文日記」十六年十一月
廿九日條下に

一秦之鐘去廿五日廿四日夕以舟付之裏門前迨引寄之間今朝御堂庭へ引付之鉤之撞之也
同年十二月一日條下に代物拂渡の記事あり日く

一秦之鐘ウツマ代貳百卅貫文於綱所番所中西藤四郎渡之即請取出之

こあり「本願寺通紀」卷三准宗主傳下に六年(元和)二月得太秦廣隆寺鐘建樓懸之こいふものは誤
なり舊廣隆寺梵鐘は石山鷲森貝塚天満相尋て移轉し現今京都堀川に至るものか當時貝塚願泉

寺にては本山の移轉と共に梵鐘缺くるを以て水間寺より買得したるは顯如宗主貝塚より天満に移る天正十三年八月より數月後の十一月三日にして願泉寺鐘銘に曰く

水間寺ヨリ

海塚之寺内

令買得也

願主ト半齋

天正十三年乙酉十一月三日

五五行に記るせり末寺に於て梵鐘を懸くるこゝは徳川時代に入りて以來のこゝにして承應二年に元鍛冶町超願寺祐惠の時鑄造にかゝり現今西宮正念寺の有に歸す、次に木津願泉寺鐘銘は左の如し

奉再興

攝州西成郡木津村願泉寺常住物也

寛文三癸曆四月二日

願主 釋 賢 龍

泉州堺住治工菊波出雲少輔藤原家次

伏惟當寺權輿聖德太子賜彌陀佛之尊像於元祖永置其後代々綿延到于如今然自往昔無報晨昏故我先師賢龍且建于本寺旋募於四衆鑄一梵鐘掛在小樓矣今歲元祿九柔兆困敦曆現住無銘刻故使其甲北宗銘焉幸某甲寓居此境邊不能擲掄便打銘銘曰

佛門寶器

夷憂同然

刻銘現在

鑄鐘前賢

朝鳴暮奮

緇集素連

拔苦通幽

說法遶天

傳布近里

驚動遠廓

詠花駭散

酌月思還

聲出樂國

響滿願泉

信ヶ道場

感彼金仙

この願泉寺梵鐘に就て寛文中西光寺祐俊「法流故實條々秘録」卷一に

一、於國々面々寺鐘ツル事御一家衆之方ハ御本寺へ御案内ニ不及大小隨力ツリ緇袈裟平坊主之衆ハ御本寺へ相望蒙御免不申シテハ不成事也先年大坂一亂以前格別願泉寺淨了未平坊主之時准如様へ取次八木長門望被申御免候時ハ御禮銀一枚上り候近歲ハ平坊主望候ニハ大方銀拾枚計之由候一家衆鐘ニ無御案内事ハ廣教寺賢超 勝興寺准稱 慈敬寺顯智 光善寺准勝常ニ物語候加之當時所々任心ツリ被申候也

此中願泉寺淨了は定龍の音寫なるべし定龍代梵鐘鑄造せり然に或は損傷せるか寛文三年定龍子賢龍之を再鑄す元祿九年住持明龍その序銘を刻するものなり是等に考へて津村坊舎の梵鐘の鑄造せられたるは元祿以前なるべく其鐘樓また造立年久しく元祿十四年に再建するの止

むを得ざるに到りしものならん、元祿十四年鐘樓再建の前月七月十二日因幡國八頭郡用瀬村正覺寺(本派)門徒宗徒銅燈籠一對を坊舎に寄進す、銘記あり曰く

奉寄進金燈籠

因州用瀬

正覺寺門徒宗信

元祿十四年己七月十二日

京六條寺内住

外村山城大掾藤原重長作

第十六章 炎上前の諸建築

元祿六年本堂再建以降享保九年三月炎上前の坊舎諸建築の状態は記録を缺くを以て詳細は知ることを得ず、いへども、幸に享保六年丑の十一月五日坊舎留守居高山半左衛門より寺社奉行へ差出したる覺存せり、尤もこれは留守居より京都本山へ尋ね合せ其回答を差出したものにかゝれり、曰く

津村本坊所々造營御尋被成候付京都役人共江承合候書付覺

一元祿五申ノ八月廿三日大坂御奉行所江使者尊超寺當地御堂及破損候付再興仕度候爲御届申達候

御返答

御使僧之趣御差圖を以御願之儀得其意候追付江戸へ可申上候御門跡之御儀ニ候間江戸へ茂被仰遣可然様ニ存候

八月廿七日江戸築地輪番迄右之段本山より申遣ス

九月廿二日輪番より申越趣

去ル十八日寺社御奉行衆へ被召寄御連座ニ而被仰渡候

大坂津村本堂及大破ニ候付御造營之御願及御沙汰候處ニ築地本堂之通御再興可被成旨首尾能被仰出候、尤大坂御奉行所江公儀より可被仰遣候得共輪番方よりも早々本山へ可申達旨也

右首尾能被仰出候爲御禮江戸表江使者木村平助

閏十月七日大坂御奉行所江半左衛門被召寄被仰聞候趣

津村御堂造營御願之通江戸江相伺候處ニ江戸築地本堂之通ニ御再興可被成旨首尾能被仰出候其段早々御門主江演說可仕旨也

先達而於江戸寺社御奉行衆より輪番ニ衆仰渡候得共猶又於當地可申渡旨也

御堂造營之儀來正月十六日より手初仕御届大坂御奉行所へ十二月廿二日ニ申出ル使者極井十太夫

元祿十二卯ノ十月十八日入佛爲供養御門主當地へ被罷越候同廿日供養也

右本堂出來仕ニ付江戸へ爲御届同年十二月使者池永主税

一本堂再興

元祿六酉ノ正月十六日手初

同七年戌ノ二月十六日新初

同十一年寅ノ十一月十四日上棟

同十二年卯ノ十月廿日移徒

一臺所

元祿八亥ノ二月新初

同八月出來

一西側北側長屋

元祿八亥ノ七月新初

同極月出來

一對面所

元祿十二年卯四月朔新初

同六月廿九日上棟

一書院

一玄關

元祿十二卯ノ六月十九日新初

同九月出來

一禮者溜り所

一膳所

元祿十二卯ノ六月廿七日新初

同八月出來

一御門主御座間

一僧衆寄所

元祿十三辰ノ二月新初

同九月出來

一鐘樓

元祿十四巳ノ八月五日

- 一 東側北側長屋
- 寶永三戌ノ四月廿六日新初
- 同九月出来
- 一 寄進所
- 一 攝待所
- 寶永三戌ノ五月八日新初
- 同六月廿四日上棟
- 一 四脚門
- 享保五子ノ三月十一日新初
- 同十月出来
- 一 東側築地
- 享保五子ノ五月初
- 同十月出来
- 一 南側築地
- 享保六丑ノ三月初
- 同七月出来

- 一 信證院影堂
- 一同拜堂
- 享保六丑ノ二月初
- 同十月出来
- 以上
- 右之通申越候付書附を以申上候已上
- 丑十一月五日
- 寺社
- 御役人中

高山半左衛門

これが炎上四年前の建築の大要なり、而に土藏一棟を除くの外悉烏有に歸したるこゝ遺憾極りなし。

第十七章 享保七年報恩講

享保七年十月例年の如く廿五日迨夜より、廿八日々中に至る報恩講親修せらる、會奉行は教行寺、當年の差定存す、曰く

(裏端書云) 享保七寅十月

(本文) 大坂御坊報恩講

差定

廿五日迨夜

登高座

三敬禮

供養文

敬禮段

舍利禮

發願文

從廿五日到廿七日

初夜

法談

從廿六日到廿八日

晨朝

御導師

廣教寺

金光寺

正信偈

念佛

和讚

廻向

廿六日晨朝

法談

同日中

僧讚

鏡

鉞

登高座

勸請

對揚

東方偈

廻向句

同迨夜

願成寺

興德寺

廣教寺

定專坊

登高座

大懺悔

五念門

通戒偈

傳記

廿七日晨朝

法談

同日中

伽陀

始經

燒香

同迨夜

伽陀

登高座音樂

禮文

音樂

教行寺

教宗寺

光恩寺

重規寺

教宗寺

顯證寺殿

式

八句念佛

嘆德文

下高座音樂

廻向伽陀

退出音樂

法談

廿八日々中

亂聲

四智讚

鏡

鉢

音取

伽陀

登高座音樂

散華

廣教寺

光永寺

教宗寺

教專光海寺

音樂
 勸請
 音樂
 法則
 音樂
 觀經
 音樂
 小經
 音樂
 九聲念佛
 六種廻向
 降高座音樂
 廻向伽陀
 退出音樂
 鑿
 會奉行

光岸寺
 教行寺

音樂品目

廿五日追夜
 宗明樂 青海波
 廿六日々中
 裏頭樂 王昭君 陪臘
 同迨夜
 北庭樂 陵王破
 廿七日々中
 回盃樂 菩薩破 新羅陵王 武德樂
 同迨夜
 排季花 河南浦 烏急 千秋樂
 廿八日々中
 五常樂破 同急 春楊柳 稜頭 皇慶急 林歌 貴德隻 長慶子
 廿五日晨朝 寅冠半始 卯冠終
 御不座
 草ノ勤行 調聲教行寺

御讚 安樂佛國ニイタル

御文章 聖人一流

同晨朝過御莊嚴
如例年

如來前 五具足
供物六行

祖師前 五具足
供物六行

同迨夜 未冠半始
申冠過ニ終

御不座

登高座

衣體七條法服
惣衣體鈍色七條

初夜 酉冠前

法談

勤行

廿六日晨朝 寅冠過始
卯冠前終

御不座

御讚 彌陀成佛

御文章 大坂建立

專光寺

廣教寺

金光寺

光恩寺

調聲教行寺

願成寺

同日中 巳冠過始
午冠終

御不座

登高座

下高座ノ時祖師前燒香

衣體同于昨迨夜

同退夜 未冠半始
申冠半終

御不座

登高座

七條法服
惣衣體鈍色五條

初夜 酉冠前

傳記

日沒勤行

廿七日晨朝 寅冠過始
卯冠終

御不座

御讚 如來淨花

御文章 覺聖人

第四編 第四期坊舍留守居時代

廣教寺

教行寺

教宗寺

光岸寺

調聲教行寺

光恩寺

同日中 已尅前始
同尅半終

御不座

伽陀先請彌陀

御經上下

衣體同于昨迨夜

同迨夜 未尅半始
酉尅前終

御不座

登高座

惣衣體七條法服

八句念佛

御俗姓

初夜 酉尅前

法談

勤行

廿八日晨朝

寅尅半始
卯尅終

御不座

顯證寺殿

廣教寺

光永寺

金光寺

興德寺

調聲教行寺

御讚 淨土ノ大菩提心

御文章 無之

同日中 午尅過始
未尅半終

御出座

登高座樂之内御出座

御登高座觀經一切終テ

御下高座被遊

祖師前御燒香御退出

次ニ顯證寺殿登高座

御衣體 紫法服七條秋野之模様地ハ紅白

勸請 諸天讚

同音

伽陀 瓔珞經中

四智讚散花呂也

廻向伽陀之内上首廣教寺於如來前祖師前燒香申尅過御莊嚴御取置

例年讀經 酉尅前

顯重成規寺

御經觀經

調聲永光寺

御讚 眞實信心ウルヒトハ

日没勤行

金光寺

廿九日晨朝 卯尅前始
同尅過終

御不座

調聲教宗寺

御讚 決定ノ信

御文章 多屋内方

金光寺

同日没 午尅

御文章 超世ノ本願

光岸寺

霜月朔日晨朝 卯尅始
同尅半終

御不座

調聲光永寺

御讚 末法五濁

御文章 掟

興徳寺

同日午尅過御剃刀頂戴

飛櫓

大坂正福寺
播州明教寺

右之外平男女二百四十二人

御剃刀御衣體

萌黃純子御直綴赤地菊九曜三尾御袈裟^(緒)

(以上)

第十八章 享保九年炎上

享保九年三月廿一日坊舎類焼の厄にかゝる、元祿十二年冬本堂再建成り遷佛法會を修してより僅かに二十六年にして災火にかゝる、衆遺憾の涙禁じ難きものあり、二尊堂の如き創建三年にして全焼したるものなり、この日本山堂衆宗主の消息を奉して坊舎に到らん、この變に遭遇し空く歸るの状態なり、この大火俗に妙知焼ミ稱す、妙知は堀江橋通三丁目金屋治兵衛の祖母、この日妙知の家火を失するや恰も大風に乗じ炎焰忽ち東北に奔り新町にて二分し、一は西横堀川に添ふて北方に延焼し阿波堀川京町堀川江戸堀川を経て船場に入り、一は西横川を越へ難波御堂^(焼失を免る)の西裏を北進し座摩社を炎上し遂に津村坊舎に及び、爰に於て火口再び相合して淀屋橋を越へて中ノ島堂島曾根崎に至り、更に東北に延焼し天満西寺町池田町を焼き餘炎野を涉りて遠く南長柄村國分寺村邊に及び、然に夜に入りて風位西に變ぜしかば船場北久寶寺町以北

一面の火は東方に突進し直に上町に移り、東西兩町奉行所以下の公署邸宅を焼却し、漸くにして止り、又天満に於けるものは風位轉換せるが爲に東寺町天満天神社與力同心屋敷を焼き川崎に至り、一躍して備前島に移り相生町に及びぬ、廿二日曉天風位暴に東北に變じ相生町にうつれるものは野田町に及ばずして熄みたれき、上町の火は東横堀川に沿ひ北より南に移り島ノ内上り道頓堀川以南に延焼し申ノ刻に至り漸く鎮火せり、凡そこの大火全市街三分の二悉く灰燼となり辛ふじて類焼を免れしは上町に於ては番場以來東西高津及寺町南船場にありては博勢町長堀間及び島ノ内の西南なる難波新地、西船場に於ては阿彌陀池を限りて南北に直線を劃して西部の地を剩すのみ、焼失町數四百八町家數一萬千七百六十五軒寺院百三十六ヶ寺神社八ヶ所に及べり、享保九年十一月關東使僧書留に曰く

享保九年三月廿一日二日大坂未聞之大火事津村御堂並境内一字も不殘類焼西北之角にある土藏壹ヶ所殘ル

ごあり元祿六年正月本堂再興に着手して以來漸次に修造し臺所西側北側長屋對面所書院及玄關禮者溜り所膳所御門主御座間、僧衆寄所、鐘樓東側北側長屋、寄進所攝待所、四脚門、連如上人影堂及拜堂等一時に類焼の厄難に遭遇せり、元祿六年再興着手以來三十有二年なり、この時本尊以下什寶を木津願泉寺に遷し難を避く三十餘日にして假堂成り復座す、寛政元年願泉寺由緒記あり曰く

享保九甲辰春三月當大坂大火之時三十九世觀龍乃驅先至津村御坊供奉本尊及寶物而歸避災爾後以當寺爲御坊三十餘日

享保十九年坊舎再建成り遷座式を舉行するに際し本山坊舎假佛室及厨子を附與して炎上の際の勞を賞す、曰く

端書無之

先年津村御坊炎焼之節暫貴寺ニ御坊御遷座被成候ニ付爲御褒美津村御坊之假佛室御厨子其寺ニ被下置之候間難有可被存候也

享保十九甲寅年

十二月十日

横田主膳

勝成 (花押)

下間帥法眼

仲矩 (花押)

下間少進法眼

仲英 (花押)

攝津木津

願泉寺殿

門徒中

この時願泉寺白銀五枚を本山に献上して其恩を謝せり

第十九章 第二次境地増擴

享保九年三月坊舎類焼するや再び境地増擴の議出づ、先きに元祿年中再興にあたり境地買添いたし建立せるも今回の炎上にて尙ほ狹隘を感ずること切なるものあり、之に因てこの議あり、四月假家差繕本尊を遷し翌閏四月五日假堂桁行九間梁行拾間建築の事届け出づ、口上之覺あり、曰く

口上之覺

一 津村御堂假堂桁行九間梁行拾間並扉貳間之假門普請仕候ニ付御届申上候以上

津村御堂役僧

辰閏四月五日

金光寺

御奉行所

直に許可の指令あり、五月廿日觀省寺を使僧ニして買添地許可方を江戸奉行所へ願出でしむ口上之覺に曰く

大坂津村兼帶地境内南之方町屋小路通候故今春火災之節火茂早相移御門主別而御殘念之

事ニ御座候就中古來より公儀御用場ニ茂被仰付候得者旁以已後之爲ニ御座候間別番繪圖之通今少買添地被仰付候様ニ奉願候、南之方廣成候得者御堂火除ニ罷成候御願之通御間届被遊候上者只今迄住居致候町人得心致候様ニ幾重ニ茂相對可仕候
右之趣何分宜御沙汰奉願候以上

本願寺御門跡使僧

五月

觀省寺

廿一日に至り追て回答すべき事の事なり、廿一日奉行所より觀省寺召喚あり、觀省寺病氣の爲役僧金光寺を伴ひ出頭せるころ、火防の設備、地主町人ニ買添地協議の有無を尋ねらる、之に對して火防ニして買添地先へ高塀建築の事、次に町人との交渉は開始せず、いへども公義にして差支なくんば申聞られ候上交渉すべき旨答へ退出す、而して本町渡邊町兩町の住者に交渉を開始す、然るに屋敷主拾壹人中拾人承諾し、西村五郎左衛門之を諾せず、いへども得心致す分ニして書附を差出すこゝ、なしぬ

覺

一 表口七間五尺九寸五分
裏行貳拾間

京屋くま

一 表口三間半
裏行二十間

京屋嘉兵衛

一 表口五間
裏行貳拾間

河内屋六右衛門

第四編 第四期坊舎留守居時代

- 一 表口貳間半 會所屋舖
- 一 裏行貳拾間 河内屋清左衛門
- 一 表口北ニ而貳間南ニ而貳間八九間壹尺 大黒屋喜左衛
- 一 裏行拾壹間五尺八寸五分 大こくや喜内
- 一 表口三間 小西庄右衛門
- 一 裏行拾壹間五尺八寸五分 小濱屋七郎兵衛
- 一 表口參間
- 一 裏行拾壹間五尺八寸五分
- 一 表口三間
- 一 裏行拾壹間五尺八寸五分
- 一 表口拾間壹尺六寸
- 一 裏行貳拾間
- 中ニ而貳間四尺八寸五分
- 東ニ而九間一尺
- 西ニテ裏行七間
- 一 表口七間壹尺貳寸 桑名屋仁左衛門
- 一 裏行拾八間六尺

承諾の分は繪圖に載せ、西村五郎左衛門は不承諾につき繪圖に之を除き差出す、別紙に町人の名のみ書のせ口上書一通差出す、曰く

口上書付

今度願上候買添地ニ住居致候町人家數之覺

- 小西庄右衛門
- 大黒屋喜左衛門
- 大黒屋喜内

右之通拾ヶ所之分ハ内證ニ而相對無滯濟申候、西村屋五郎左衛門壹人者得心不仕候得共先相對濟屋舖之分御堂境内ニ入申度候、西村屋義追而得心仕相對濟申候ハ、重而可奉願候何分宜御沙汰奉願候以上

以上拾壹ヶ所

右拾人相對相濟候

西村屋五郎左衛門

- 河内屋清左衛門
- 小濱屋七郎兵衛
- 會所屋舖
- 河内屋六右衛門
- 京屋くま
- 京屋嘉兵衛
- 桑名屋仁左衛門

本願寺御門跡使僧

觀省寺

六月

大坂御奉行所

第四編 第四期坊舎留守居時代

七月二日假堂遷佛の儀あり、七月十八日東町奉行鈴木飛驒守(利雄)西町奉行松平日向守勸敬連署にて津村坊舎今度買添地願の義差支無き旨を江戸表へ上申するこころあり

一筆致啓上候然者西本願寺兼帶所大坂津村御堂當三月廿一日火事之節致類焼候ニ付御堂南之方町屋續候故早速火移候間此度御堂南之方町屋南本町大道迄之間町屋敷爲火除買添境内江被入度由從御門主以使僧御申越被成候則繪圖口上書寫致進上候如何可申達候哉思召被仰聞可被下候且又拾九年以前寛永三戌年東本願寺兼帶所大坂難波御堂再建之節隣町町屋被買添度由ニ而其節茂申進候處御窺之上可爲勝手次第由被仰下候此度西本願寺同前之願筋ニ御座候尤當地ニ而相障儀無御座候恐惶謹言

七月十八日

鈴木飛驒守

松平日向守

黒田豊前守様

牧野因幡守様

松平相模守様

八月六日寺社奉行衆より寛永三年難波御堂買添地何程現境何程又津村坊舎今度の買添地何程なりや委細申越すべき旨東西奉行へ照會ありたり、八月廿三日津村御堂役僧金光寺難波御堂輪番閑唱寺を奉行所へ召し出し境内坪數尋ねらる、兩御堂の覺左の如し

覺

- 一 在來境内坪數 四千四百六拾壹坪
- 一 今度御願之地 九百五拾七坪餘
- 兩所合 五千四百拾八坪餘
- 右之通ニ御座候 以上

津村御堂役僧

金光寺

八月

御奉行所

覺

- 一 古境内 四千拾貳坪七分半
- 一 先年買添地 千百四拾七坪貳分半
- 境内合五千百六拾坪
- 内東表ニ而百六拾貳坪七分半、圍之外ハ火除
- 右之通ニ而御座候以上

難波御堂輪番

八月

御奉行所

長安寺

この頃交渉の状況を觀省寺より本山へ報ずるの書狀あり大略を知るを得べし左に

一筆啓上仕候然者爰元御坊古來之坪數此度御願地之坪數吟味仕差出し可申旨鈴木飛驒守殿御申渡ニ付書付差出申候在來御境内坪數四千五百三十一坪餘今度御願之地九百五拾七坪餘兩所合五千四百八拾八坪餘ニ而御座候將又内々ニ而承合候處今度之御願關東ニ而寺社御奉行所段々被仰談御老中御用番安藤對馬守殿江御窺御座候處大坂津村難波兩御堂坪數書付差上可申上旨則對馬守殿被仰渡候由ニ御座候先ハ宜御沙汰ニ而茂可有御座哉與奉恐察候兼而安藤殿用人中迄委細頼遣置候得者別而頼母敷奉存候此元先御奉行北條安房守殿只今大御目附ニ而御評定所出席勿論ニ候間永田氏江申談手遣仕候何ミゴ御吉左右奉願御事御座候恐惶謹言

九月朔日

觀省寺

池永外記様

荻野要人様

九月中旬觀省寺上京大坂表の首尾を上申す十月廿三日未明池永外記坊舎へ着午刻役僧金光寺案内にて御用番松平日向守役所へ出頭寺社役人八田軍平西田清太夫兩人取次書院奥之間に

て外記へ日向守より申渡さる趣は

今度當地津村御堂境内添地願之儀在來住居之町人共江茂相尋遂吟味願書並繪圖を以關東江相窺候處寺社奉行中相談之上御老中安藤對馬守殿被達高聞候處御願之通首尾無殘處被仰出候則松平相模守殿牧野因幡守殿黑田豐前守殿御連署被申越候此旨早速御門主江可被申達候且又御使僧江申候當時別而寺社境内買添地等之儀決而不相調儀候此度御願之通被仰出候事關東之御首尾宜敷與存候應於本寺御満足可被成候

この挨拶あり直に鈴木飛驒守其他へ回禮歸坊此時役僧光永寺留守居高山半左衛門勘定講中今朝より集合致し公儀仰せ出さる吉左右如何ミ待ち居る門徒へ對し關東寺社奉行所連署を以て買添地願之趣聞届けられたる旨申聞く何れも恐悅を賀し宗門の繁榮感涙にむせばざるは無し
さいふ舊記に

漸申刻津村御堂へ歸候光永寺半左衛門勘定講衆今朝より被相詰公儀之被仰出申聞候處いづれも恐悅之至宗門御繁榮感涙落涙之體也

さいへり十一月朔日口上を以て買添地見分受度旨奉行所へ申入る

口上之覺

今度津村御堂買添地本町渡邊町兩町共相對濟申候則兩町人召連罷出候間御聞届被成買添地場所御見分受申度候以上

津村御堂留守居

辰十一月朔日

高山半左衛門

御奉行所

翌二日寺社役人八田軍平西田清太夫地方役人田中仁左衛門寺西所左衛門等來り買添地視察す、而して大和小路及び狐小路は竹垣を結び往來を禁じ住民立除は迷惑の故を以て來々春迄に定む、十二月四日付を以て寂如宗主より老中へ謝狀出さる

一輪令啓達候公方様益御機嫌克被成御座目出度存候今度大坂兼帶所増地願之通被仰出恭存候依之爲御禮使僧差出候宜預御執成候恐々謹言

本門

十二月四日

光常御判

水野和泉守殿

松平左近將監殿

此時の使僧は觀省寺並に築地輪番戒忍寺なり、廿八日老中より召喚あり、奉書相渡さる、曰く
貴書致拜見候公方様益御機嫌克被成御座目出度思召由尤之御事候然者大坂兼帶所増地御願之通被仰出恭之旨得其意存候、依之被差越御使僧紙面之趣及上聞候此由可有洩達候恐々謹言

十二月廿七日

松平左近將監

乗邑 (花押)

水野和泉守

忠之 (花押)

下間少進

觀省寺用務相果し享保十年正月十七日江戸發足同廿九日京都へ着せり、無事第二次の境地増擴の事業成就せり

第二十章 享保の再建及遷佛

享保九年三月炎上後直に境地擴張の議を決し同年冬に至り全く手續を了すること前章に略述せり、是より進んで再建の工事に着手すること、なりぬ、元祿年中境地増擴に次で再建遷佛二十餘年にして炎上、更に第二次の境地の増擴となり門徒の負擔輕からざるものあり、之を以て工に着手せるも容易に進捗せず、享保十六年七月に至り漸く石搗の工を始む、講中全力を集注して氣勢をあぐ、全御石搗人數之列、享保十六年辛亥歲七月にあり、一冊あり、之によるに境内諸役所より八日講掃除役所、御立關役所、寄進所、攝待所、金物役所、御廣間役所、金障子役所、小買物役所、御華足

役所御臺所役所、板本役所、膳所役所、菓子役所、煮方役所、十三日役所の十六役所より各意匠を凝らし人数を繰り出す、其中八日講役所の分を擧ぐれば左の如し

一、綱引人數六人 裝束晒丁子茶染細ニ打鶴模様巾同斷

一、子供狂言踊人數九人 裝束紅絹白粧ニテ巻水切付もやう黒糖子ニテ桐のさうきりつけ

番組

三番叟踊 烏帽子鈴銀のあふぎ

加茂御田踊 塗かきにて

飼さし十王踊 塗笠にて

遊行柳踊 塗笠にて

富士太鼓踊 鳥かぶと金銀の舞扇にて水引にて銚付る銀のぼち

鉤狐踊 かき色の頭巾 銀の杖

石橋踊 獅子頭金銀の扇にて水引かざり

亂踊 赤かしら 塗笠持

一、囃子方人數十九人 裝束はせを鬘斗目染

頭取貳人

音頭壹人

笛四人

小鼓貳人

大鼓三人

樂大鼓壹人

三味

線三人

小弓壹人

後見貳人

一のほり 緋ざんち八日講のもんじ白粧にて切付ふちより金

これより數年工を進め十九年十月五日上棟、棟梁水口若狭少工寺村甚兵衛、植治兵衛、森利兵衛、水口若狭の「津村御坊御本堂上棟之覺書」に當日の役割及行列を記す、又「大坂御堂御上棟留」あり、恐くは本山出役の記なるべし、中に

一、御棟上就御用十月三日晝船辰刻過伏見大根屋庄次郎より出船三十石船貳艘長持和工荷物等三棹荷物三荷右壹艘、又壹艘島田主膳殿山中主殿殿前田武左衛門下々もニ乗、申刻前御坊着船ふねより先達而案内遣ス、人足も備後町富田屋濱へ迎ニ出る主膳殿新小屋へ直ニ着主殿殿武左衛門御勘定へつく、酉刻前主膳殿勘定所へ入來何か對談戌刻退出

一、花束所七郎右衛門宰相松井久兵衛長持二棹ニ而たいがた沓形菜餅持參、卯刻御坊着、昆布五十本手樽一大御仲居役より高山半左衛門殿御勘定所へ御上棟之御祝儀久兵衛へ傳言、白幕三十五帳紫幕貳張小西反甫老へ渡、瓶子奉幣銚り拵ル

一、今橋へ惠面師見廻ニ書狀ぬかこふくろ遣ス、主膳殿わかさ旅宿見舞ニ參ル

棟札一覽

長サ三尺九寸



若狭へ御上棟物頂戴ニ付
猶如此在可然旨書付道ス
一 御所様江 へいし壹 次未壹
くつかた同 鯛かた同
一新門様へ右同斷

へいし一 鯉形一

くつかた一

へいし くつかた

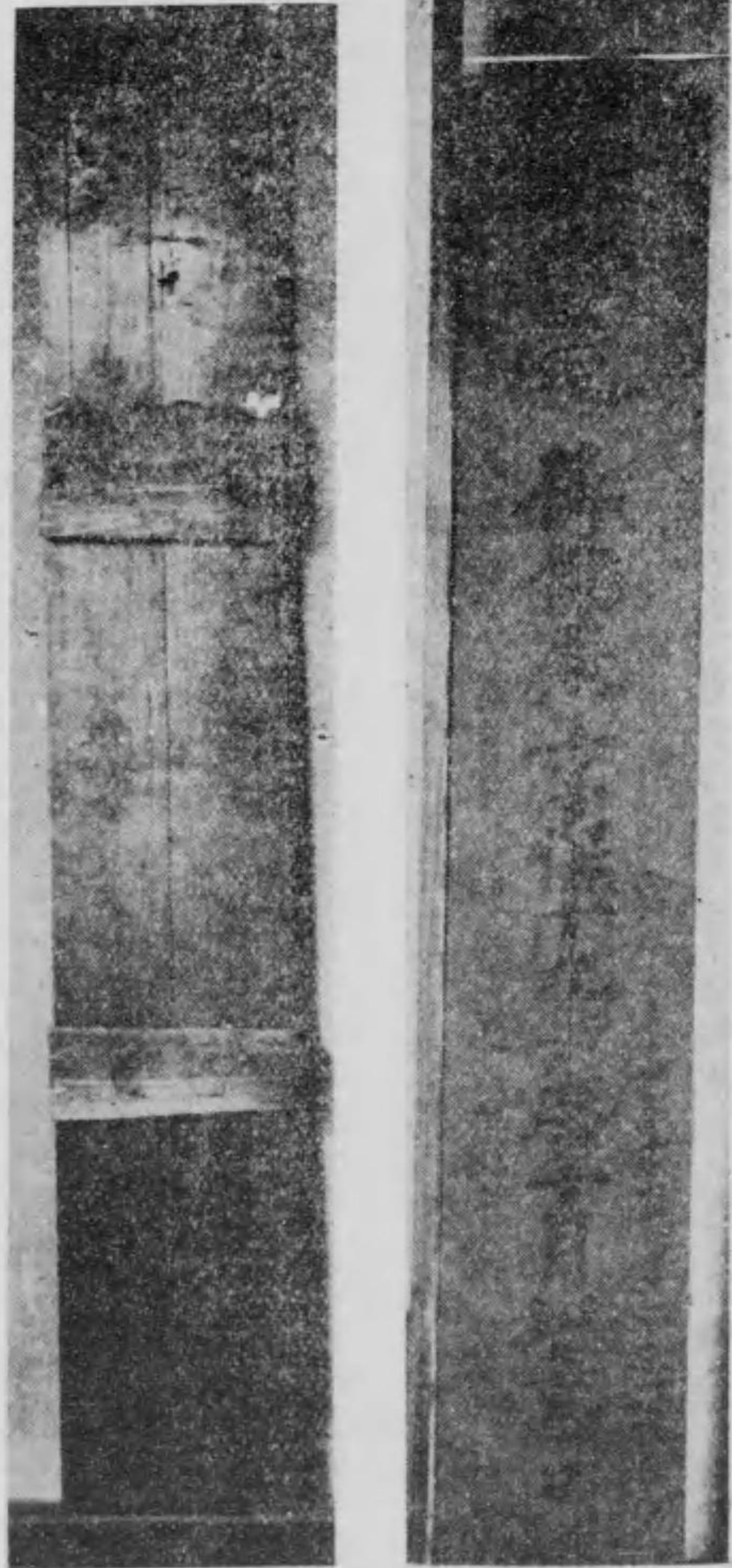
桑形貳枚

主 膳 殿
主 膳 殿
半左衛門殿
勘 定 所

日没過役所中之内二三入ッ、於勘定所主膳殿御上棟御祝之御意一通被申渡何も退出
酉之刻過御上棟之御作法しゆ禮有之戌刻ニ終ル

主膳殿御普請奉行役人内陣ニ着座候儀先格有之儀未御所様御入無之御入佛も無之内内陣
御位牌之間ニ我々共着座仕候事恐多外々之見分如何しく若狭にも留有之哉御尋候處若
狭申分兎角内陣下陣之へたて無之候ケ様ニ堂ニ取組候故其思召有之上棟者材木立候時之
事ニ候得共各様ニ者土間同前ニ而御座候少も被苦間しく由申候ニ付尤之由ニ而すむ習御
座候しゆ禮同前

一十月五日卯刻前より御祝儀初ル公儀より寺社役廻リ役取者役來ル堂向ニさんじき掛ル儀
式辰刻相濟退出御堂御かざり其儘にて一日諸人拜見可仕處參詣打込鋸損し申候故鋸不殘



裏上同

表札棟堂本

(表)

奉修造 御佛殿

享保十九甲 曆十月如意日

匠職 水口故志摩守藤原朝臣宗茂

棟梁 水口若狭守藤原朝臣宗貞

(裏)

寺村甚兵衛	少工
植治兵衛	森
治兵衛	

爲寛申候、乍然遠方之參衆残念存候故已刻過より立幣鯛形一對杵形一對菜一對瓶子一對棗引渡銚子鍔一通ツ、銚置内陣ニ垣結外より拜見させ申候、申刻爲寛申候

一御儀式濟洗米一膳銚子鍔大工甚兵衛又右衛門持參内陣ニ而武左衛門受取引渡銚子鍔も主膳前へ持參、若狭下陣より主膳へ一禮して立行列ニて退出、洗米神酒兩御所様、主膳より獻上之筈也

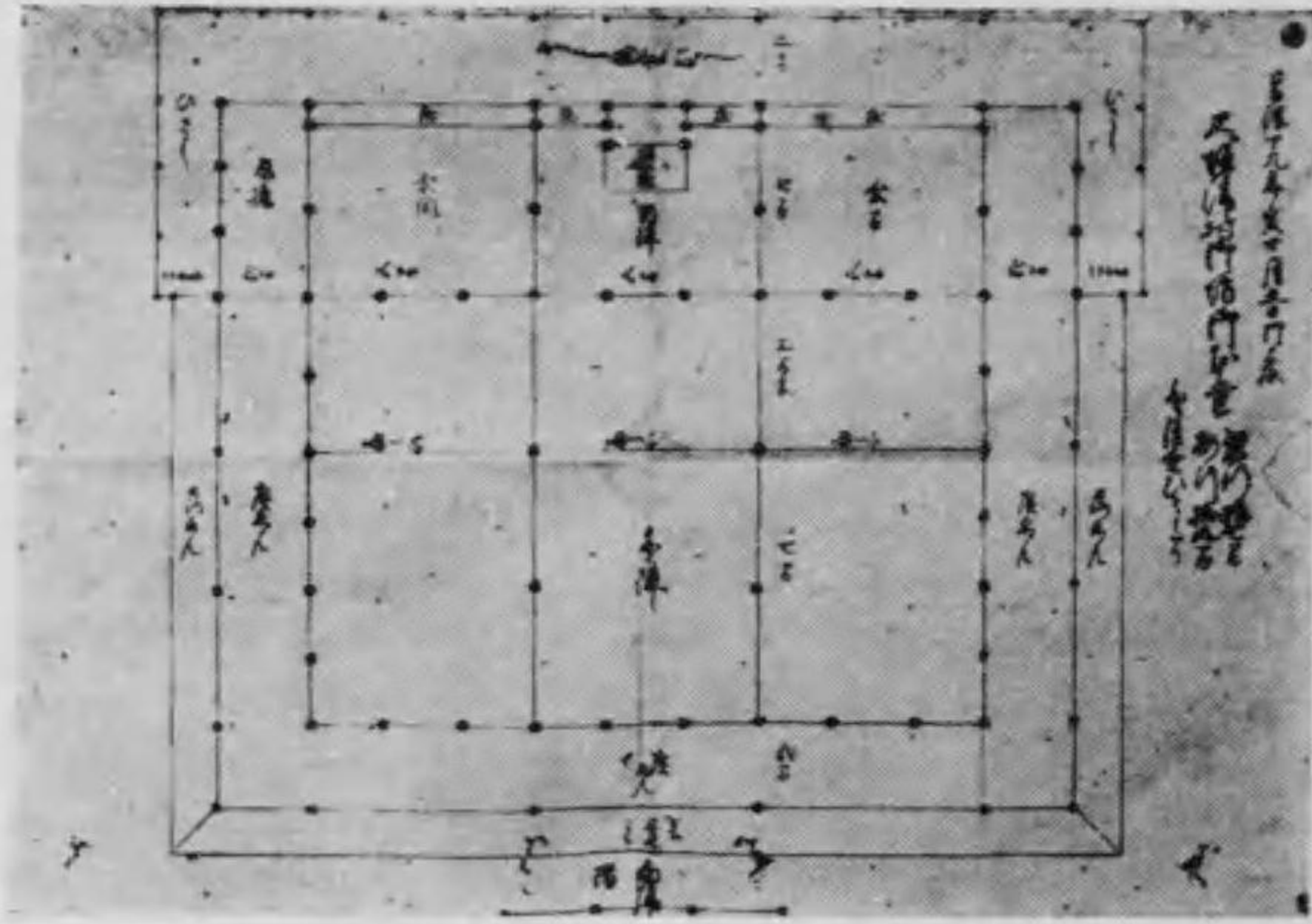
一午刻過大工日用白書院假立にて御料理被下、大工百四十六人若狭も、日用七十人(下略)

十月二十一日住如宗主嗣法共ニ下向遷佛の儀あり『本願寺通紀』滿如宗主傳下に、十月享保十年(又從住宗主行化)ミいひ同、大坂津村別院記下に、十九年十月五日卯刻上棟二十二日慶讃、宗主共嗣君修之、棟軒竝與前同、工匠水口志摩、志摩は若狭の寫誤か、遷佛行列に就て繪圖目録、畫工堀尾新九郎守保あり、之によるに諸國院内餘間御供之寺數常在京住應寺佛照寺端坊光隆寺西光寺興德寺專應寺、七人、江州明照寺本福寺法藏寺弘誓寺福田寺明性寺正崇寺福勝寺淨願寺立本寺

永順寺圓照寺長壽寺西榮寺最光寺勝專寺長勝寺本誓寺西福寺善照寺、廿一人、河州淨喜寺極樂寺誓願寺妙嚴寺西念寺光連寺、六人、和州光慶寺明嚴寺瀧上寺圓光寺願成寺、五人、泉州妙嚴寺西

法寺教蓮寺、三人、堺善嚴寺源光寺寶光寺慈光寺、四人、右他國之分四十八ヶ寺、而して攝州にては毫攝寺超光寺託明寺常源寺正念寺慈明寺常見寺勝光寺淨誓寺大恩寺、十人、合五十八ヶ寺云へり、行列は

大御所様 新御所様 本徳寺様 坊官二人 御家老 御近從十六人 御侍衆廿人 中童子四人 小結童子十六人 從僧十人 綱所衆十人 京樂人十人 大坂樂人十人 行列に加る大坂之分廣教寺超願寺定專坊淨光寺淨照坊願泉寺圓光寺定專坊少將淨照坊中將蓮光寺尊光寺寶專寺願宗寺了安寺蓮生寺長光寺淨國寺淨久寺覺圓寺光宗寺淨國寺宰相了安寺式部卿寶專寺侍徒二十三人、總合八十一ヶ寺、右之内院家内陣二十七ヶ寺餘間



享保九年再建本堂圖

五十四ヶ寺

第四編 第四期坊舍留守居時代

こあり其盛況知るべし

第二十一章 經藏建立

元文二年六月坊舎轉輪藏成る是より先き享保九年坊舎類焼にかゝり同十九年再建慶讃を舉げ諸殿宇等完備せず時恰も明萬曆版藏經の渡來するあり門徒妙二宗映妙映の三名之を寄進し加賀屋宗信及妙信宗二轉輪藏建立の願主となり元文二年六月成り寂如宗主筆轉輪藏の三字を刻し扁額として掲ぐ額背に曰く

元文二年六月吉祥日

信解院寂如以眞筆

不違一書與之

ミ、輪藏の寄附者は妙二宗映妙映の三名なり之に附隨して寄附の人名及匠工等は

傳大工

宗悦 妙圓 妙智

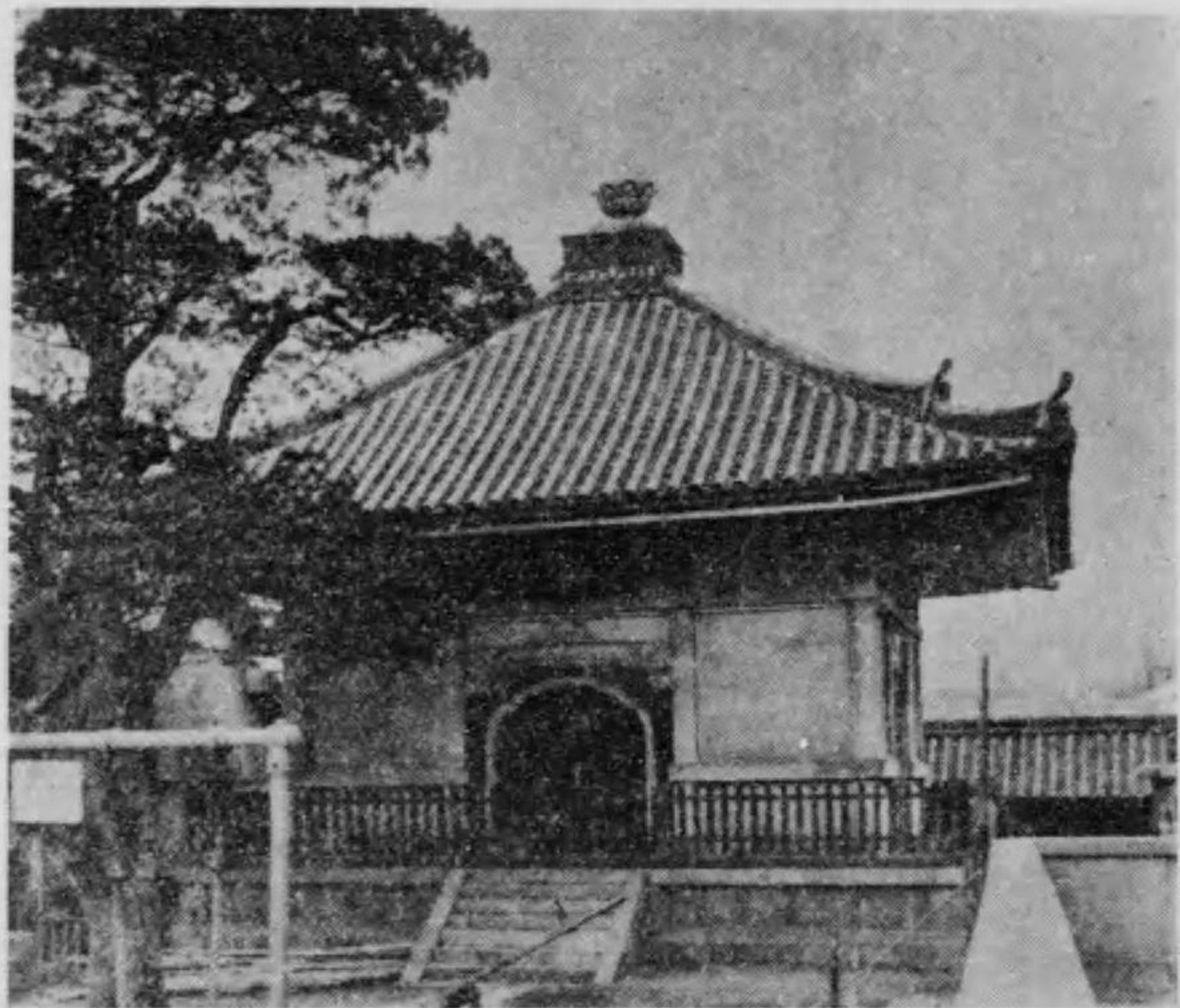
妙喜

隅金物釘陰

妙秀 妙閑

窓戸二

源左 春 妙順 妙



轉輪藏



寄附者畫像(厨子入)

本地笈二十

材木

惣瓦

羅漢八體

悦道梵教言

淨信

與兵衛

市兵衛

宗甫 久英 榮玉

道言 妙言 宗貞

宗順 宗壽 貞林

壽林 妙林 了信

庄五 妙了 了西

妙西

植木治兵衛

草花平四郎

今來新之丞

渡邊康雲

冥加屋清七

上原守之

匠工

羅漢八天等角龍

同彩色

傳大士

唐木榕子

畫工柱八

土彫獅子鱗鳳龜

此外

厨子皆具

冥加屋清七

妙二 吉 善七 卯

之助 くに いわ

加賀屋四郎兵衛は法名宗信、妙信は其妻なるべく、宗二は其嗣ならんか、宗信の肩に正徳六丙申二月廿二日、妙信の肩に享保十二丁未九月六日、宗二の肩に享保十三戊申五月廿四日、書するは、何れも年時が元文二年を距るこ、二十二年乃至十年の過去に屬するより考ふるに、剃刀拜受し法名を授與せられたる年時ならんか、死亡の年時、は考ふる能はざればなり、終りに

惣肝煎 廣間役所 小西祐甫

こあるはこの加賀屋宗信、懇意の間にして、藏經及經藏の購求建立に就て、本山及坊舎への交渉受付の任に當りたるが如く、當時月番たるより終りに、この十一文字を附記したるものならんか、函號字は黃檗第十六世百癡拙の筆にして、函號「良」に

元文歲次丁巳夏

海雲七十翁百拙

書

こあり、經藏の位置始め、本堂御拜を出て、東五間更に南に二十五間の地點を中心に、桁梁各四間

にして鐘樓の中心より九間の個處に位置を占めしが、大正の初本町通電車道となるや今の地に轉するこゝなりぬ

第二十二章 十二講の由來

大坂十二講聯合の始めは寶曆年中本山阿彌陀堂再建にあたり聯合せるもの是れ起原なるが如し、『本願寺通紀』に

十年(寶曆)春以來年修宗祖五百年忌遣使僧於諸州布教募化三月本堂告成一間餘崇廣嚴麗遙

踰舊制

凡十二年而成大坂十二講竭力贊成泉州接待講供工匠飯料攝州十三日講獻屋二十六日修慶讚

瓦紀州徒梁構施巧其他云々自是大坂十二講常居本山側勤修諸營造事

而して寶曆十三年六月坊舍廣間今對面所稱す再建成就するや十二講中疊一式寄進す長御印章を附して其功を賞せらる

今度其御坊御廣間再建成就ニ付各志を被結疊一式被差上猶又自今以後永々御馳走可被申上段及言上候處深志之至御感心被思召候依之月々御使僧被成御免候間難有可被存候然ル上者毎月於御廣間寄講被相勤愈無退轉其講々申合子孫ニ相傳繁昌有之候様ニ可被相勤候それにつき平生聽聞のこゝく安心決定の上にはいよく法義無油斷被爲相續佛恩報謝之稱名被相嗜可被遂今度之報土往生之素懷事肝要之旨被仰出候仍被顯御印候者也

寶曆十三年癸未年

六月十八日

大坂津村

御坊

十二講中



二十講寄附本山銅燈籠

聖明和元年七月法如宗主消息を十二講中に賜ふ是れ十二講消息の嚆矢なり中に曰く

寛延のころより彌陀堂再建につき年來入情の上また此度彌陀堂塗はく彩色等の寄進をく

はだて申さるゝ事誠に知恩報徳の志ひミへに安心了解よりおこる所別而よろこひ入候

こあり、奥に

明和元年七月中旬

寺務法如(花押)

攝津國東成郡大坂津村之坊

十二講中

當時の十二講の名稱に就ては本山記録文化元年報恩講齋非時の覺の中に出づ、曰く

廿六日御齋

- 一 壹人 大坂 御本山御鏡講中
- 一 壹人 同 北組御經講中
- 一 壹人 同 南組御經講中
- 一 壹人 同 椀方尼講
- 一 壹人 同 山科御供物講中
- 一 壹人 大坂御坊 御燒香講中
- 一 壹人 同 永代經御供物講中
- 一 壹人 同 東組御供物講中
- 一 壹人 同 南組尼講
- 一 壹人 同 御蠟燭講中

一 壹人

同 西山御鏡講中
御本山御疊講中

本山毎年報恩講にあたり十二講中に齋下さるこゝ文化元年頃其始めなるか、爾來年々例ミシ來たるが明治の初めに至り舊例廢せらる、是を以て明治二十九年十二月十二講總代相議し舊例に復せんこゝを本山に請ふこゝろありたり

御願

一 御本山御七晝夜中大坂十二講及ヒ御由緒有之講々へ去ル明治初年之頃御改正之前年迄例年別記之通り御日割ヲ以テ御非時且御齋被下之處右御改正後御廢シテ相成り御座候、然ル處豫テ關係之講中御法義に付參集之砌同行一統申合せ右御齋非時等御舊例ニ依リ御再興之御義懇願仕度旨ニ御座候、右ニ付特別之御詮議ヲ以テ前記御齋御再興被爲遊何卒來ル三十年一月御祥忌ニ際シ御許容被成下度奉願上候、就テハ右願意御聞届ケ被成下候ハ、今後御本山御取持チ上之義モ一層盡力仕リ、就テハ諸講々御法義御引立之都合モ御座候ニ付我等總代連署仕リ此段偏ニ奉願上候也

明治廿九年十二月廿三日

大阪十二講總代

大阪東區平野町五丁目

三上豊七

同 南本町三丁目

藤井清兵衛

同 南區横堀七丁目

川邊了脩

大阪津村別院知堂

橘 覺生

執行長日野澤依殿

是より毎年六人宛十二講惣代として報恩講齋に列するこゝなり今日に至れり、大正十三年十二月の調査に依るに十二講中現存するは八講にして三講は退講し永代經御供物講は全く退轉せり、八講は左の如し、

本山御鏡講(御本山御鏡講)

荒井九兵衛

北組御經講(北組御經講)

泉 定治郎

博勢尼講(碗方尼講)

川邊源助

山科御供物講(山科御供物講)

貴田治兵衛

別院燒香講(御燒香講)

山林清兵衛

東組佛具講(東組御供物講)

舟橋吉兵衛

別院南組尼講(南組尼講)

西村伊三郎

北組疊講(御本山御疊講)

池上徳三郎

現今通稱せる講名を文化元年齋に列する講名を比較するに異なるものあり括弧中にあるはその文化元年の記録によりて出す、現右退講の三講は

別院蠟燭講(蠟 燭 講)

西山御鏡講(西山御鏡講)

南組御經講(南組御經講)

第二十三章 朝鮮使節來館附鈴木傳藏處刑

寶曆十四年正月廿日卯刻朝鮮使節正使趙明瑞副使李季修等一行四百八拾人三號す、坊舎に入る蓋し江戸參向の爲なり、是より先昨年十二月十八日筑前家中濱邊奉岡本郷右衛門通詞役鈴木傳藏の暴慢を憤りト船將及鈴木を傷け自刃す、其こゝ「朝鮮人來朝之記」(別院所藏)に出つ

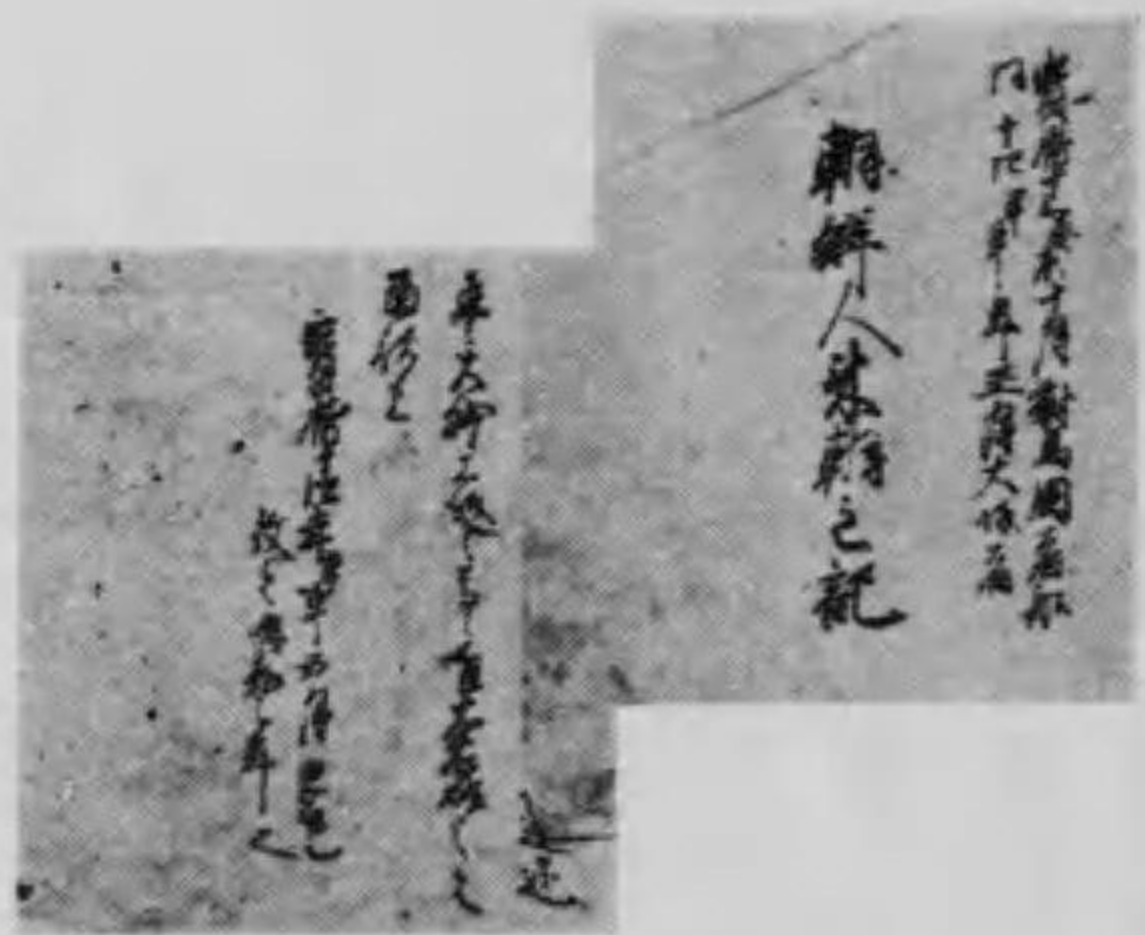
筑前國藍島ニて十二月三日着五日滯留之處荷物之船ニ水入梶を折其上ト船將之者並通詞役鈴木傳藏ミ心を合せ筑前家中濱邊之奉行岡本郷右衛門江難題を申掛、永々滯留を致し賄

路を貪る、依之十二月十八日岡本郷右衛門自之座敷江ミ船將並鈴木等を呼寄梶木材木見せ度趣使を以申遣候處ト船將並鈴木等を外ニ通詞壹人付添來候を、右兩人を打果し生害す書置略す檢使書置を披見して此旨言上之處國元之爲を思ひ忠死致候段、國主にも悻を取立有之旨沙汰有之候得共、信使より對州へ之手前も有之者事相濟候後日能々計らひ候はん只穩便に取納られた由也

十二月廿六日筑前を出帆して正月十四日播州室津に着し鈴木傳藏再び暴慢の行爲あり酒井雅樂頭の家臣深江空之丞自殺す、正月廿日使節一行坊舎に入り廿六日出發、二月十六日江戸着諸禮相濟四月四日大坂へ歸着坊舎に入る、七日夜鈴木傳藏使節の一行中官塞傳采を殺害す、場所は外間傳ふるころは本堂西北隅六疊の間なりと稱するも坊舎記録にては臺所次のシユロノ間と稱せし場所に殺害と附箋あり、現今の臺所は安永中の改築にかゝり塞傳采殺害されたる室の如きは知るに由なし、傳藏塞傳采を切捨て後行衛を晦す『朝鮮人來朝之記』に曰く

此内ニて右塞傳采殺害致候ニ行年二十五歳古郷ニ妻子三人有之由、依之館中大騒動對州並岸和田兩家中より吟味人數相改候處對州之小通詞鈴木傳藏行方不知、段々吟味有之、鈴木之下人三郎幸治兩人ヲ吟味之處鈴木者小橋寺之誓福寺住持ニは親類ニ依之住持を相軟ける故寺之男半助喜助ミ云者相添丹州親類之寺へ落し遣し候處、折惡敷丹州之寺留主故一宿も候はで西國エ通がる積にて池田エ來同十七日夜池田饅頭屋ニて一宿す、此時大坂より諸方

エ御手配有之ニ付、饅頭屋も此事御吟味嚴敷故態ミ頼母敷もてなし置不家エ宿より早速大坂役人八田五郎左衛門小屋村邊吟味由ニ付、早速知らせ候處直様八田之手生捕、十八日大坂エ召捕歸る、傳藏行年廿六歳背高サ五尺三寸中肉也白キ方少し大形眼之張よく人體骨格賤



朝鮮人來朝之記

しからず、下ニ者群内之大島繻絆上ニ者墨羽二重拾を着す、毎日御室ニ於て兩町奉行江戸御目附曲淵勝治郎殿立會段々吟味上御仕置御沙汰究候

一其方儀此度信使ニ隨ひ通詞之役目を以て諸事大切ニ可致處無故口論を仕出し都訓導官を害し旅館騒動刺出奔仕候條言語道斷狼藉不過之也、依之寺罪ニ被爲仰謝候處對州之役人成を以罪を輕し大坂窄屋ニ而斬罪被仰付候之間此段承知仕御慈悲難有可思もの也

申五月六日

右之通讀聞かせ道頓堀こほ蓋島ニ而打首取則傳藏駕ニ而西横堀西側道頓堀西エ

枝突 貳人 穢多 貳拾人

與力二頂(カ) 鎗貳本 大身鎗四本
口六人 穢多貳拾人

鈴木傳藏駕

警固拾六人水駕ニ付添

杖突 貳人 杖突 貳人

上々官 馬^上中宮 □持 上々官 同上

上々官 同斷 醫官 馬^上壹人

小童 同斷 中官 拾六人

但シ貳行ニ並ひ各小獅之鎗御付居此内神刀を帶せしも有之何□□を事も□□醫ミ

金旗 四本 青龍刀 貳本 三枝刀 貳本

正使 乘物 六枚 中官壹人刀持ミしてた、付添

副使 駕六枚同斷

從事 同斷同斷

醫官 馬上壹人 小童馬上小童同

中官 貳拾人 木腰鎗^チ付^{ナリ} 杖突二人

東西町奉行馬上帷子麻上下手鎗二人

江戸御目附 同斷

對州奉行 同斷

岸和田奉行 同斷

與力三頭 鎗^{三本}旗^{六人} 同心廿人

傘 鈎臺持 □行 杏花合羽龍 □持

右之通御仕置相濟朝鮮人立會見分□□事にて朝鮮之方申分無之趣ニ而早速歸國之旨申出

故同五月六日大坂發足相濟

歸路國々休泊船路之事治定ニ^(カ)迎有之大體上坂之□ニ唯□□略之爾以上

寶曆十四年甲申五月日寫シ

改之明和三年也

(以上)

當時四月九日を以て傳藏人相書觸れ出さる

鈴木傳藏人相書

一行年廿六歳

一脊ノ高サ五尺三寸、中肉にて顔の色白く、眼は少シ大キク張強シ、人體骨柄賤からず、

一其節之着類黒羽二重之袴下には郡内大嶋の繻^(カ)伴

右體之者見付次第訴出候ハ、御褒美被下候間可遂吟味者也

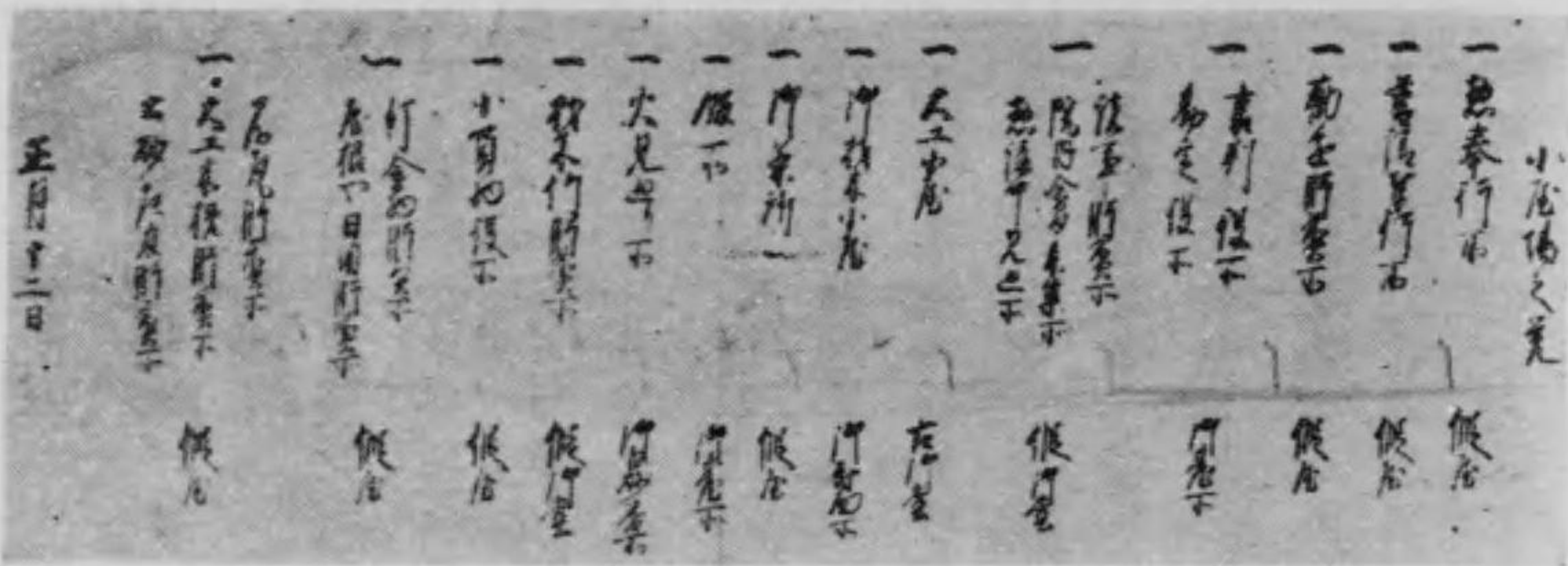
四月九日

第二十四章 十八役所の由来

十八役所又は十八寄所ニ號し元祿五年八月廿三日尊超寺を使者ミして大坂奉行所于時東町奉行松平立藩頭忠周西町奉行加藤大和守泰堅へ出頭再建出願に端を發し諸役所を設け工事の進行を謀れり而して十八役所聯合の成るは寶曆年中十二講聯合ミ同時代なるが如く殊に享保九年買添境地町役免除に就て十八役所協同盡力し安永二年三月法如宗主九字十字尊號を書し其功を賞せらるゝに於て大成せりミ謂ふべし元祿年間再建當時初めて設けし諸役所は當時の繪圖及小屋場之覺に其名出づ曰く

小屋場之覺

- 一 惣奉行所 假屋
- 一 普請奉行所 假屋
- 一 勸進肝煎所 假屋
- 一 裏判役所 御臺所
- 一 勘定役所 假御堂
- 一 諸事肝煎所 假御堂
- 一 院內餘間參集所 假御堂



小屋場之覺

- 一 大工小屋 古御堂
- 一 御材木小屋 御對面所
- 一 御茶所 假屋
- 一 飯所 御臺所
- 一 火見廻り所 御白砂番所
- 一 材木竹肝煎所 假御堂
- 一 小買物役所 假屋
- 一 釘金物肝煎所 假屋
- 一 屋根屋日用肝煎所 假屋
- 一 石瓦肝煎所 假屋
- 一 大工木挽肝煎所 假屋
- 一 土砂左官肝煎所 假屋

正月十二日

この覺の正月十二日ミあるは恐くは元祿六年正月十二日なるべし十八役所の活動せるは寶曆頃より慶應まで約一百年間なるが如く十二講ミ終始して本山及び坊舎の崇敬に力む先づ十八役所の名稱を知るを要す十八役所は明治年間に至り繼續者を缺き或は建物

廢類して變動少からず其名稱すら調査に困難するところなるが今十八役所全盛の頂點に達せる安永頃の境内圖にあらはせる繪圖によりて之を掲げんこの繪圖年號の記載を缺くも安永年時の製圖を考ふるものなり同圖によるに御堂筋南隅より數へて(一)廣間役所(二)八日役所(三)掃除役所(四)材木役所(五)立關役所(二より五まで一棟次に表門あり次に(六)寄進所(一棟(七)攝待所茶所を接す(八)金物役所(一棟次に御成門あり次に(九)小買物役所(十)金障子役所以上一棟次に鼓樓あり備後町に沿ふて(十一)花束役所(十二)臺所役所(十三)板本役所(十四)膳所役所(十五)菓子役所(十六)煮方役所(十七)十三日役所(十八)花役所(一連に接續して次に臺所門あり是等の位置は慶應の末年尋て明治の初めに至るまで變動なかりしが如し先に出せる元祿年中の「小屋場之覺」に「諸役所勤方之覺」を稱する一冊あり記載年時を缺く其内容を檢するに元祿六年再興の工を始るにあたり制約を示し工の進行を謀るものなるや必せり

『諸役所勤方之覺』に曰く

一 御勸進之事

一切之寄進奉如之義明細ニ帳面ニ被記置金銀鳥目ハ御勘定方へ八木其外食物並すみ薪口飯所方煮茶並茶具ハ御茶所右之役所へ可被相渡候尤材木竹釘金物矢根屋日用石瓦大工木挽土砂左官等之義ハ書付にて上り候共それ〱御役所江早速可被相達候右之外之寄進物者小買物役所へ可被相渡事

右帳面毎暮金光寺立合ニテ當番之衆中被相改判形被相調役所々々より品々請取候旨奥書可被乞請事

一 裏判所之事

一切之御調物代銀注文來り候ハ、被達吟味各判形被相調勘定方へ可被相渡事

一 勘定所之事

諸事御調物代物注文裏判役所より判形被相調被指越候ハ、紙面之通可被相渡候尤御勤物之金銀鳥目請取被申候ハ、帳面ニ被記御藏江納可被置事

一 諸事肝煎方之事

御普請場所々見分候テ存寄之義候ハ、御普請奉行其外所々之役所へ被心ヲ付御手廻宜様ニ心遣之事

一 院内餘間衆並惣御講衆見廻之事

御普請場見分之上被存寄之義有之候ハ、御普請奉行其外役人中へ可被申談事

一 御茶所之事

毎日御堂參詣之衆中其外御茶所立寄候輩へ湯茶給候様ニ心遣可有之候尤風呂釜茶碗其外諸道具茶炭薪等迄小買物所より請取可被申事

一 飯所之事

毎日諸々御役所へ被相詰候當番院内餘間飛擔惣坊主衆御講衆寄講中並御用ニ付被相詰候衆中へ一汁二菜香物共ニテ晝飯給候様ニ用意可有之候若飯所役人衆見知不被申候仁有之候ハ、其役所々々へ被相尋無滯支度候様ニ心遣可有之候尤大工日用(雇)其外ニも寄進人有之候ハ、其御役所より注進可有之候間是又支度致候様ニ可被申付候若又御門徒中より八木其外何ニテも志有之候ハ、是又相應ニ用意候而給候様尤に候惣而八木萬調物之義ハ、小買物役所より請取被申八木味噌等之仕込用意可有之事

但シ夜廻リ之衆中へハ夜食も給候様ニ尤ニ候

一 火見廻り之事

御白砂番所ニ被相詰晝夜共御屋敷内外暮ニ見廻リ火之元之義ハ不及申諸事心ヲ被付無沙汰ニ無之様ニ可被相勤候諸道具之義ハ小買物より請取可被申候事

一 材木竹肝煎之事

所々より指出之入札御吟味被仰付落札相極り材木竹等持來候時各諸事被遂吟味請取被申南北御築地東之方ニ被指置御用次第大工方へ可被相渡候尤大木之義ハ場所能所見立被指置御用次第木場より可被取寄事

一 小買物之事

材木釘金物石瓦土砂之外者一切之御調物各被遂吟味被相調所々御役所へ可被相渡候但し

株立候調物之義ハ樫井十太夫高山半左衛門江直談之上可被相調事

一 釘金物之事

所々より指出候入札御吟味被仰付落札相極り釘金物持來り候時貫目或ハ何把何束等被遂吟味入櫃ニ入置御用次第所々江可被相渡候先古釘金物等之義も被遂吟味可有支配事

一 屋根や日用(雇)之事

所により指出候入札御吟味被仰付落札相極り參集之時人々細工情ニ入候様ニ心遣被致若無情成者成者有之候ハ、其頭へ相斷引替可被申候若又寄進ニ自身罷出候ハ、諸事可被心添事

一 石瓦之事

所々より指出候入札御吟味被仰付落札相極り持來候時被遂吟味請取被申普請奉行相談之上可然方ニ被指置御用之時節可被相渡事

一 大工木挽之事

屋根屋日用(雇)同前たるべき事

一 土砂之事

假御堂引移候地形より築始次第ニ東御白妙之方へはこび申候様ニ指圖可有之勿論濱より御坊迄はこび候時節各被罷出往還障無之様ニ可被下知事

一左官之事

大工木挽可爲同前事

(以上)

元祿年再建工成就し遷佛の式を舉げたるは、元祿十二年十月廿日なり。是より二十六年目炎上後再々興を企て享保十六年七月石搗の運びに至れり。本文始に、大坂御坊御石搗諸役所より出候綱引人數並狂言覺ミし御役所南之端よりミして各役所の位置順序を如るべし二八日講二掃除役所三御立關役所四寄進所五攝待所六金物役所七御廣間役所八金障子役所九小買物役所一〇御華足役所一一御臺所役所一二板本役所一三膳所役所一四菓子役所一五煮方役所一六十日講を舉ぐ、この享保十六年より四十餘年の安永二年三月買添地町役町内費免除に關し功勞尠からざるを以て長御印章を下して賞する三ころあり、曰く

一筆令啓候、先以兩御門跡様倍御機嫌能被爲成御座候間、可爲大慶候、然者其御坊御買添地面之一件段々各出情ニ而此已後永代御坊分より之御費も無之様此度對談相調候趣具達御聽誠末代迄之規模全十八役所中兼而厚く御法義相續之懇志より佛祖善知識廣大之御恩相辨報恩謝德之志不淺ゆへ三兩御所様何程か御感心且者御満足に被思召候、依而彌御法義被相嗜候様に三深き思召を以此度九字十字之御名號十八役所中江御染筆被成下候間、不一方難有頂戴有之御寄等被相勸候節者御脇掛にも可被拜上候、別而其他者餘國三違ひ格別御法義有縁の土地にも候へば一入御法流相潤御門葉之同行中一人も不殘安心決得あらさせ度、只

善知識には是而已晝夜御苦勞に被思召候間、各平生聽聞之通雜行自力のあつかひを捨離れ一心一向に如來を頼み奉り往生治定の安心を決得し、猶又信後之嗜ハ國恩を相辨夫々人間の有様にまかせ時々刻々報土往生の樂果を相待、其上者吳々も御恩報謝之稱名無懈怠可被及相續候、夫に付き御流を汲ながら御勸化一座之法常をももふけず或は佛事等も唯僧侶寺院而已に託して佛恩報謝の稱名も怠り、自分の安心未決定の輩もあらば以之外の大事ニ候急ぎ心底より心底より相改可被申候、されば雷石を穿の道理なれば折々御寄等も被相勸十八役所講外之輩をも誘引し若きも定めなき人界の有様を辨、男女老少をわかたず法座に參集して御法義安心の道理を幾度も三聽聞、申、いよく、金剛堅固の思ひに住し一味之安心決得有之我人一同不洩様可被遂眞實報土往生之素懷事肝要之旨被仰出候不宣。

安永二癸巳年三月七日

嶋田讚岐守

勝富(花押)

下間少進法眼

仲舊(花押)

下間宰相法印

頼寛(花押)

下間大進法印

仲矩(花押)

大坂津村御坊

十八役所中

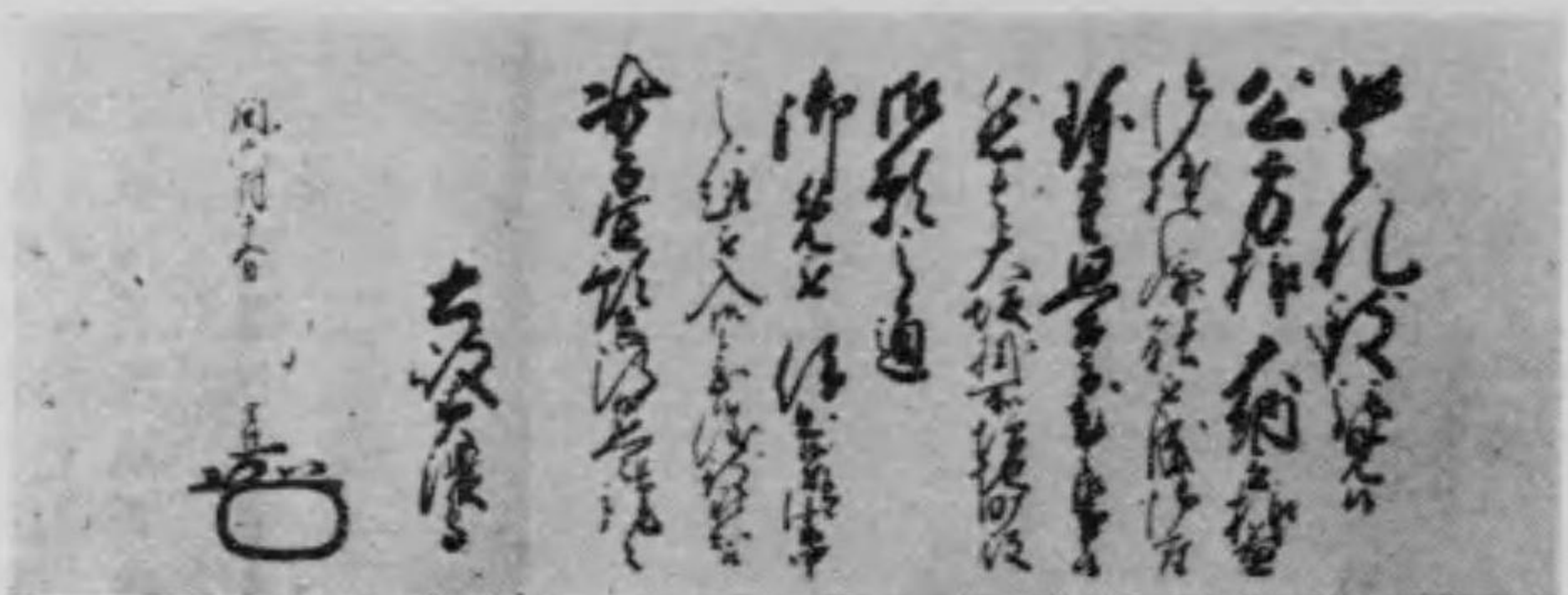
第二十五章 明和七年町役免除

明和七年三月本町筋町家拾四役北渡邊筋町家六役置添地の町内課賦免除せらる。寶曆十三年免除方請願開始以來八年目にして事成る。享保九年この地坊舎の所有に歸して以來數ふれば四十七年なり。明和七年三月五日使僧金剛寺江戸にあり同日社奉行牧野越中守役所に於て町役免除の義願の通り許可の旨達せらる。同年閏六月十五日築地輪番得雄寺御禮こして社奉行へ出頭奉書を受領せり

貴札致拜見候、公方様大納言様益御機嫌能被成御座珍重思召候旨尤之御事候、然者大坂掛所増地町役御願之通御免被仰出候付、御書中之趣被入御念候儀致承知候、此旨宜預御心得候、恐々謹言

土岐美濃守

閏六月十五日



寺社奉行奉書

定經(花押)

松平伊賀守

忠順(花押)

牧野越中守

貞長(花押)

土屋能登守

篤直(花押)

下間大進殿

是より先き明和六年丑五月町内より坊舎町役免除請願に付き故障無之旨寶曆十三年八月の一札に添ひ再ひ一札を年寄小濱屋七郎兵衛に出せり、曰く

一札寫

一當町津村御堂買添屋敷十四役之處此度西本願寺より於江戸表右町役御免之御願御座候趣ニ而惣御年寄中より町内江差障之義御尋ニ付津村御堂御留守居勘定講中よりも

町内江對談之上右町役御免之上ニ而も出銀之義是迄之銀高ニ應し則別紙證文之通永々每
年無異儀御渡被成候筈ニ相對相濟然上者銘々共少も差支無御座候此段惣御年寄中江御答
被仰上可被下候爲後日町中得心印形依而如件

寶曆十三年未八月二日

住吉屋甚兵衛印

吉野屋又兵衛家守

播磨屋武兵衛印

泉屋甚兵衛家守

八幡屋五兵衛印

阿間 以之

代判 伊勢屋仁三郎印

雛屋源右衛門印

紅粉屋勘兵衛印

河内屋次三郎

代判 河内屋太兵衛印

網屋七郎兵衛印

大和屋彦兵衛家守

今津屋市郎兵衛印

淨 久 寺印

淨久寺家守

播磨屋長右衛門印

河内屋九兵衛印

京屋嘉兵衛印

大黒屋喜代松

代判 河内屋伊八印

山城屋善助印

布屋安兵衛印

綿屋宇兵衛印

油屋治兵衛家守

油屋安兵衛印

淨 照 坊印

淨照坊家守

佛師平兵衛印

泉屋勘右衛門印

泉屋甚兵衛家守

山城屋七郎右衛門印

年寄

小濱屋七郎兵衛殿

右七ヶ年以前未年八月丁中一統相判之上御答書上ヶ御座候處此度又々惣年寄中より御糺被成候ニ付御堂えも尙又御掛合之處先年御相對之通り彌異變無御座候上者銘々共前書通彌申分無御座候條其旨御答被仰上可被下候爲其丁中連印仍而如件

明和六年丑五月

住吉屋甚兵衛印

播磨屋武兵衛印

泉屋甚兵衛家守

八幡屋又兵衛印

阿間 壽 春印

雜屋源右衛門印

紅粉屋勘兵衛印

河内屋源右衛門印

大黒屋治兵衛印

大和屋彦次郎家守

難波屋甚左衛門印

淨 久 寺

淨久寺家守

播磨屋長右衛門印

河内屋九兵衛印

京屋嘉兵衛印

河内屋五郎右衛門印

山城屋平右衛門印

布屋安兵衛

綿屋字兵衛印

近江屋善兵衛印

油屋安兵衛印

淨 照 坊印

淨照坊家守

佛師平兵衛印
 和泉屋勘右衛門印
 和泉屋長兵衛印
 大黒屋喜左衛門家守
 河内屋伊八印

年寄
 小濱屋七郎兵衛殿

坊舎にては明和七年三月町役免除の許可あるや町内二十一軒に對し永代町課賦分ミして銀高拾五貫辨償すべきを以て交渉更に各戸に分割するこゝに決し明和九年九月兩方證書交附し多年の懸案漸くにして落着せり

永代之後證寫

- 一 當町(私云本町五町目)前々より丁役高十四役之處享保九辰歲三月大火之節類燒後丁内地面之内北側ニ而表口四拾壹間四寸裏行貳拾間但拾四役之場所同年九月津村御堂江買添地ニ相成候事
- 一 寶曆十三年より右町役御免之御願從御本寺段々被仰上候趣ニ而明和七寅年三月より御免被仰出候ニ付是迄御堂より拾四役之出銀相對ヲ以永代出切之銀高拾五貫目御渡シ可被

成旨再應掛ケ合申上町中得心ニ而濟切證文御堂江差出此度銀子丁内江請取申候事

- 一 依右御公役者其節より減少申來候得共以來町入用一件者殘ル役江割方多相掛リ候故右拾五貫目之銀子銘々是迄町入用役割出方之格ヲ以町中江致割符與書之通銘々共江銀子體ニ請取申處實正也然ル上者自今以後之丁入用時々割附之通無異儀差出可申候事
 - 一 右之銀子拾五貫目永々如何様之利廻しに致し節季毎丁入用足にも可相成相談有之候得共遣來等之内末々可滯義難計銘々手元ニ而取切程之銀子無油斷致辨用候ハ、丁入用之足東ニ可相成候尤銘々相續人江於代替りも缺益之沙汰無之候事
 - 一 末々勝手ニ付家屋敷賣拂申時節有之候歟又者家賃方相渡候も次第役掛ニ候ハ、聊差支在間敷候事
 - 一 向後丁入用之儀者尙以始末儉約專一ニ相守萬一臨時之義有之候節も可相成程者隨分質素ニ取計可致候事
- 右之通此節之町人中相談之上前條之趣違背無之候尤他町持家主中共一統ニ承知並割符銀請取印形旁爲後證連判依如件

明和九壬辰歲

九月

一 銀壹貫三拾四匁四分八厘

住吉屋甚兵衛印